

小平市地域包括ケア推進計画

(小平市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)

(令和3(2021)年度～5(2023)年度)

令和3(2021)年3月

小 平 市

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画策定の目的.....	4
3 計画の位置づけ.....	5
4 計画の期間.....	6
第2章 市の現状と課題.....	7
1 推計人口.....	8
2 日常生活圏域別の現状.....	16
3 アンケート調査結果に見る高齢者の現状.....	25
4 前期計画における評価と課題.....	43
第3章 計画の基本的な考え方.....	57
1 計画の基本理念.....	58
2 基本目標.....	58
3 施策の体系.....	60
4 日常生活圏域の設定.....	61
第4章 施策の取組.....	63
1 地域づくり・日常生活支援.....	64
2 介護予防・健康づくりの推進.....	69
3 見守り体制の充実.....	72
4 認知症施策の推進.....	74
5 在宅医療と介護の連携の推進.....	77
6 社会参加の促進.....	79
7 権利擁護の充実.....	81
8 介護サービスの充実と給付の適正化.....	82
9 安心できる住まいの確保.....	87
第5章 介護保険事業の見込量と介護保険料.....	89
1 介護保険事業の見込量推計と保険料設定の流れ.....	90
2 介護保険事業の見込量推計.....	91
3 介護保険料.....	101

第6章 計画の推進体制.....	111
1 計画の進行管理.....	112
2 関係機関等との連携.....	113
3 国・東京都への要請.....	113
資料編.....	115
1 小平市介護保険運営協議会設置要綱.....	116
2 小平市介護保険運営協議会委員名簿.....	117
3 小平市介護保険運営協議会の検討経過.....	118
4 小平市地域包括ケア推進計画策定調整会議設置要綱.....	119
5 小平市地域包括ケア推進計画策定調整会議委員名簿.....	121
6 ワーキングチームメンバー.....	121
7 小平市地域包括ケア推進計画策定調整会議の検討経過.....	122
8 市民意見公募（パブリックコメント）.....	122
9 用語解説.....	123

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 高齢化の進展

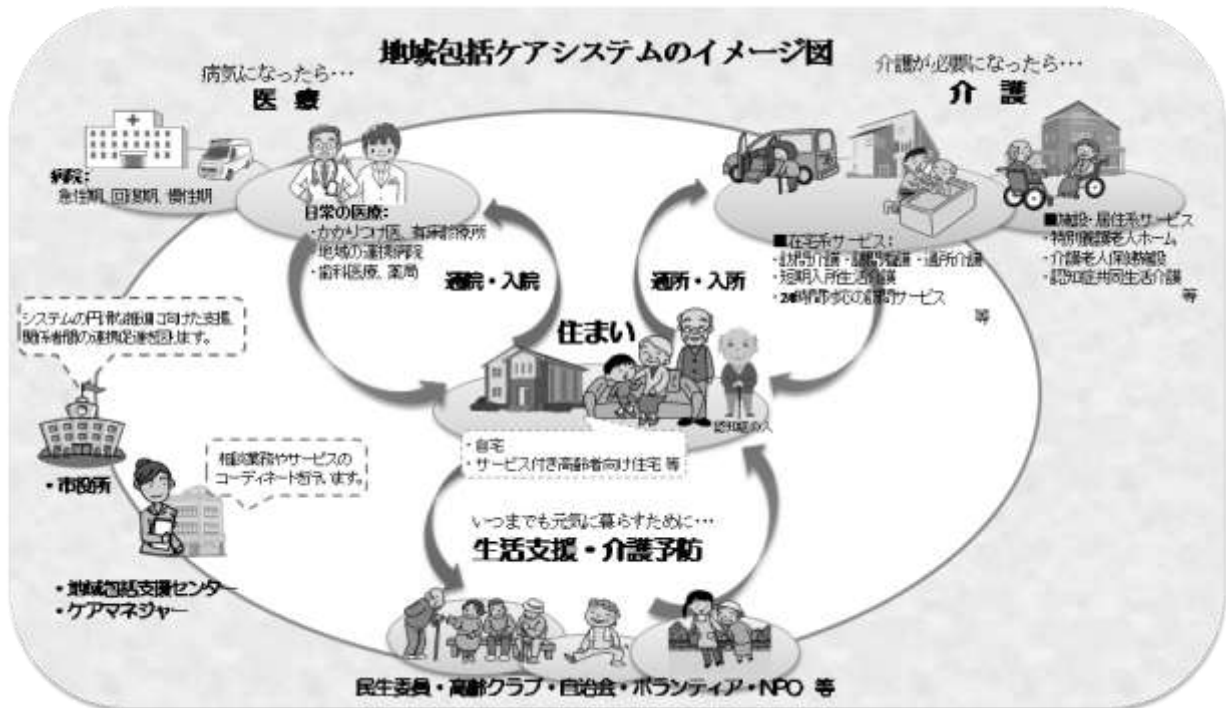
日本の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、令和2（2020）年4月1日現在、28.6%となっており、急速に高齢化が進展しています。今後も高齢者数は増加を続け、令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上となり、その後の令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、更なる高齢化率の上昇が見込まれています。

小平市においても、高齢者人口は増加を続けており、令和2（2020）年4月1日現在、人口約19万5千人に対して、高齢者人口が4万5千人、高齢化率は23.2%となっています。小平市の推計では、しばらく高齢者人口の増加は続き、令和7（2025）年は約4万7千人、令和22（2040）年には約5万6千人になると推計されています。

(2) 地域包括ケアシステムの推進

市では、高齢化が進展する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、平成27（2015）年度の高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画から、「小平市地域包括ケア推進計画」と総称し、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めてきました。

令和7（2025）年が近づく中で、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加などに伴う高齢者の多様な課題に対応するために、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムを推進し、さらにはその先の令和22（2040）年を見据えた取組を進めていくことが必要となります。地域包括ケアシステムの構築に向けたこれまでの方向性を継承しつつ、前期計画における施策の実施状況や新たな課題などを踏まえ、令和3（2021）年度からの「小平市地域包括ケア推進計画」を策定します。



※ 地域包括ケアシステムは、おおむね 30 分以内に必要サービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定しています。

(3) 地域共生社会の実現に向けて

人々の暮らしや地域の在り方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指すこととされています。地域共生社会とは、制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会です。

高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域で暮らす人々がお互いに支え合いながら、暮らしていくことができ、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

今後は地域共生社会の実現に向け、地域のネットワークや関係機関が連携・協力しながら、多様な課題やニーズに対応するための支援体制の整備が求められています。

(4) 感染症や災害への対応

新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛などで、高齢者の身体や認知機能の低下など健康への影響が懸念されています。高齢者は、感染すると重症化につながりやすいことから、感染予防への対策の徹底を図りながら、各種事業を進めていくことが必要です。講座や講演会等における参加人員の管理、換気、消毒など感染拡大防止策を講じながら、介護予防や健康づくりの取組を推進していく必要があります。

また、介護サービスは、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが必要です。感染症の流行や災害の発生状況を踏まえ、介護事業所等と連携した感染症予防や防災についての周知啓発や研修の実施、介護事業所における必要な物資の備蓄、サービス提供体制の確保など、感染症や災害への対応力の強化が求められています。

小平市においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、介護事業所に対しマスク等の衛生用品の購入費補助、業務継続支援金の支給、PCR検査費用の助成など、業務継続のための支援を行ってきました。今後も、国、東京都と連携を図りながら、必要な支援を行っていく必要があります。

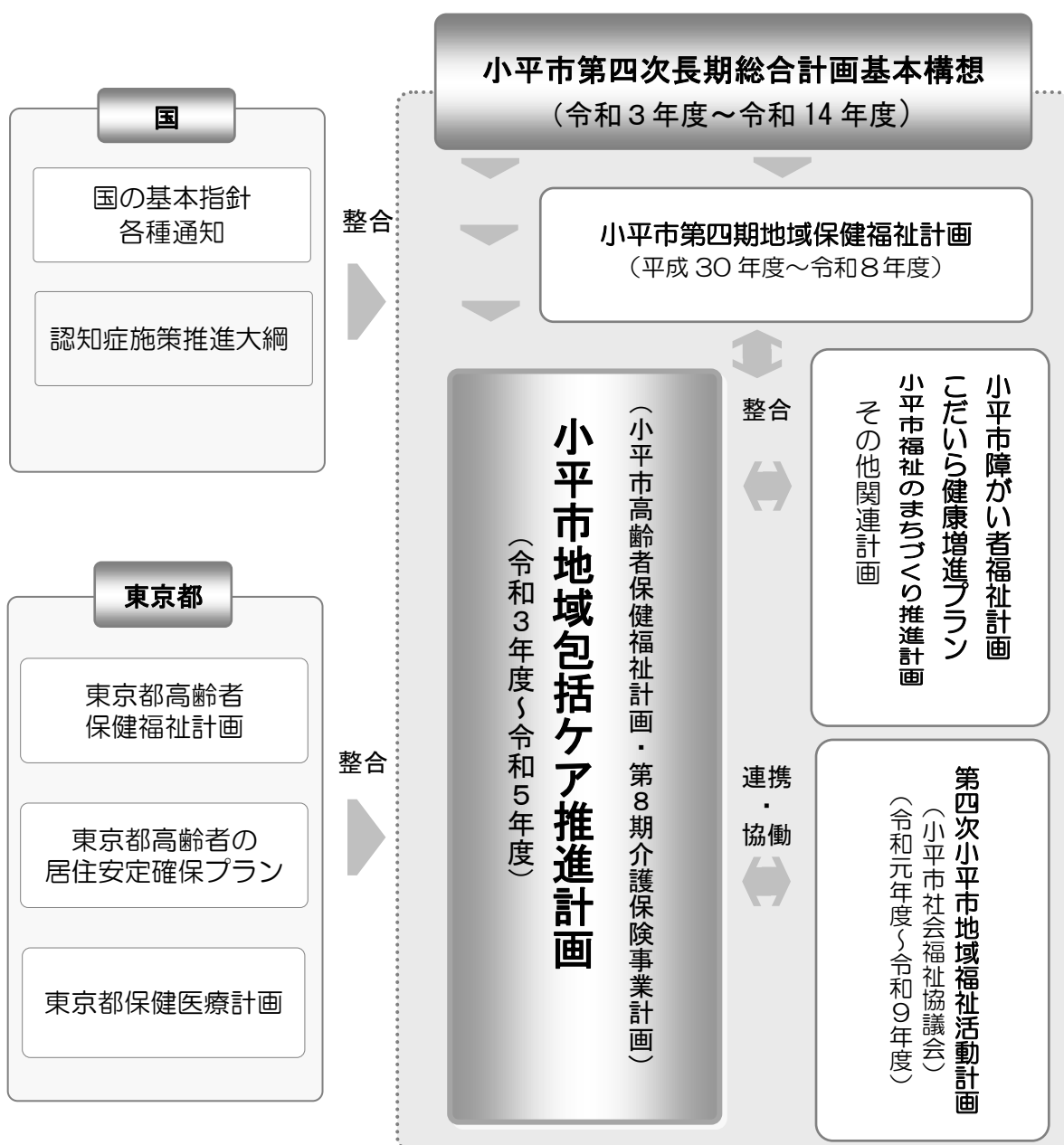
2 計画策定の目的

本計画は、小平市の高齢者保健福祉及び介護保険事業の運営にかかる基本理念・基本目標を定め、併せてその実現のための施策を定めるために策定するものです。

3 計画の位置づけ

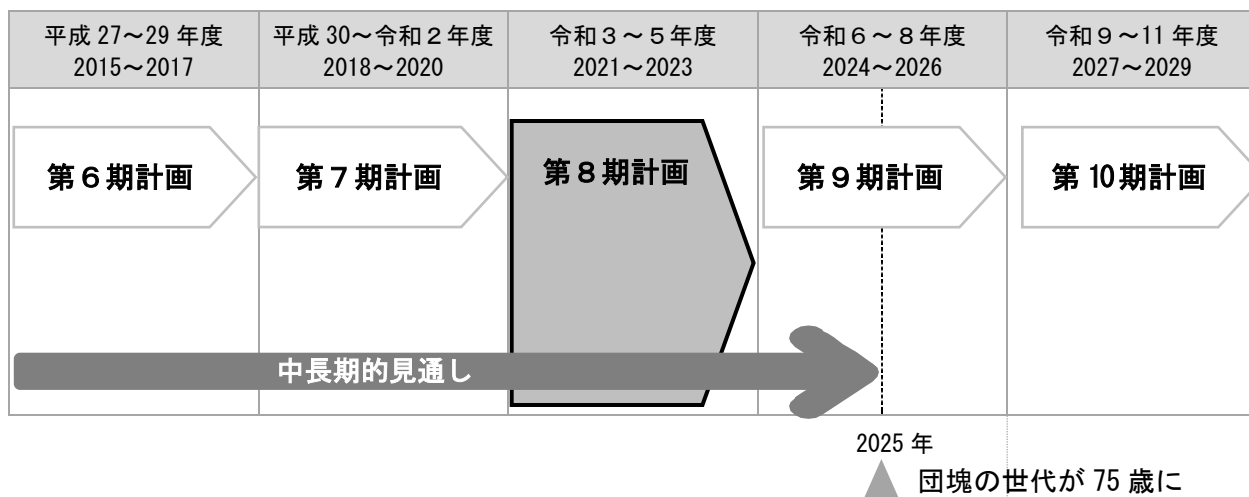
本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する高齢者保健福祉計画及び介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画を一体として策定するものであり、総称を「小平市地域包括ケア推進計画」としています。

市のあるべき姿、進むべき目標を定めた「小平市第四次長期総合計画基本構想」の部門別計画である「小平市地域保健福祉計画」の分野別計画として、これらの計画や「小平市障がい者福祉計画」、「こだいら健康増進プラン」等の関連計画及び介護保険法に基づく国の指針や東京都高齢者保健福祉計画等との整合性を図ります。



4 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とし、前計画から引き続き、団塊の世代が75歳になる令和7（2025）年を見据えた中長期的な視野に立った計画としています。



第2章

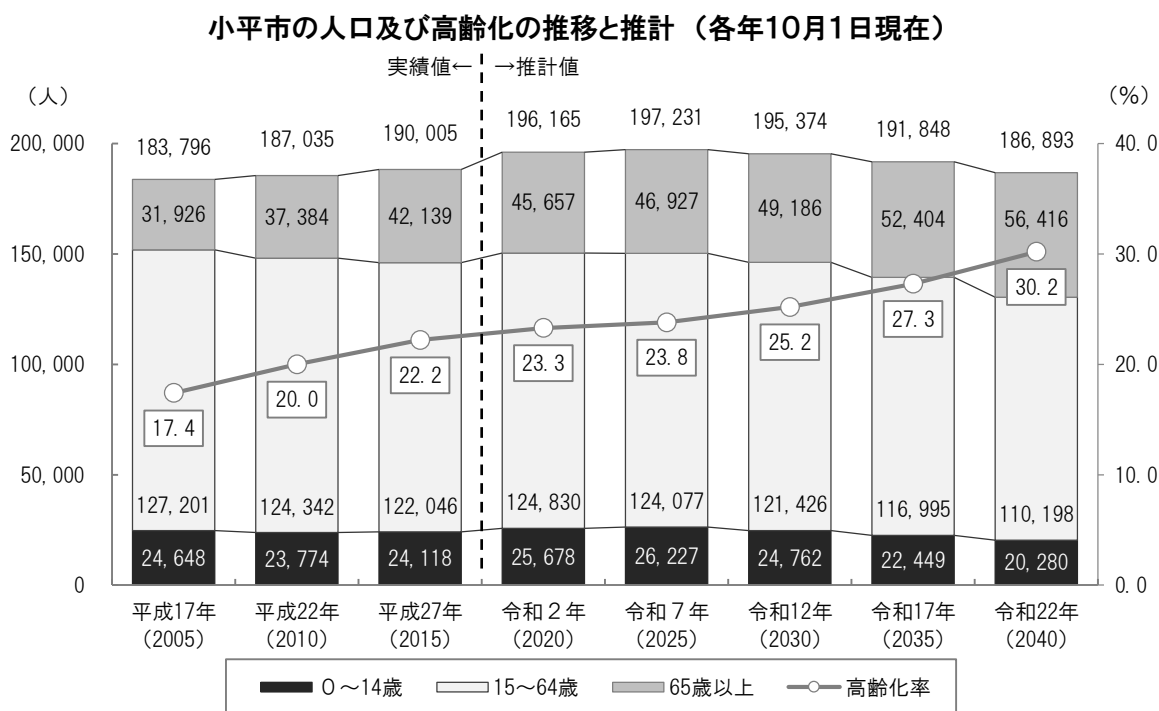
市の現状と課題

第2章 市の現状と課題

1 推計人口

(1) 市の人口及び高齢化の推移と推計

小平市の総人口は、平成27(2015)年の国勢調査では、190,005人となっていますが、令和7(2025)年をピークに減少傾向になると推計されます。一方、高齢者人口は平成27(2015)年国勢調査時点で42,139人、高齢化率は22.2%で、今後もしばらく増加を続け、令和22(2040)年には56,416人、30.2%まで上昇すると推計されます。



	実績			推計					
	平成17年(2005)	平成22年(2010)	平成27年(2015)	令和2年(2020)	令和7年(2025)	令和12年(2030)	令和17年(2035)	令和22年(2040)	
総人口(人)	183,796	187,035	190,005	196,165	197,231	195,374	191,848	186,893	
年齢3区分(人)	0~14歳	24,648	23,774	24,118	25,678	26,227	24,762	22,449	20,280
	15~64歳	127,201	124,342	122,046	124,830	124,077	121,426	116,995	110,198
	65歳以上	31,926	37,384	42,139	45,657	46,927	49,186	52,404	56,416
	高齢化率(%)	17.4	20.0	22.2	23.3	23.8	25.2	27.3	30.2

資料：「小平市人口推計報告書補足版（令和元年8月）」

※平成27年国勢調査結果等を基にしたコーホート要因法による推計。

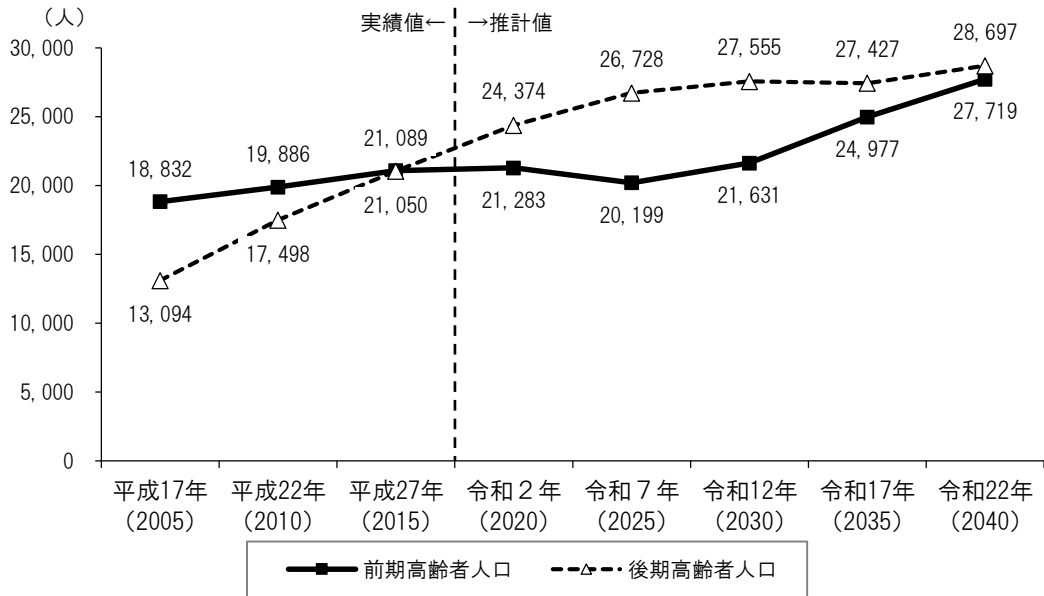
※実績（平成27年度まで）の総人口には「年齢不詳」を含むため、年齢3区分の合計値と一致しない。

※推計（令和2年度から）の数値は、小数点以下を端数処理しているため、総人口が年齢3区分の合計値と一致しない場合がある。

(2) 前期高齢者及び後期高齢者人口の推移と推計

前期高齢者（65歳～74歳）及び後期高齢者（75歳以上）人口の推移をみると、平成27（2015）年以降は、後期高齢者人口が前期高齢者を上回り、令和7（2025）年までは後期高齢者の伸び率は大きくなると推計されます。前期高齢者は令和7（2025）年に減少するものの、令和12（2030）年以降は再び増加していくと推計されます。

前期高齢者・後期高齢者人口の推移と推計（各年10月1日現在）



単位：人

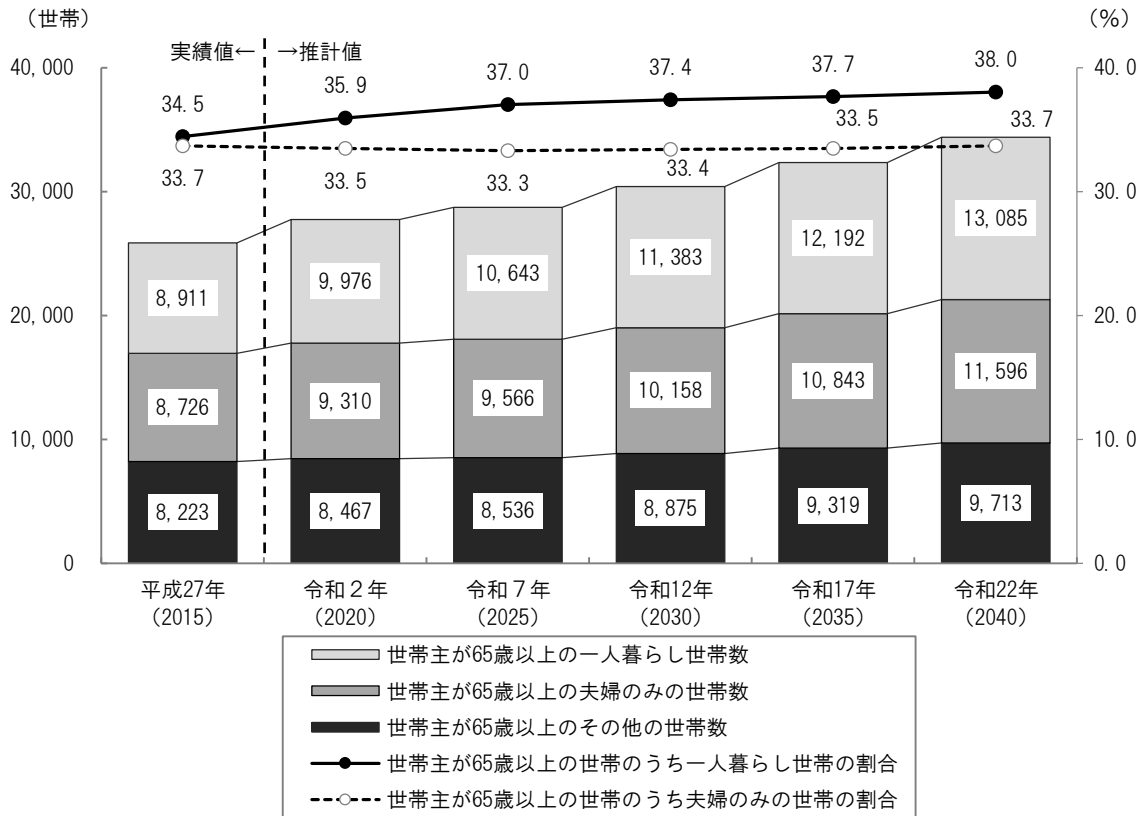
	実績			推計				
	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
高齢者人口	31,926	37,384	42,139	45,657	46,927	49,186	52,404	56,416
前期高齢者人口	18,832	19,886	21,089	21,283	20,199	21,631	24,977	27,719
後期高齢者人口	13,094	17,498	21,050	24,374	26,728	27,555	27,427	28,697

資料：「小平市人口推計報告書補足版（令和元年8月）」

(3) 高齢者世帯の推移と推計

世帯主が65歳以上の世帯は増加傾向にあり、今後も増加し続けていくことが予想されます。なかでも一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみの世帯の増加が大きく、令和7(2025)年には65歳以上の方がいる世帯のうち7割を超えると推計されます。

高齢者世帯の推移と推計（各年10月1日現在）



	実績		推計			
	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
世帯主が65歳以上の一般世帯※	25,860	27,753	28,745	30,416	32,354	34,394
世帯主が65歳以上の一人暮らし世帯	8,911	9,976	10,643	11,383	12,192	13,085
割合 (%)	34.5	35.9%	37.0%	37.4%	37.7%	38.0%
世帯主が65歳以上の夫婦のみの世帯	8,726	9,310	9,566	10,158	10,843	11,596
割合 (%)	33.7%	33.5%	33.3%	33.4%	33.5%	33.7%
世帯主が65歳以上のその他の世帯	8,223	8,467	8,536	8,875	9,319	9,713

資料：東京都世帯数の予測（平成31年3月）

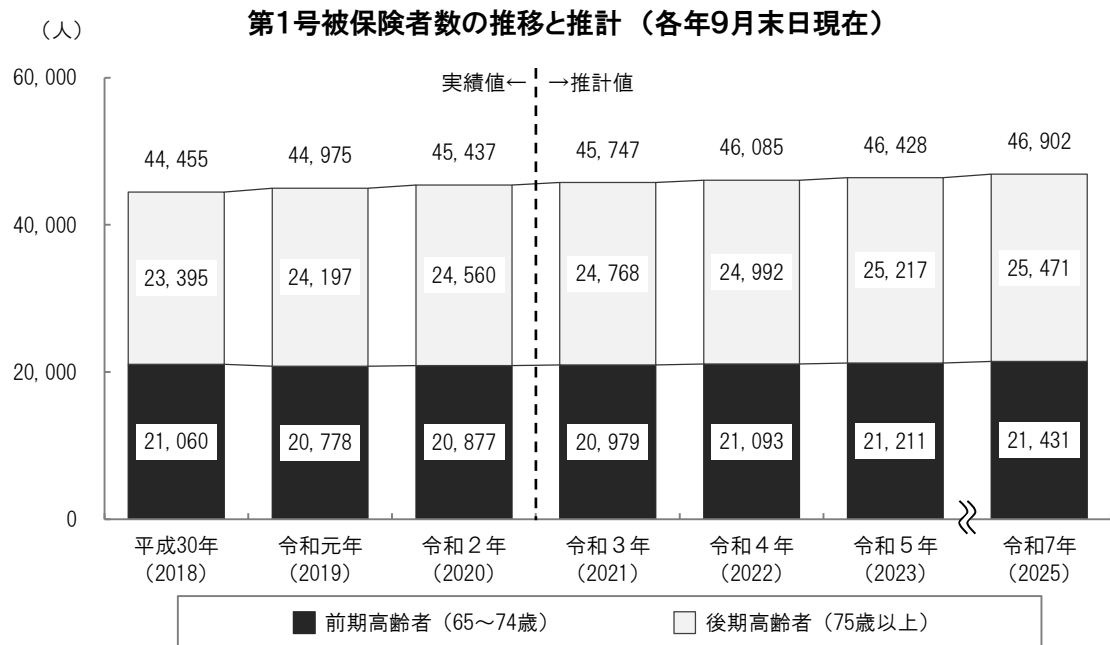
※平成27年国勢調査結果等を基にした推計。

※「一般世帯」とは、「施設等の世帯」（病院・療養所、老人ホームなどの社会施設等）以外の世帯。

(4) 介護保険被保険者数の推移と推計

①第1号被保険者数（65歳以上）

第1号被保険者数は、今後も増加していくことが見込まれ、令和7（2025）年には46,902人になると推計されます。



単位：人

	実績			推計			
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)
第1号被保険者数	44,455	44,975	45,437	45,747	46,085	46,428	46,902
65~74歳	21,060	20,778	20,877	20,979	21,093	21,211	21,431
75歳以上	23,395	24,197	24,560	24,768	24,992	25,217	25,471

資料：小平市高齢者支援課推計

②第2号被保険者数（40歳～64歳）

第2号被保険者数は、今後も増加していくことが見込まれ、令和7（2025）年には70,756人になると推計されます。

第2号被保険者数の推移と推計（各年9月末日現在）

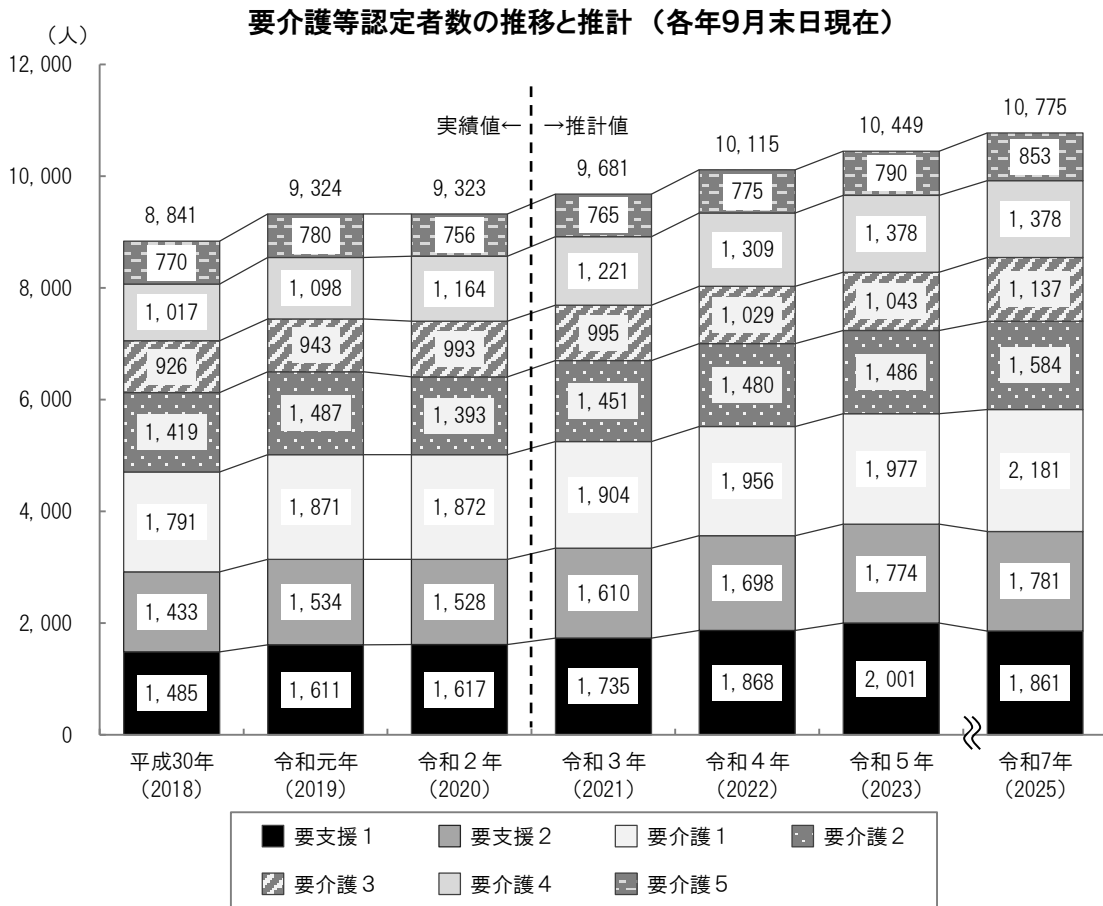
単位：人

	実績			推計			
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)
第2号被保険者数	66,371	67,381	68,135	68,781	69,432	70,091	70,756

資料：小平市高齢者支援課推計

(5) 要介護等認定者数の推移と推計

要介護等認定者数は、今後も増加していくことが見込まれ、令和7(2025)年には10,775人になると推計されます。



単位：人

	実績			推計			
	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和7年(2025)
要支援1	1,485	1,611	1,617	1,735	1,868	2,001	1,861
要支援2	1,433	1,534	1,528	1,610	1,698	1,774	1,781
要介護1	1,791	1,871	1,872	1,904	1,956	1,977	2,181
要介護2	1,419	1,487	1,393	1,451	1,480	1,486	1,584
要介護3	926	943	993	995	1,029	1,043	1,137
要介護4	1,017	1,098	1,164	1,221	1,309	1,378	1,378
要介護5	770	780	756	765	775	790	853
計	8,841	9,324	9,323	9,681	10,115	10,449	10,775

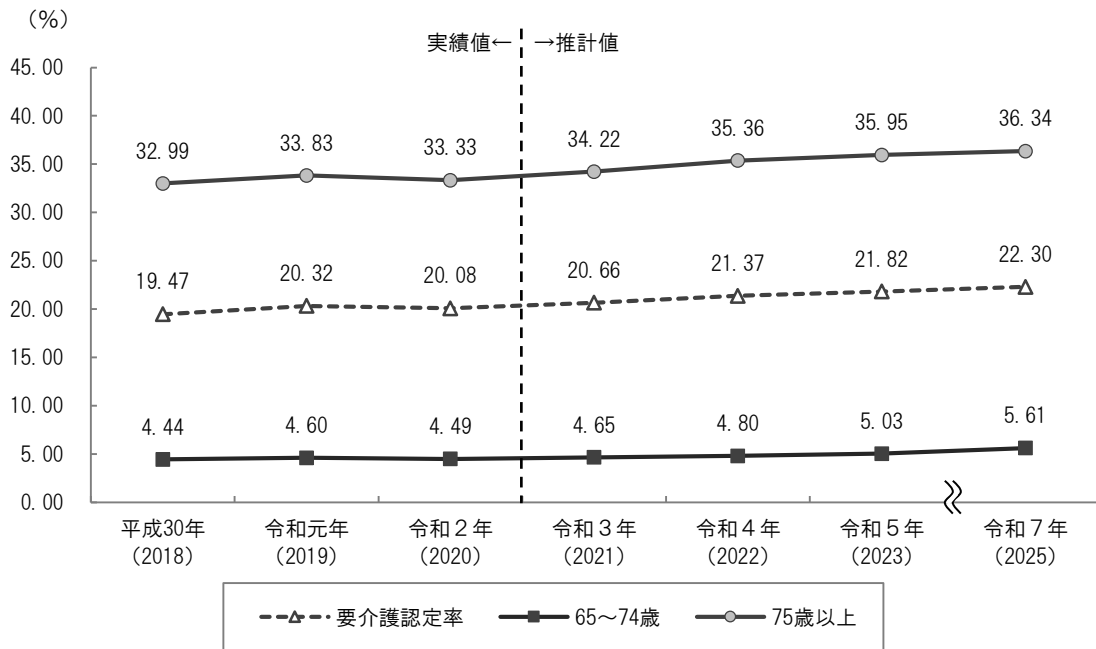
資料：小平市高齢者支援課推計

※第2号被保険者を含む。

(6) 第1号被保険者に占める要介護等認定者の割合(認定率)の推移と推計

第1号被保険者に占める要介護等認定者の割合(認定率)は、今後も上昇していくことが見込まれ、令和7(2025)年には22.3%になると推計されます。また、75歳以上では、令和7(2025)年には36.34%になると推計されます。

第1号被保険者に占める要介護等認定者の割合(認定率)の推移と推計 (各年9月末日現在)



	実績			推計			
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)
第1号被保険者数 (人)	44,455	44,975	45,437	45,747	46,085	46,428	46,902
65~74歳	21,060	20,778	20,877	20,979	21,093	21,211	21,431
75歳以上	23,395	24,197	24,560	24,768	24,992	25,217	25,471
要介護等認定者数 (人)	8,654	9,140	9,123	9,451	9,850	10,132	10,459
65~74歳	935	955	938	975	1,012	1,067	1,202
75歳以上	7,719	8,185	8,185	8,476	8,838	9,065	9,257
認定率(%)	19.47	20.32	20.08	20.66	21.37	21.82	22.30
65~74歳	4.44	4.60	4.49	4.65	4.80	5.03	5.61
75歳以上	32.99	33.83	33.33	34.22	35.36	35.95	36.34

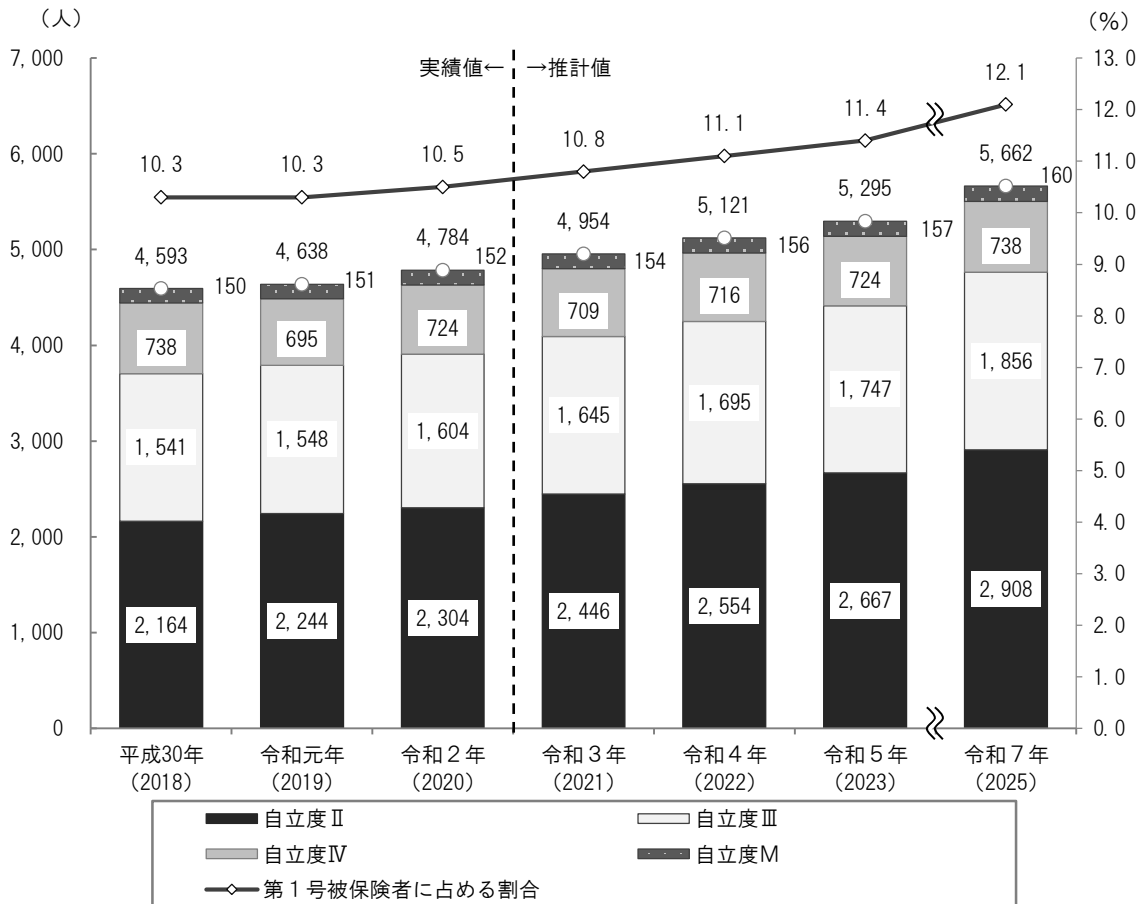
資料：小平市高齢者支援課推計

(7) 認知症高齢者数の推移と推計

認知症高齢者数は今後増加するものと見込まれており、令和7（2025）年には5,662人になると推計されます。第1号被保険者に占める認知症高齢者の割合も今後上昇するものと見込まれており、令和7（2025）年には12.1%になると推計されます。

また、令和2年9月末日現在、認知症高齢者の63.5%は在宅で生活をしています。

認知症高齢者数と第1号被保険者に占める認知症高齢者の割合の推移と推計（各年9月末日現在）



	実績			推計			
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)
自立度II (人)	2,164	2,244	2,304	2,446	2,554	2,667	2,908
自立度III (人)	1,541	1,548	1,604	1,645	1,695	1,747	1,856
自立度IV (人)	738	695	724	709	716	724	738
自立度M (人)	150	151	152	154	156	157	160
合計 (人)	4,593	4,638	4,784	4,954	5,121	5,295	5,662
第1号被保険者に占める割合 (%)	10.3	10.3	10.5	10.8	11.1	11.4	12.1

資料：小平市高齢者支援課推計

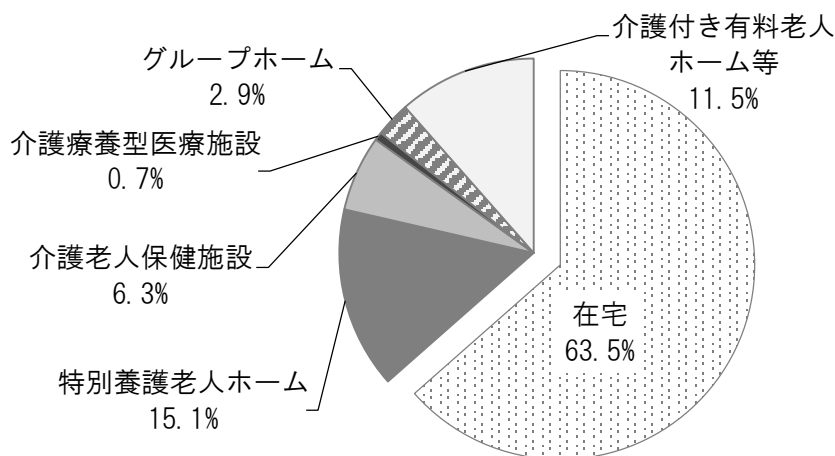
※認知症高齢者:要介護認定調査における日常生活自立度II以上の高齢者

《参考》認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内で上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他傷等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

資料：「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について
(平成18年4月3日老発0403003号)

認知症高齢者の在宅割合（令和2年9月末日現在）



※在宅には入院中の人数を含む

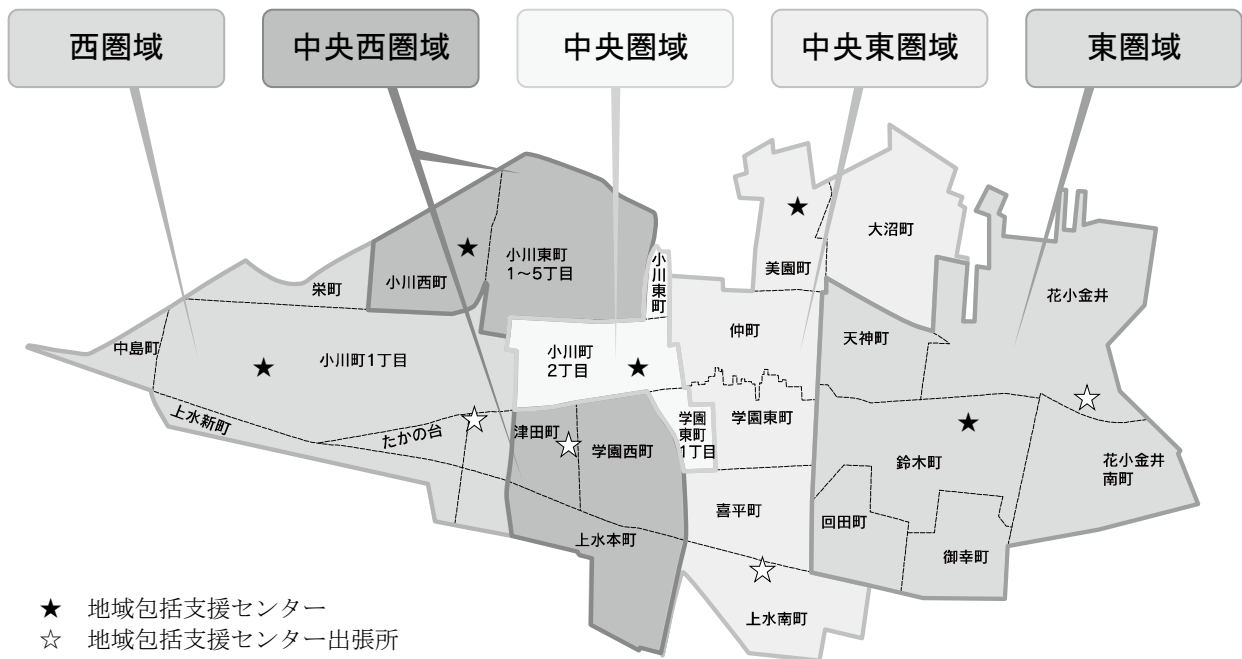
資料：小平市高齢者支援課作成

2 日常生活圏域別の現状

(1) 日常生活圏域の区分

第3期介護保険事業計画から、地域の実情を踏まえたきめ細かい高齢者福祉・介護の環境づくりをめざすものとして、日常生活圏域の考え方が取り入れられました。

小平市では、地域の成り立ちや人口の分布状況などから、市内を5圏域に区分し、圏域ごとの中核拠点として地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）を設置しています。



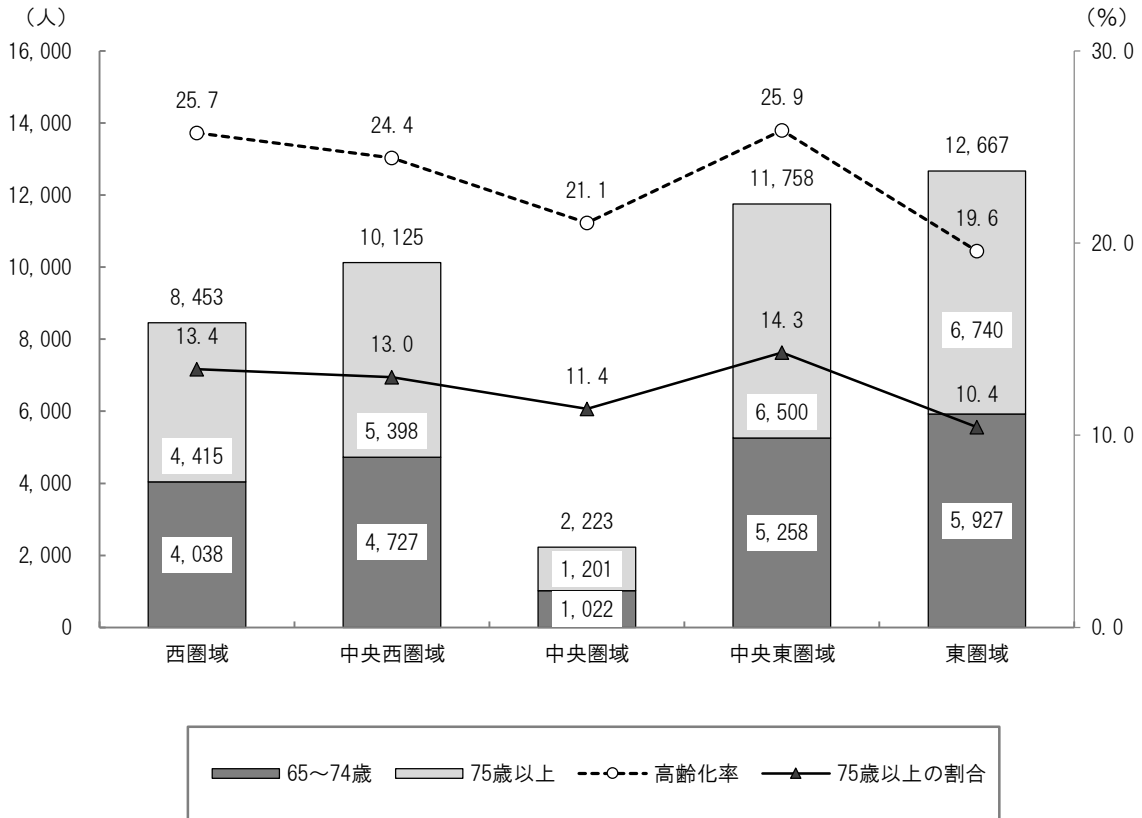
	西圏域	中央西圏域	中央圏域※	中央東圏域	東圏域
町名	栄町 1～3丁目 中島町 小川町 1丁目 たかの台 津田町 1丁目 上水新町 1～3丁目 上水本町 1丁目	小川西町 1～5丁目 小川東町 1～5丁目 津田町 2～3丁目 学園西町 1～3丁目 上水本町 2～6丁目	小川東町 小川町 2丁目 学園東町 1丁目	美園町 1～3丁目 大沼町 1～7丁目 仲町 学園東町 2～3丁目 学園東町 喜平町 1～3丁目 上水南町 1～4丁目	花小金井 1～8丁目 天神町 1～4丁目 鈴木町 1～2丁目 花小金井南町 1～3丁目 回田町 御幸町
地域包括支援センター	けやきの郷 けやきの郷 たかの台 出張所	小川ホーム 小川ホーム 四小通り 出張所	中央センター (基幹型)	多摩済生 ケアセンター 多摩済生 ケアセンター 喜平橋出張所	小平健成苑 小平健成苑 花小金井 出張所

※中央圏域を担当する中央センターは、基幹型地域包括支援センターとして、各地域包括支援センターの統括や連絡調整、後方支援、人材育成も行うため、担当する日常生活圏域は小区域としている。

(2) 高齢者の状況

日常生活圏域別の高齢者人口を見ると、東圏域が12,667人と最も多く、次いで中央東圏域が11,758人、中央西圏域が10,125人となっています。高齢化率を見ると、中央東圏域が25.9%と最も高く、次いで西圏域が25.7%、中央西圏域が24.4%となっています。

日常生活圏域別の高齢者の状況（令和2年4月1日現在）



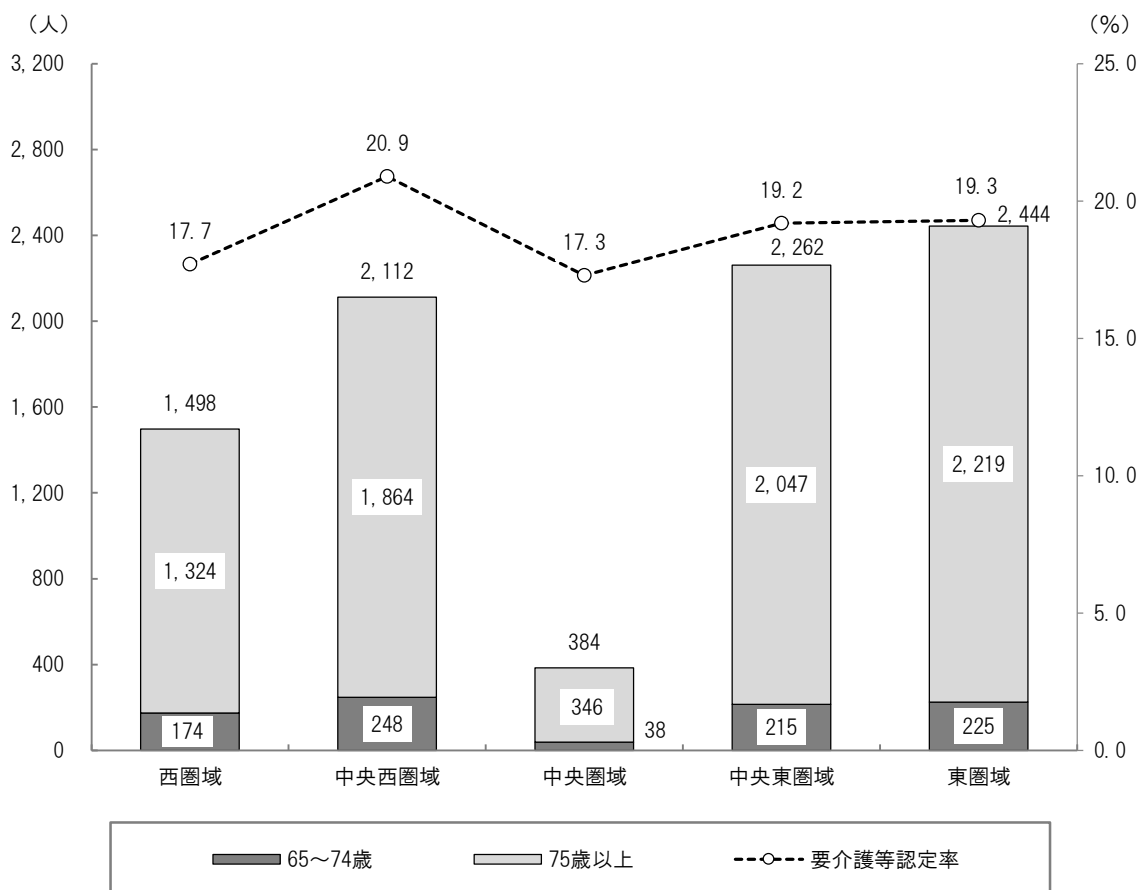
	西圏域	中央西圏域	中央圏域	中央東圏域	東圏域	合計
総人口(人)	32,848	41,445	10,559	45,443	64,646	194,941
高齢者人口(人)	8,453	10,125	2,223	11,758	12,667	45,226
65～74歳	4,038	4,727	1,022	5,258	5,927	20,972
75歳以上	4,415	5,398	1,201	6,500	6,740	24,254
高齢化率(%)	25.7	24.4	21.1	25.9	19.6	23.2
65～74歳	12.3	11.4	9.7	11.6	9.2	10.8
75歳以上	13.4	13.0	11.4	14.3	10.4	12.4

資料：住民基本台帳

(3) 要介護等認定者の状況

日常生活圏域別の要介護等認定者数を見ると、東圏域が2,444人と最も多く、次いで中央東圏域が2,262人、中央西圏域が2,112人となっています。認定率を見ると、中央西圏域が20.9%と最も高く、次いで東圏域が19.3%、中央東圏域が19.2%となっています。

日常生活圏域別の要介護等認定者の状況（令和2年4月1日現在）

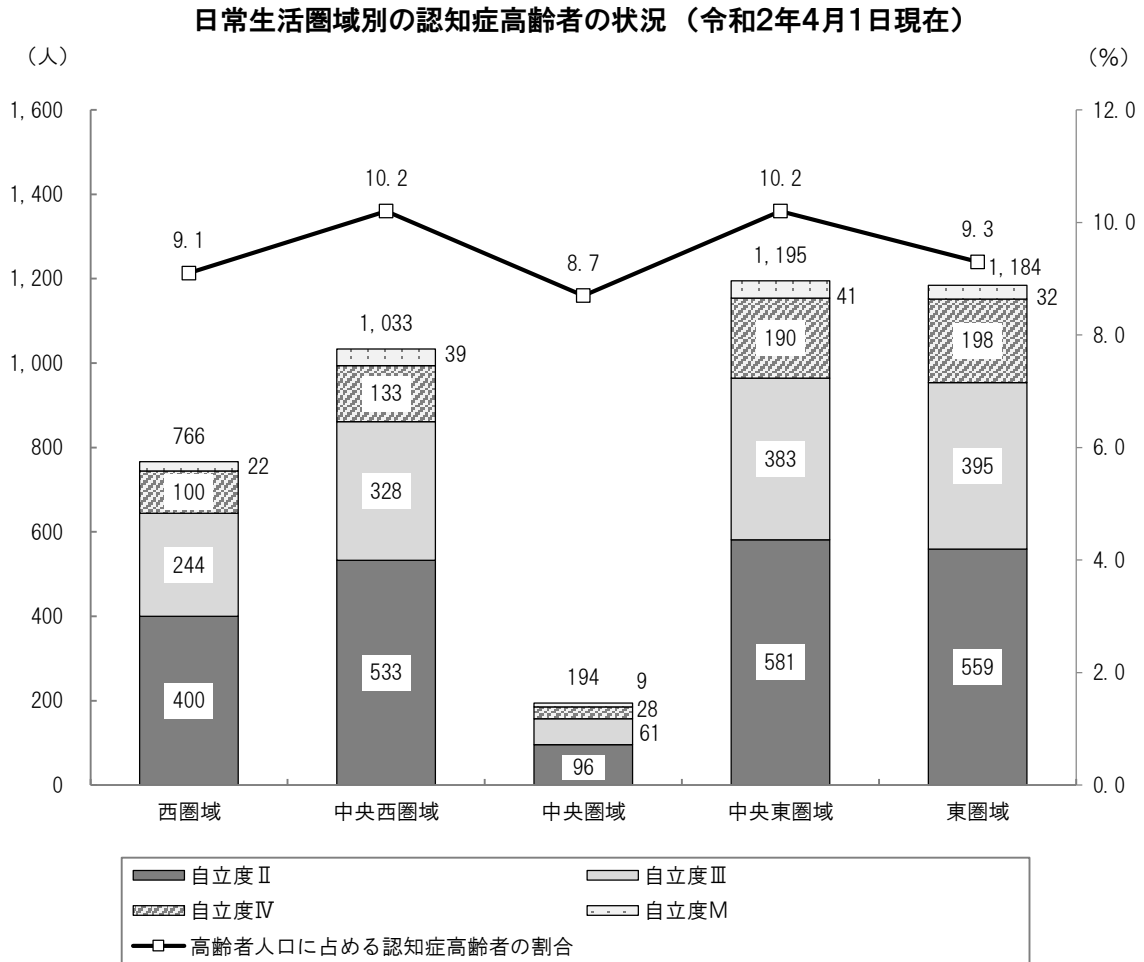


	西圏域	中央西圏域	中央圏域	中央東圏域	東圏域	合計
高齢者人口(人)	8,453	10,125	2,223	11,758	12,667	45,226
65～74歳	4,038	4,727	1,022	5,258	5,927	20,972
75歳以上	4,415	5,398	1,201	6,500	6,740	24,254
要介護等認定者数(人)	1,498	2,112	384	2,262	2,444	8,700
65～74歳	174	248	38	215	225	900
75歳以上	1,324	1,864	346	2,047	2,219	7,800
認定率(%)	17.7	20.9	17.3	19.2	19.3	19.2
65～74歳	4.3	5.2	3.7	4.1	3.8	4.3
75歳以上	30.0	34.5	28.8	31.5	32.9	32.2

資料：小平市高齢者支援課作成

(4) 認知症高齢者の状況

日常生活圏域別の認知症高齢者数を見ると、中央東圏域が1,195人と最も多く、次いで東圏域が1,184人、中央西圏域が1,033人となっています。高齢者人口に占める認知症高齢者の割合を見ると、中央西圏域と中央東圏域が10.2%と最も高く、次いで東圏域が9.3%となっています。



	西圏域	中央西圏域	中央圏域	中央東圏域	東圏域	合計
自立度Ⅱ(人)	400	533	96	581	559	2,169
自立度Ⅲ(人)	244	328	61	383	395	1,411
自立度Ⅳ(人)	100	133	28	190	198	649
自立度M(人)	22	39	9	41	32	143
合計(人)	766	1,033	194	1,195	1,184	4,372
高齢者人口(人)	8,453	10,125	2,223	11,758	12,667	45,226
高齢者人口に占める認知症高齢者の割合(%)	9.1	10.2	8.7	10.2	9.3	9.7

資料：小平市高齢者支援課作成

※認知症高齢者:要介護認定調査における日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者

(5) 介護保険施設等の状況

日常生活圏域別の介護保険施設等の状況は、以下のようになっています。

日常生活圏域別の介護保険施設等の状況

(令和3年1月1日現在)

		西圏域	中央西圏域	中央圏域	中央東圏域	東圏域	合計
特別養護老人ホーム	施設数※	3	1	0	2	4	10
	定員数	(274)	(73)	(0)	(204)	(294)	(845)
介護老人保健施設	施設数	1	0	0	0	1	2
	定員数	(100)	(0)	(0)	(0)	(150)	(250)
介護療養型医療施設	施設数	0	0	0	1	0	1
	定員数	(0)	(0)	(0)	(45)	(0)	(45)
介護付有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護)	施設数	2	2	1	6	2	13
	定員数	(157)	(121)	(47)	(470)	(115)	(910)
認知症高齢者 グループホーム	施設数	3	1	1	3	2	10
	定員数	(45)	(18)	(18)	(54)	(36)	(171)
住宅型有料老人ホーム	施設数	0	0	0	2	1	3
	定員数	(0)	(0)	(0)	(87)	(64)	(151)
サービス付き高齢者向け 住宅	施設数	2	1	1	2	2	8
	定員数	(98)	(44)	(32)	(64)	(31)	(269)
高齢者住宅 (シルバーピア)	棟数	1	6	0	4	2	13
	戸数	(20)	(146)	(0)	(90)	(51)	(307)

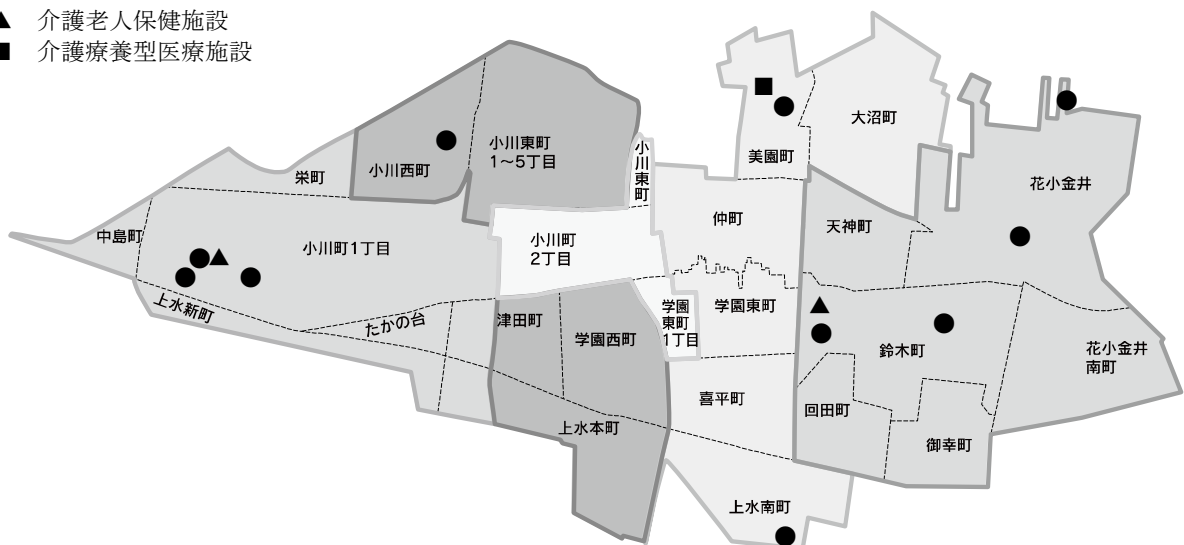
資料：小平市高齢者支援課作成

※同一建物で2つの指定を受けている特別養護老人ホームは、1か所と換算している。

小平市の介護保険施設等の分布図

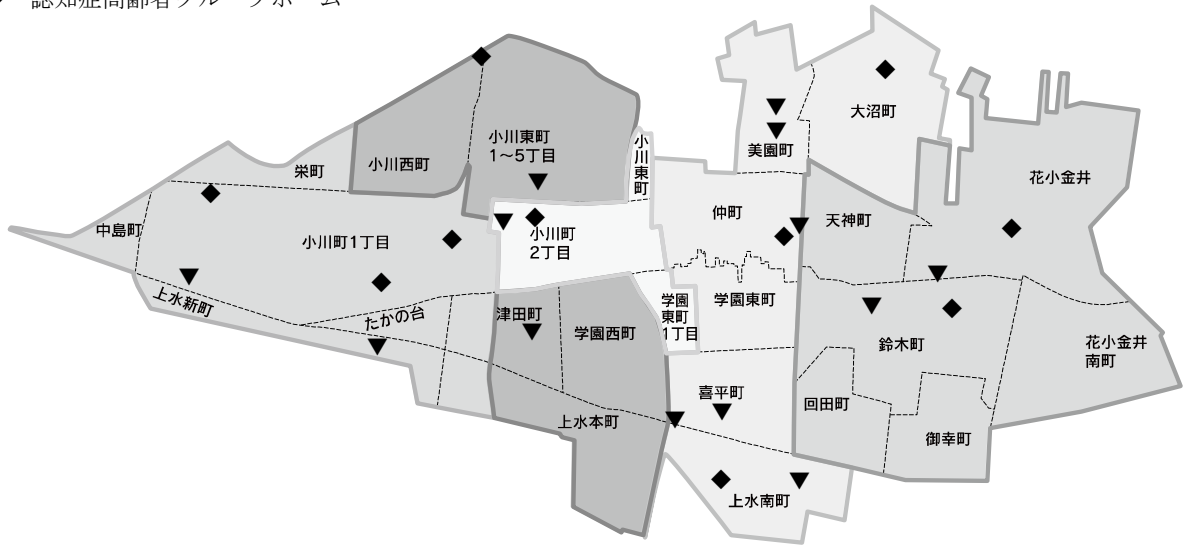
①特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設

- 特別養護老人ホーム
- ▲ 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設



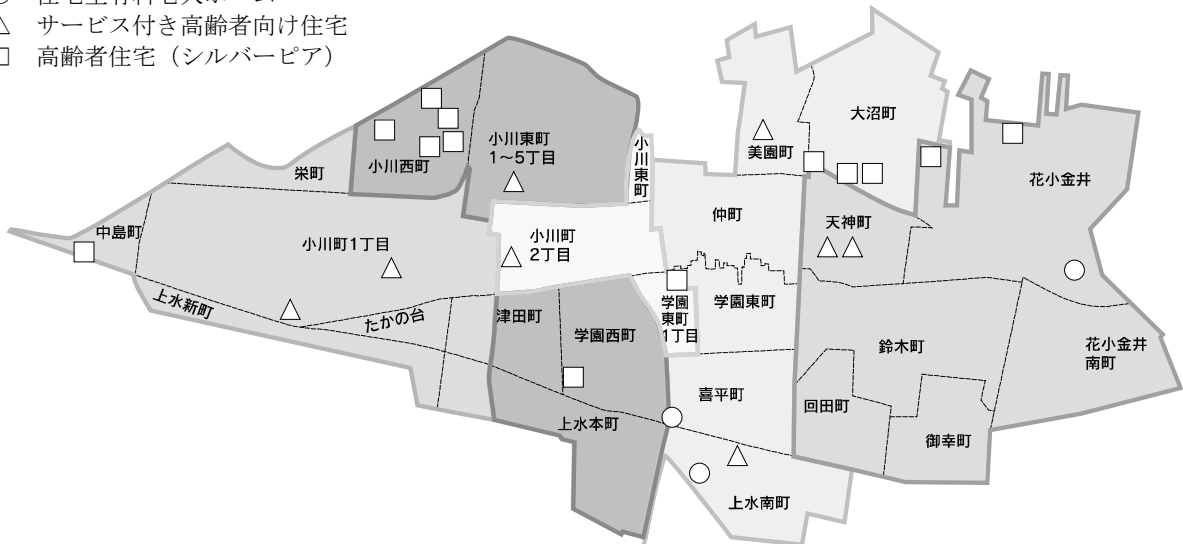
②介護付有料老人ホーム・認知症高齢者グループホーム

- ▼ 介護付有料老人ホーム
- ◆ 認知症高齢者グループホーム



③住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・高齢者住宅（シルバーピア）

- 住宅型有料老人ホーム
- △ サービス付き高齢者向け住宅
- 高齢者住宅（シルバーピア）



(6) 生活機能評価の回答結果から見た各圏域別の状況

①生活機能評価の概要

市では、65歳以上の高齢者に対して、厚生労働省が示している「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づく生活機能に関する調査を行っています。

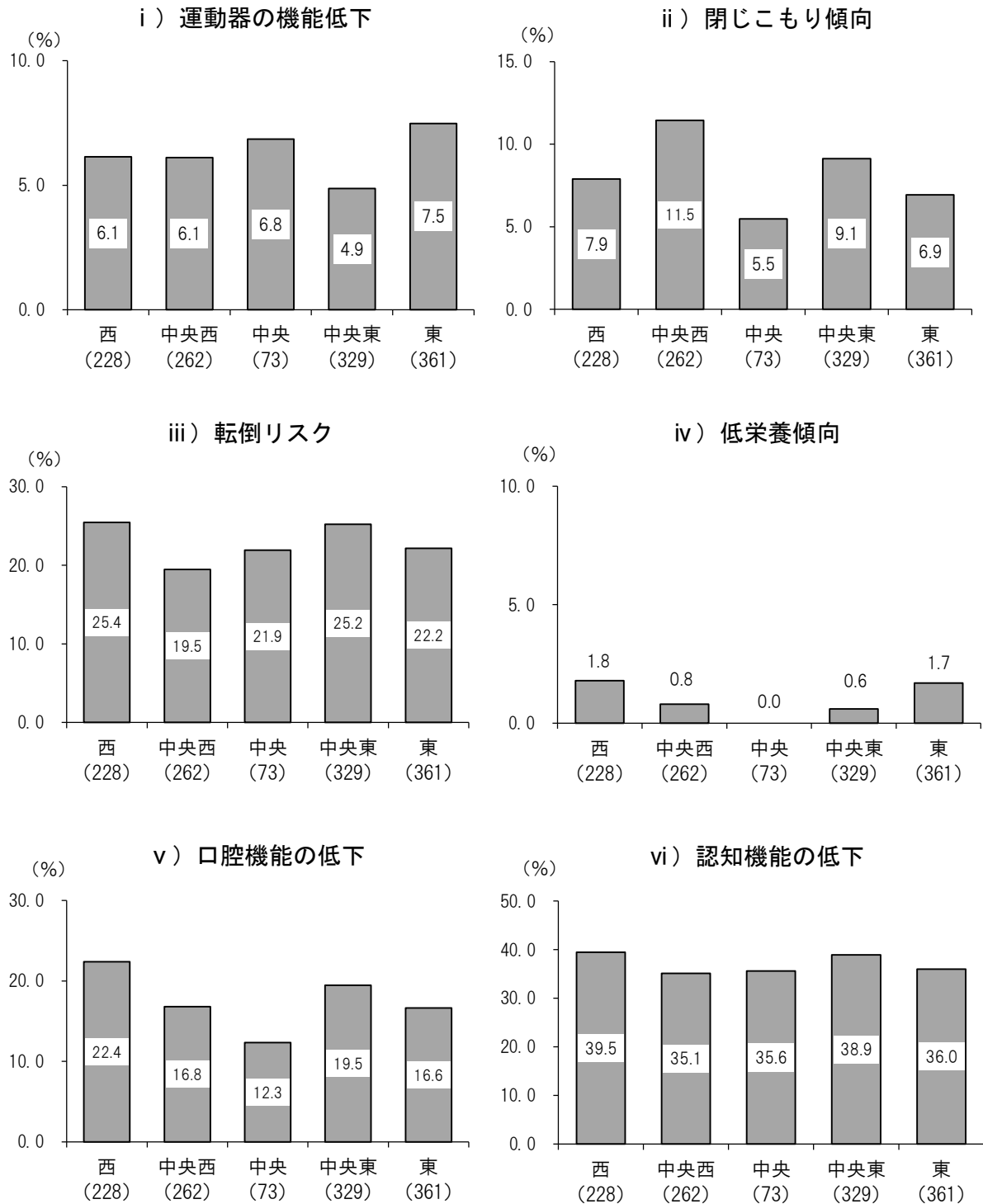
判定の基礎となる設問は下表となり、以下の設問に該当する場合にリスク該当者として判定されます。

- i) 運動器の機能低下：5項目のうち3項目以上に該当する人
- ii) 閉じこもり傾向：該当する人
- iii) 転倒リスク：該当する人
- iv) 低栄養傾向：2項目のすべてに該当する人
- v) 口腔機能の低下：3項目のうち2項目以上に該当する人
- vi) 認知機能の低下：該当する人
- vii) うつ傾向：2項目のうち1項目以上に該当する人

項目	設問	該当する選択肢
運動器の機能低下	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか。	3. できない
	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。	3. できない
	15分位続けて歩いていますか。	3. できない
	過去1年間に転んだ経験がありますか。	1. 何度もある 2. 1度ある
	転倒に対する不安は大きいですか。	1. とても不安である 2. やや不安である
閉じこもり傾向	週に1回以上は外出していますか。	1. ほとんど外出しない 2. 週1回
転倒リスク	過去1年間に転んだ経験がありますか。	1. 何度もある 2. 1度ある
低栄養傾向	身長・体重をご記入ください。	BMI18.5以下
	この6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか。	1. はい
口腔機能の低下	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか。	1. はい
	お茶や汁物等でむせることがありますか。	1. はい
	口の渇きが気になりますか。	1. はい
認知機能の低下	物忘れが多いと感じますか。	1. はい
うつ傾向	この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか。	1. はい
	この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか。	1. はい

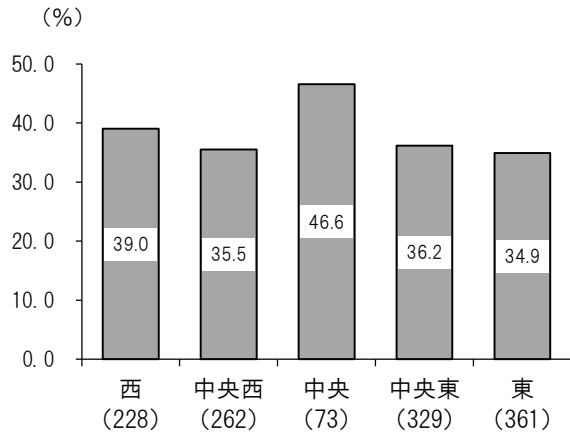
②生活機能評価の回答結果から見た各圏域別の状況

令和元（2019）年度実施の生活機能評価回答結果から各圏域別の状況を見ると、運動器の機能低下に該当する方の割合は東圏域で、閉じこもり傾向に該当する方の割合は中央西圏域で、転倒リスク・口腔機能の低下・認知機能の低下に該当する方の割合は西圏域で、うつ傾向に該当する方の割合は中央圏域で、やや高くなっています。



※各圏域の（ ）内は有効回答数

vii) うつ傾向



※各圏域の（ ）内は有効回答数

上段：人数、下段：%

	西圏域	中央西圏域	中央圏域	中央東圏域	東圏域
有効回答数合計	228	262	73	329	361
運動器の機能低下該当者	14	16	5	16	27
	6.1	6.1	6.8	4.9	7.5
閉じこもり傾向該当者	18	30	4	30	25
	7.9	11.5	5.5	9.1	6.9
転倒リスク該当者	58	51	16	83	80
	25.4	19.5	21.9	25.2	22.2
低栄養傾向該当者	4	2	0	2	6
	1.8	0.8	0.0	0.6	1.7
口腔機能の低下該当者	51	44	9	64	60
	22.4	16.8	12.3	19.5	16.6
認知機能の低下該当者	90	92	26	128	130
	39.5	35.1	35.6	38.9	36.0
うつ傾向該当者	89	93	34	119	126
	39.0	35.5	46.6	36.2	34.9

3 アンケート調査結果に見る高齢者の現状

(1) アンケート調査の概要

①調査の目的

本計画の基礎資料とするため、高齢者の生活状況や支援サービスの利用意向、要支援・要介護認定を受けた方のサービス利用実態、意向等を把握し、今後の高齢者福祉施策や介護保険サービスの基盤整備、新たな施策の対応等に資することを目的に実施しました。

②調査対象

- i) 一般高齢者アンケート（要支援・要介護認定者を除く）
小平市にお住まいの65歳以上の高齢者 2,000人
- ii) 介護保険サービス利用状況アンケート
介護保険の在宅サービスを利用されている方 1,800人
- iii) 介護保険サービス利用状況アンケート
介護保険の施設・居住系サービスを利用されている方 900人
- iv) 介護保険サービス利用状況アンケート
介護保険サービスを利用されていない方 900人
- v) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（要介護認定者を除く）
小平市にお住まいの65歳以上の高齢者 2,000人
- vi) 介護支援専門員（ケアマネジャー）アンケート
市内居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー） 124人

③調査期間

令和元（2019）年11月22日から12月20日まで

④回収状況

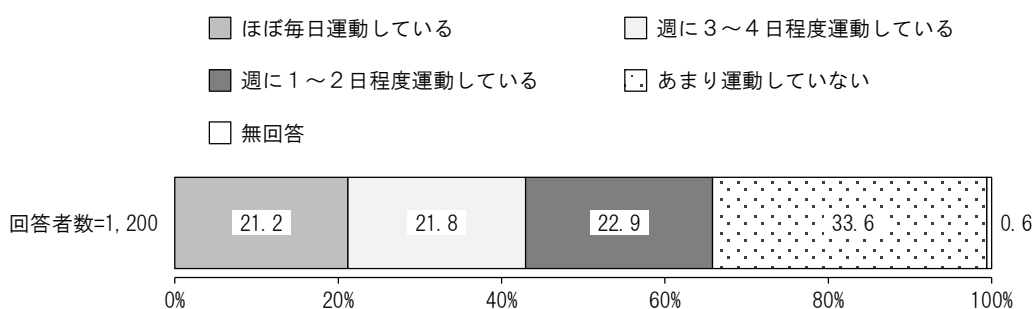
種類		配布数	有効回収数	有効回収率
i	一般高齢者	2,000	1,200	60.0%
ii	在宅サービス利用者	1,800	993	55.2%
iii	施設・居住系サービス利用者	900	428	47.6%
iv	介護保険サービス未利用者	900	519	57.7%
v	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,000	1,268	63.4%
vi	介護支援専門員（ケアマネジャー）	124	98	79.0%
合計		7,724	4,506	58.3%

(2) アンケート調査結果

①介護予防事業などへの関心

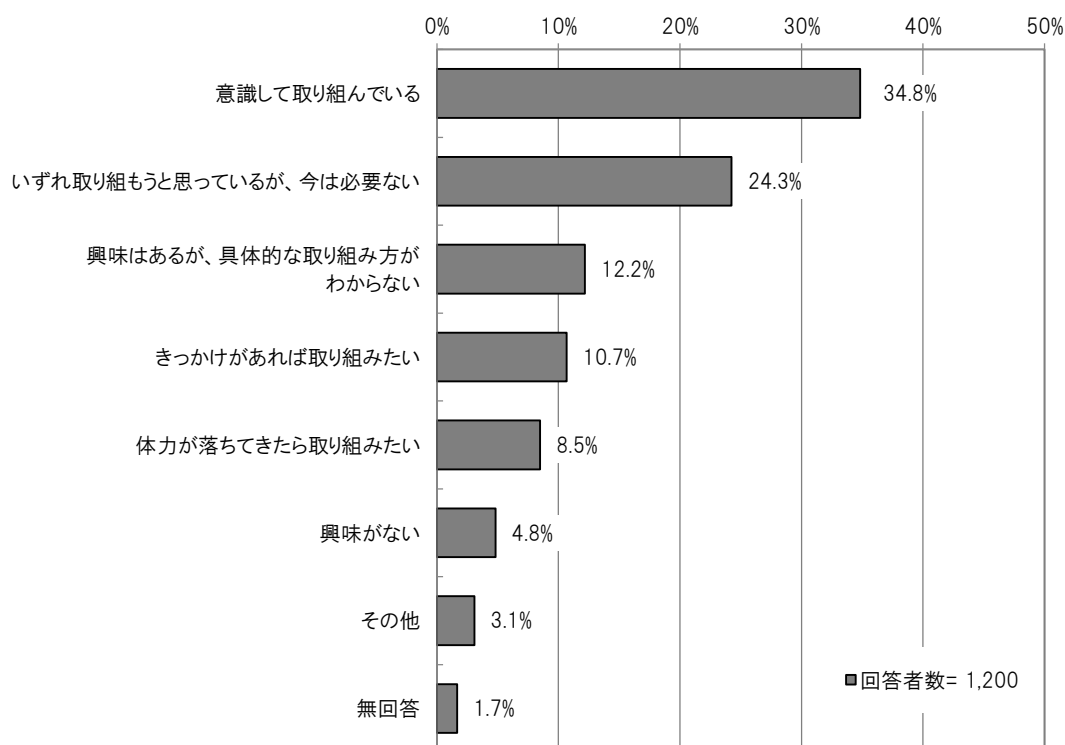
○定期的な運動（一般高齢者 問9）

「ほぼ毎日運動している」、「週に3～4日程度運動している」、「週に1～2日程度運動している」をあわせた“週1回以上運動している”が65.9%となっています。「あまり運動していない」が33.6%となっています。



○介護予防への取組（一般高齢者 問11）

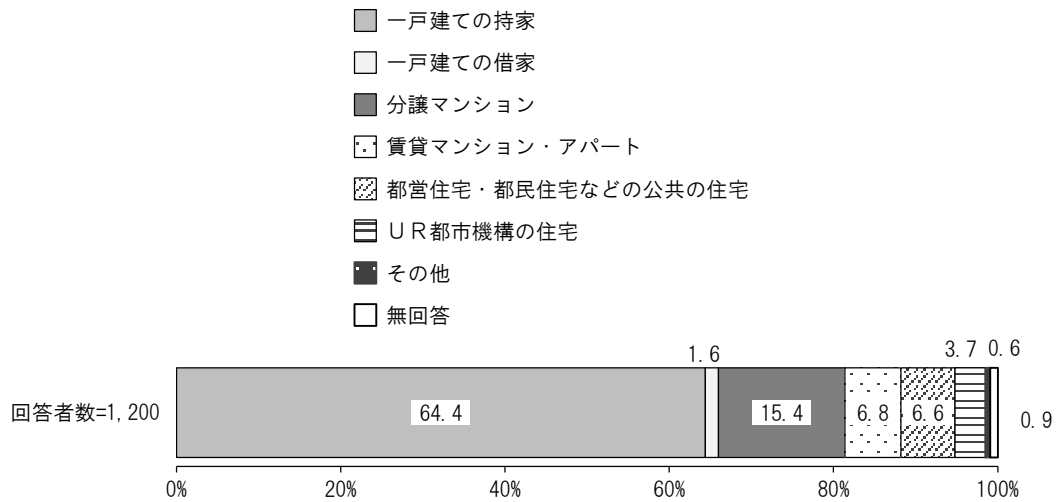
「意識して取り組んでいる」が34.8%と最も高く、次いで「いずれ取り組もうと思っているが、今は必要ない」が24.3%、「興味はあるが、具体的な取り組み方がわからない」が12.2%、「きっかけがあれば取り組みたい」が10.7%となっています。



②住まいに関すること

○住まいの種類（一般高齢者 問18）

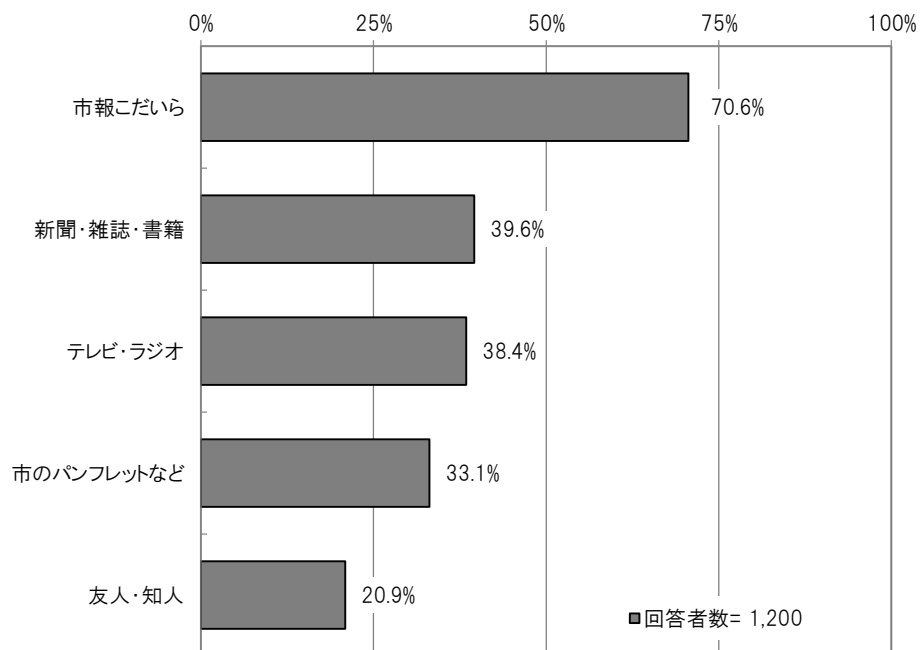
「一戸建ての持家」が64.4%と最も高く、次いで「分譲マンション」が15.4%、「賃貸マンション・アパート」が6.8%となっています。



③情報入手手段・広報

○介護や保健・福祉に関する情報の入手手段 上位5項目（一般高齢者 問21）

「市報こだいら」が70.6%と最も高く、次いで「新聞・雑誌・書籍」が39.6%、「テレビ・ラジオ」が38.4%となっています。

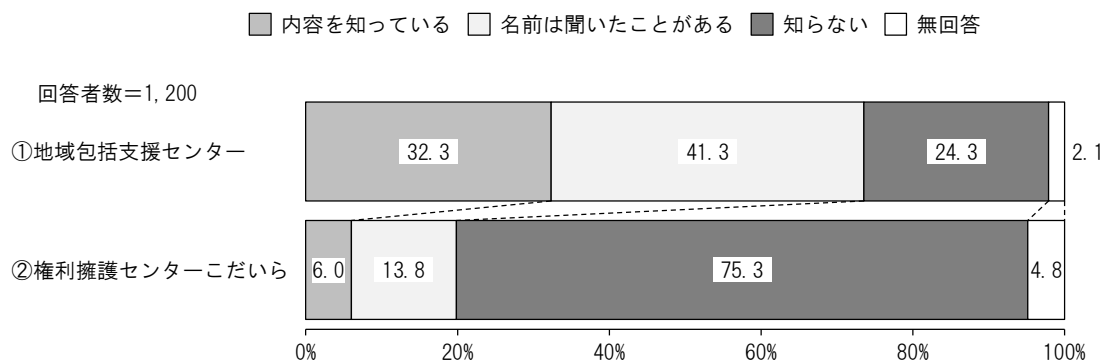


④相談窓口に関すること

○相談窓口の認知度（一般高齢者 問 22）

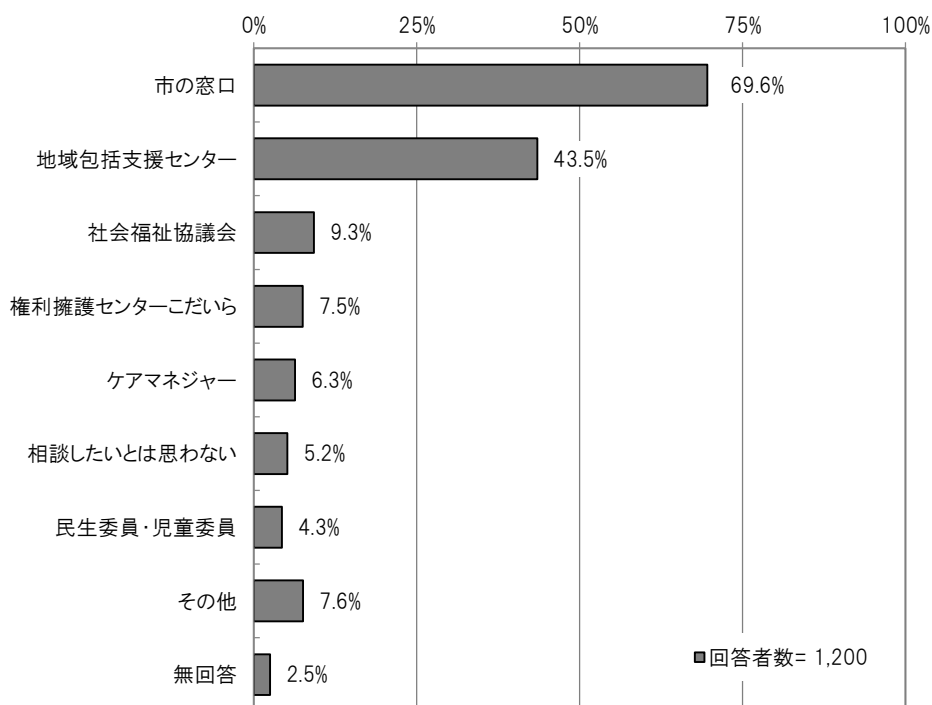
①の地域包括支援センターについては、「内容を知っている」が32.3%、「名前は聞いたことがある」が41.3%と、約70%に知られているとなっています。

②の権利擁護センターこだいらについては、「内容を知っている」が6.0%、「名前は聞いたことがある」が13.8%で、約20%に知られているとなっています。



○相談したい窓口（一般高齢者 問 23）

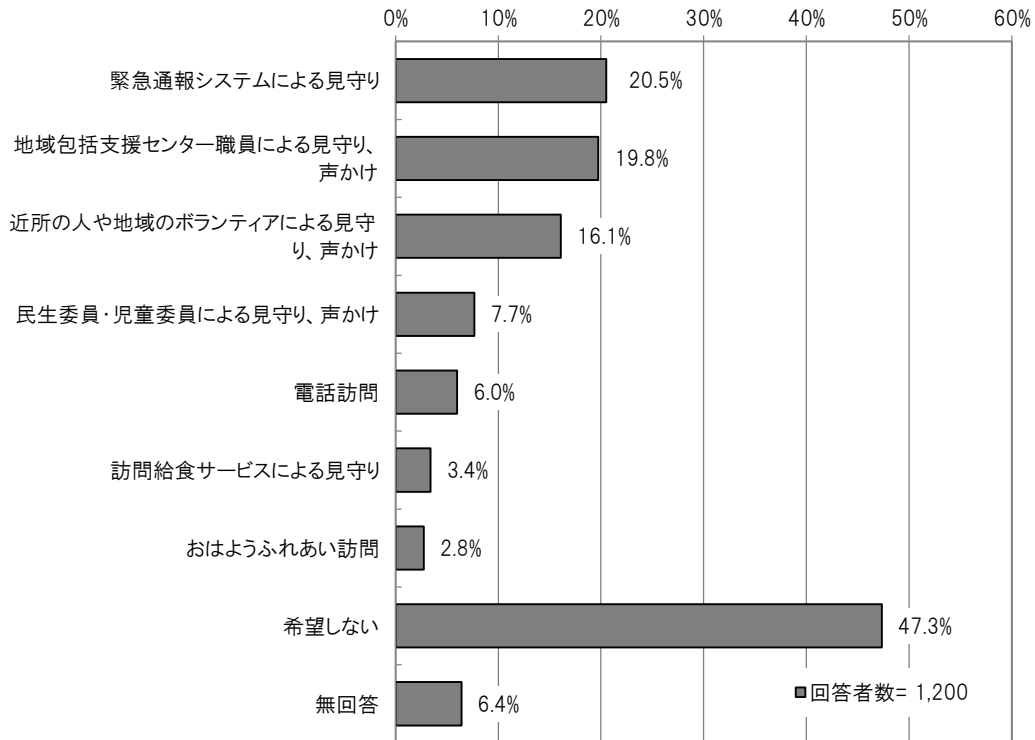
「市の窓口」が69.6%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」が43.5%となっています。「相談したいとは思わない」の割合が5.2%となっています。



⑤見守りに関する取組

○見守りや声かけの希望（一般高齢者 問24）

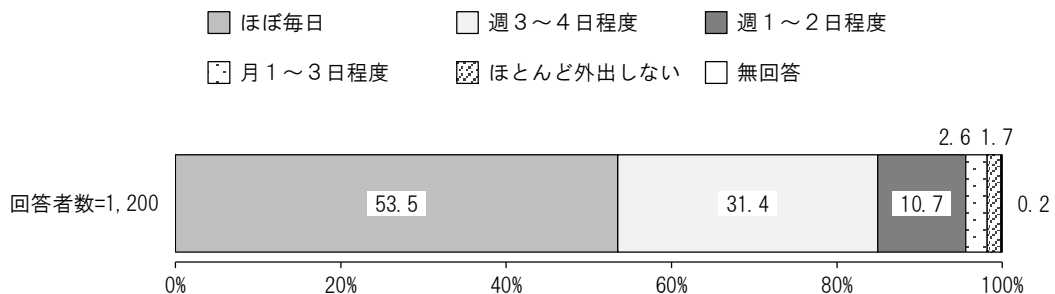
「希望しない」が47.3%と最も高く、次いで「緊急通報システムによる見守り」が20.5%、「地域包括支援センター職員による見守り、声かけ」が19.8%、「近所の人や地域のボランティアによる見守り、声かけ」が16.1%となっています。



⑥外出・移動について

○外出の頻度（一般高齢者 問15）

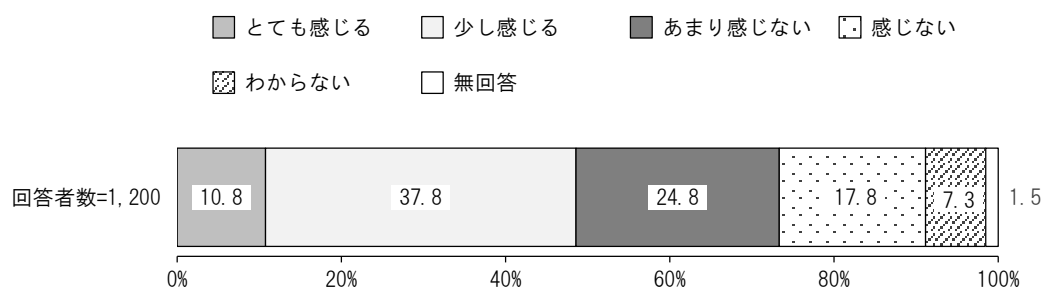
「ほぼ毎日」が53.5%と最も高く、次いで「週3～4日程度」が31.4%、「週1～2日程度」が10.7%となっています。



⑦地域とのつながり、交流

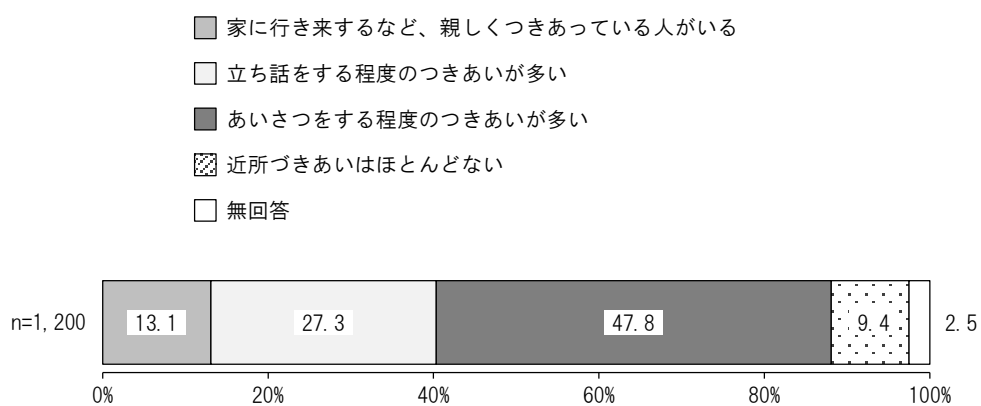
○地域とのつながりの実感（一般高齢者 問25）

「とても感じる」と「少し感じる」をあわせた“感じる”が48.6%、「あまり感じない」と「感じない」をあわせた“感じない”が42.6%となっています。



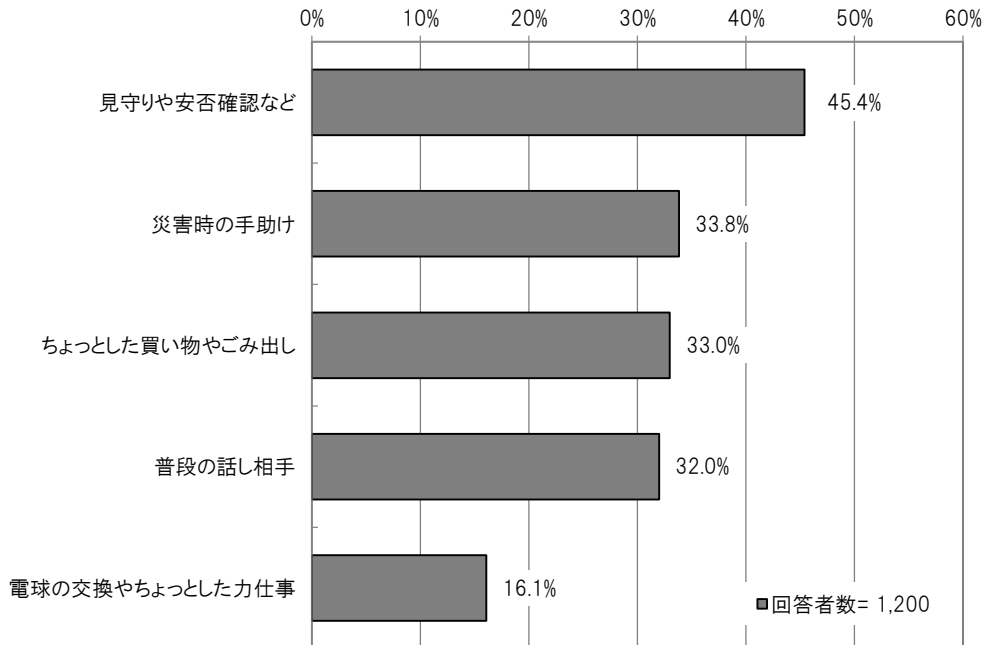
○近所づきあいの程度（一般高齢者 問26）

「あいさつをする程度のつきあいが多い」が47.8%と最も高く、次いで「立ち話をする程度のつきあいが多い」が27.3%、「家に行き来するなど、親しくつきあっている人がいる」が13.1%となっています。



○地域の中であなた自身ができる手助け 上位5項目（一般高齢者 問28）

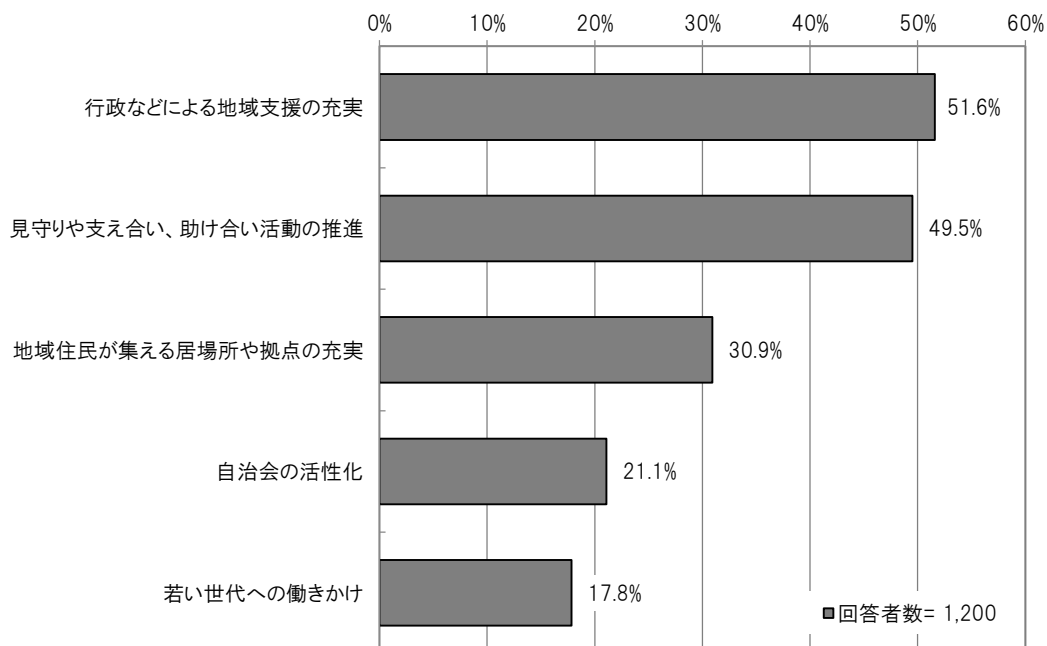
「見守りや安否確認など」が45.4%と最も高く、次いで「災害時の手助け」が33.8%、「ちょっとした買い物やごみ出し」が33.0%となっています。



⑧地域活動への参加

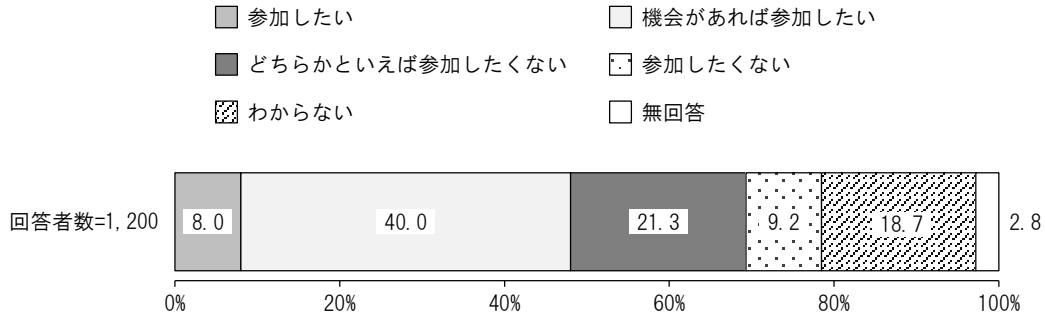
○地域の課題へ取り組むための有効な手段 上位5項目（一般高齢者 問29）

「行政などによる地域支援の充実」が51.6%と最も高く、次いで「見守りや支え合い、助け合い活動の推進」が49.5%、「地域住民が集える居場所や拠点の充実」が30.9%となっています。



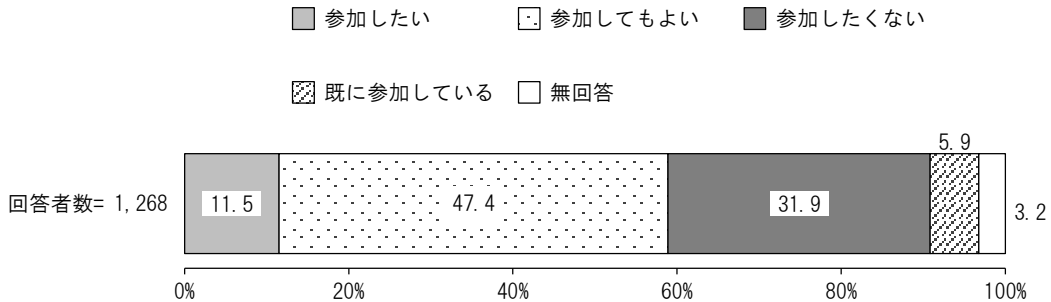
○地域の交流の場（サロンなど）への参加意向（一般高齢者 問 30）

「参加したい」と「機会があれば参加したい」をあわせた“参加したい”の割合が48.0%、「どちらかといえば参加したくない」と「参加したくない」をあわせた“参加したくない”の割合が30.5%となっています。



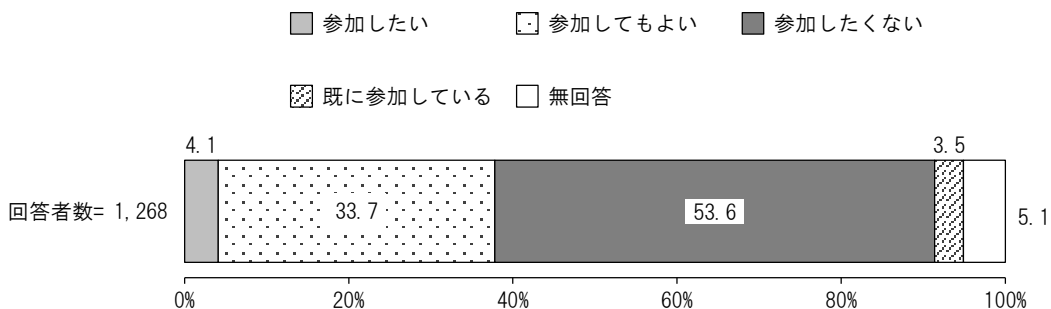
○地域住民による活動（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問 35）

「参加してもよい」が47.4%と最も高く、次いで「参加したくない」が31.9%、「参加したい」が11.5%となっています。



○活動に運営として参加（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問 36）

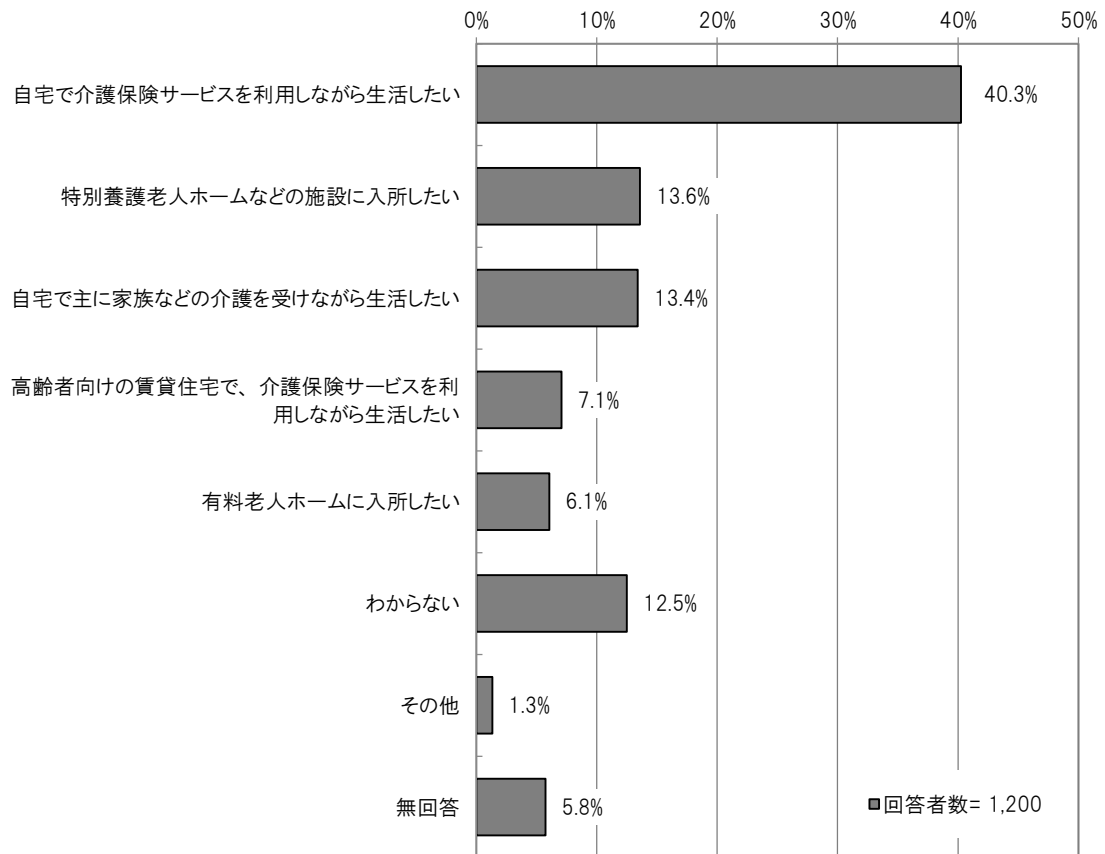
「参加したくない」が53.6%と最も高く、次いで「参加してもよい」が33.7%となっています。



⑨今後の生活について

○介護が必要になった場合の介護のあり方（一般高齢者 問43）

「自宅で介護保険サービスを利用しながら生活したい」が40.3%と最も高く、次いで「特別養護老人ホームなどの施設に入所したい」が13.6%、「自宅で主に家族などの介護を受けながら生活したい」が13.4%となっています。

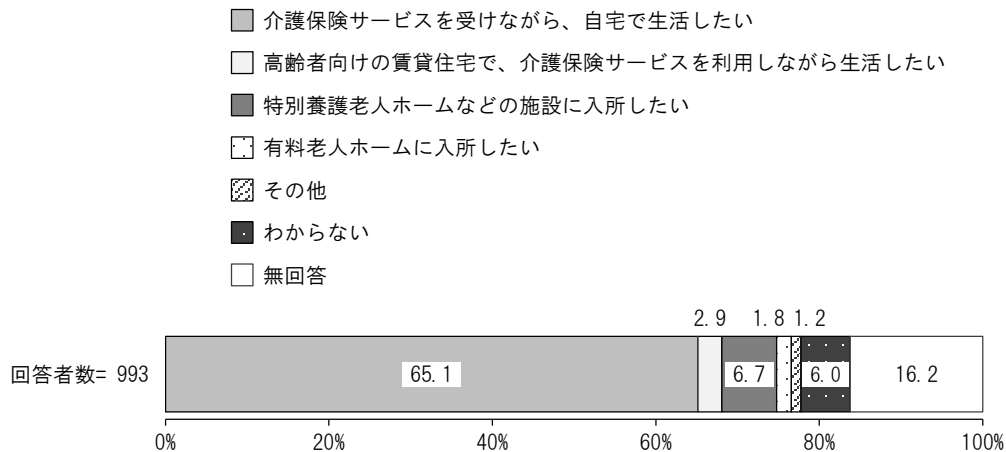


○要介護等認定者の今後の生活意向について

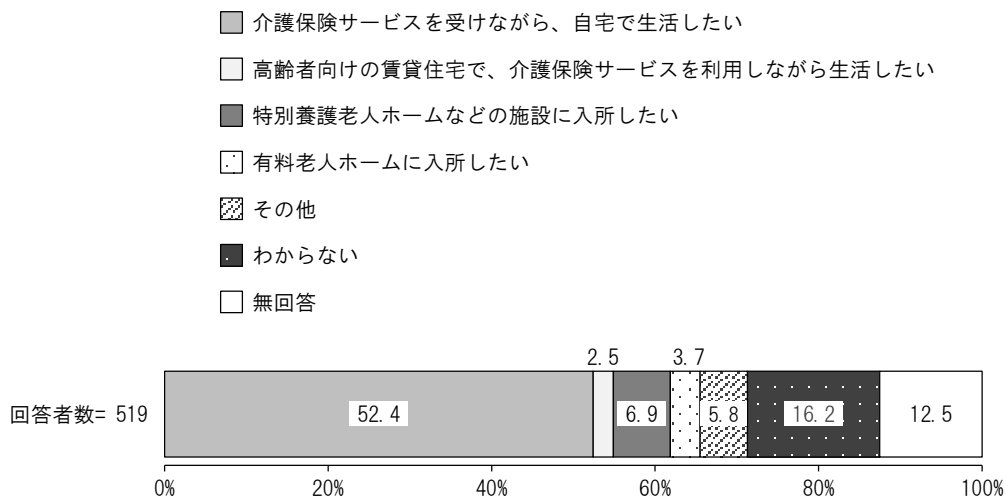
(在宅サービス利用者 問 37、介護保険サービス未利用者 問 28)

在宅サービス利用者、介護保険サービス未利用者ともに、「介護保険サービスを受けながら、自宅で生活したい」が最も高くなっています。

在宅サービス利用者



介護保険サービス未利用者



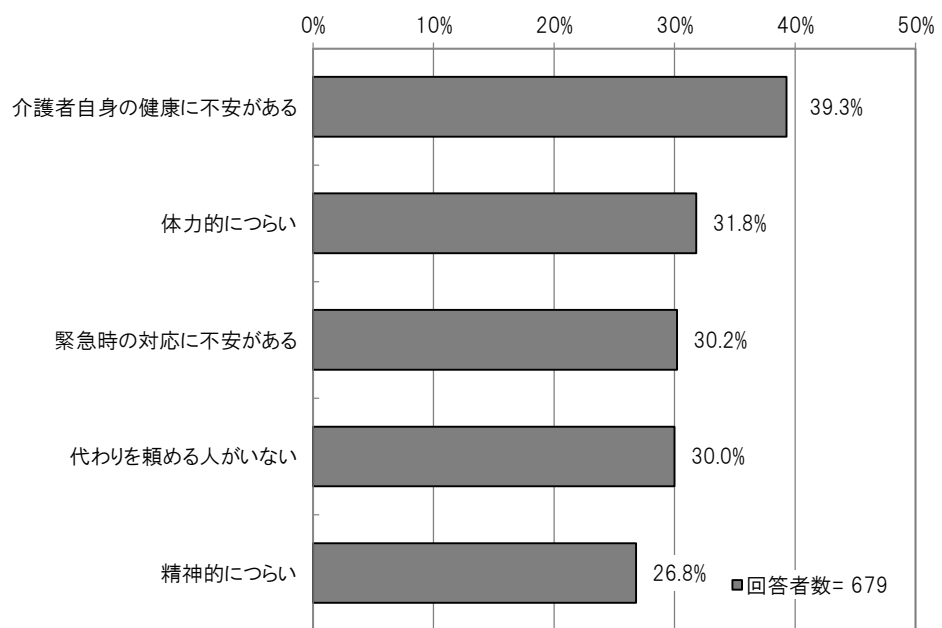
⑩介護者への支援

○主に介護している方が困っていること 上位5項目

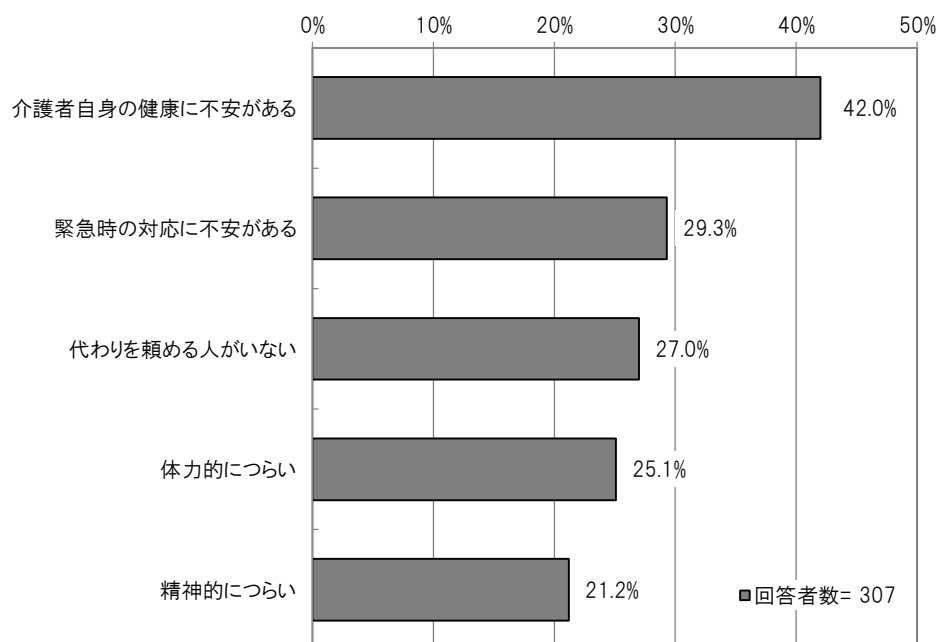
(在宅サービス利用者 問21、介護保険サービス未利用者 問21)

在宅サービス利用者、介護保険サービス未利用者ともに、「介護者自身の健康に不安がある」が最も高くなっています。そのほか、「体力的につらい」、「緊急時の対応に不安がある」、「代わりを頼める人がいない」が上位に挙げられています。

在宅サービス利用者



介護保険サービス未利用者

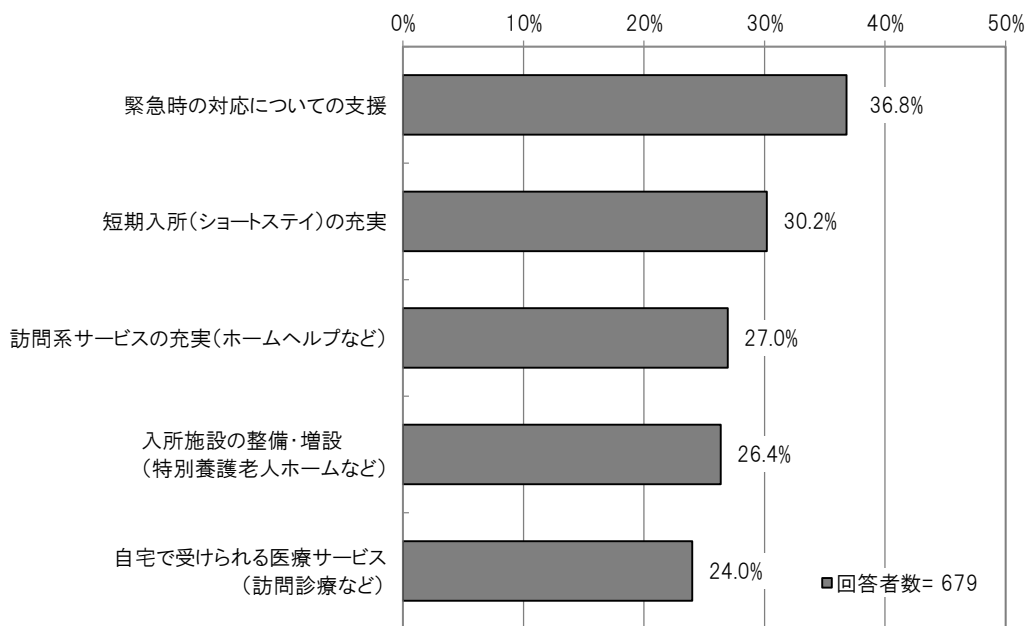


○介護者への支援で必要なこと 上位5項目

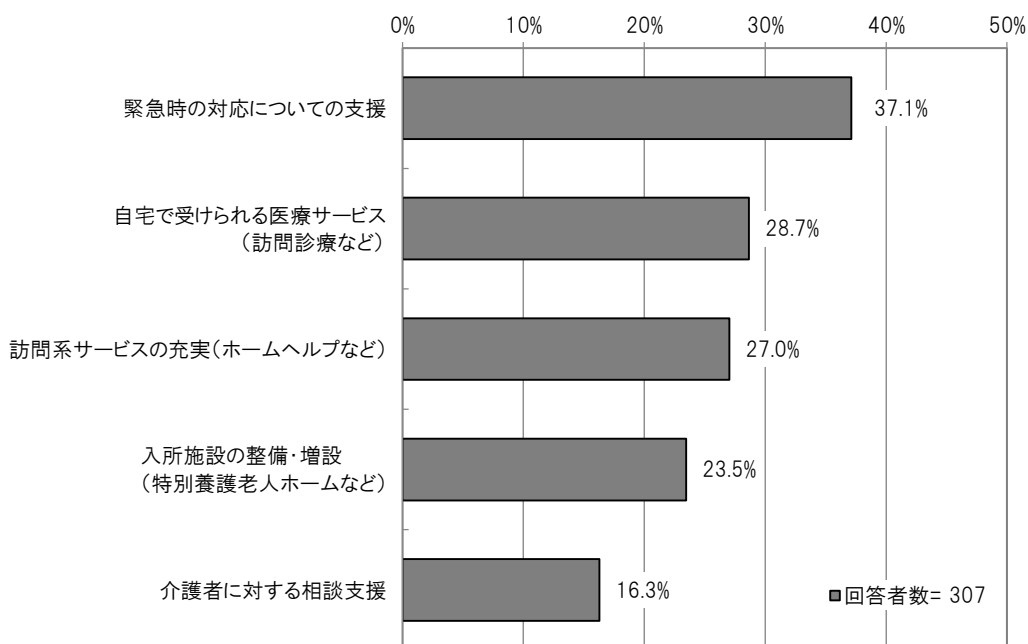
(在宅サービス利用者 問 23、介護保険サービス未利用者 問 23)

在宅サービス利用者、介護保険サービス未利用者ともに、「緊急時の対応についての支援」が最も高く、40%近くの方が挙げています。そのほか、「短期入所(ショートステイ)の充実」、「訪問系サービスの充実(ホームヘルプなど)」、「自宅で受けられる医療サービス(訪問診療など)」、「入所施設の整備・増設(特別養護老人ホームなど)」が上位に挙げられています。

在宅サービス利用者



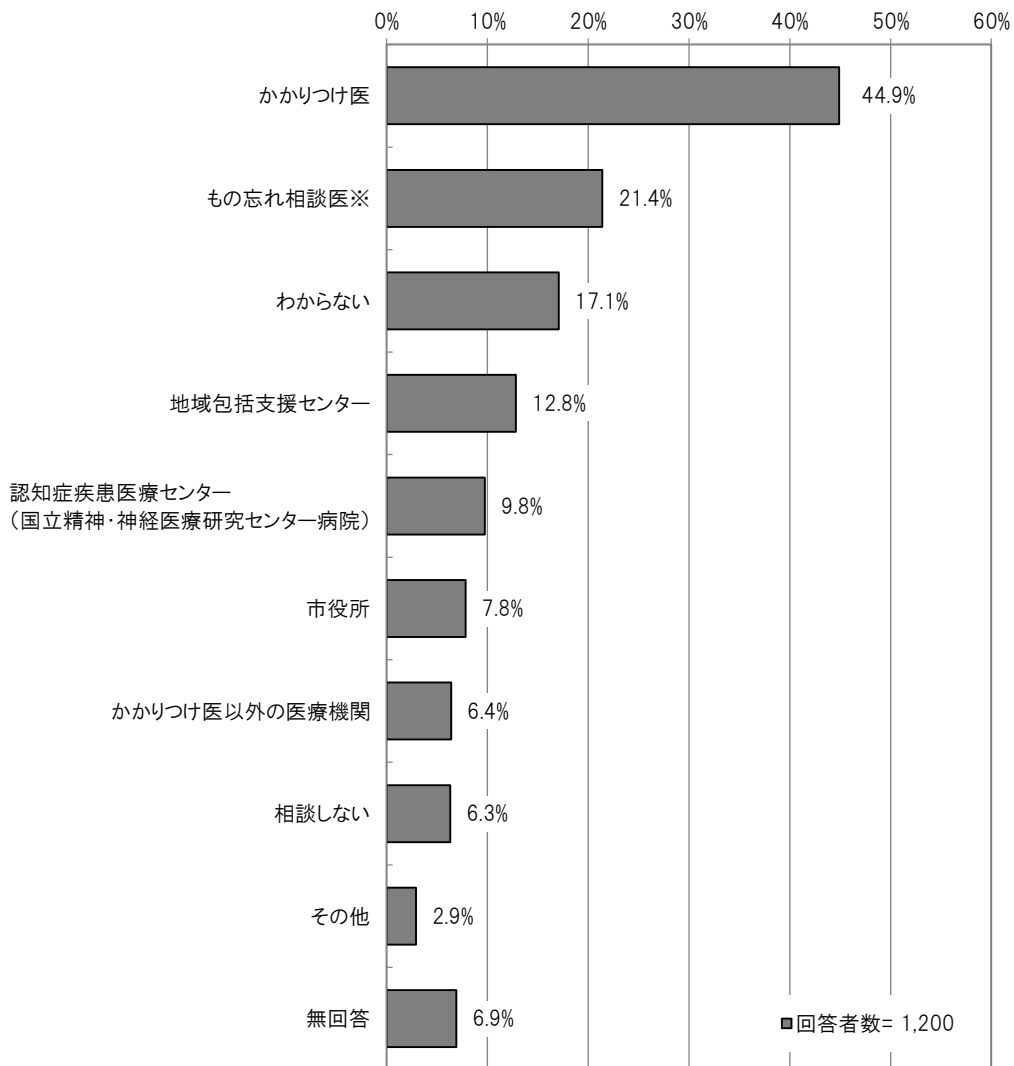
介護保険サービス未利用者



⑪認知症施策について

○もの忘れなどについて相談する場合の相談窓口（一般高齢者 問38）

「かかりつけ医」が44.9%と最も高く、次いで「もの忘れ相談医※」が21.4%となっています。また、「わからない」、「相談しない」をあわせると23.4%となっています。

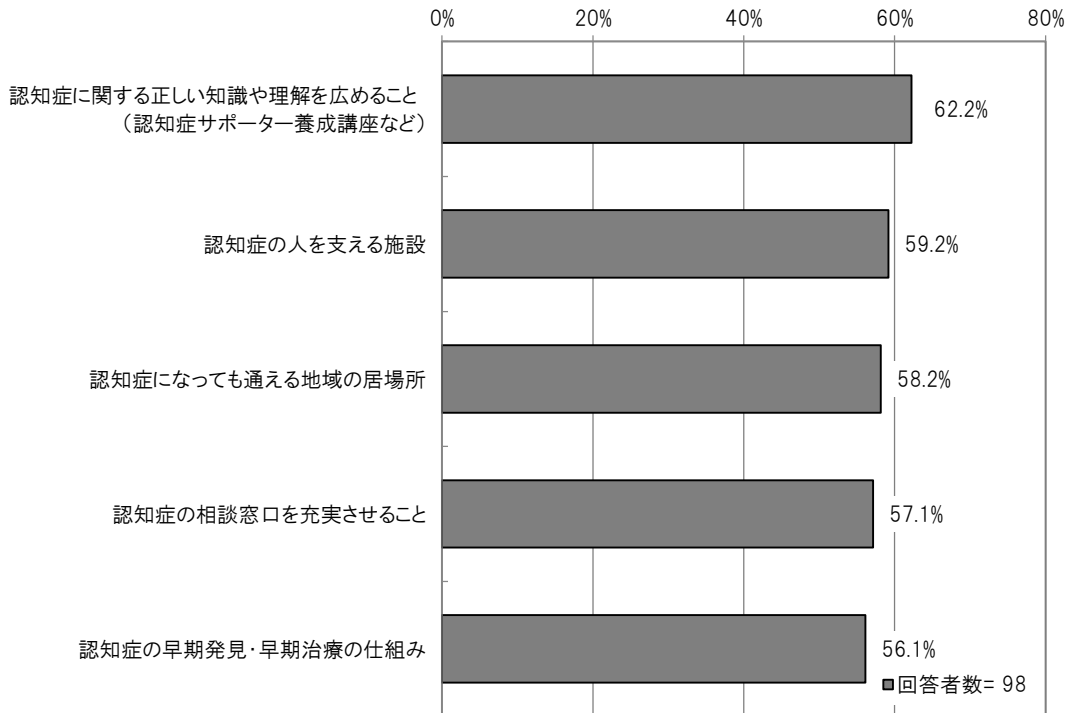


※もの忘れ相談医

ふだん診療していない人に対しても、認知症の相談を受け付け、認知症の診断ができる病院等を紹介する医療機関で、小平市独自の制度です。

○認知症の方の支援で必要なこと 上位5項目（介護支援専門員 問17）

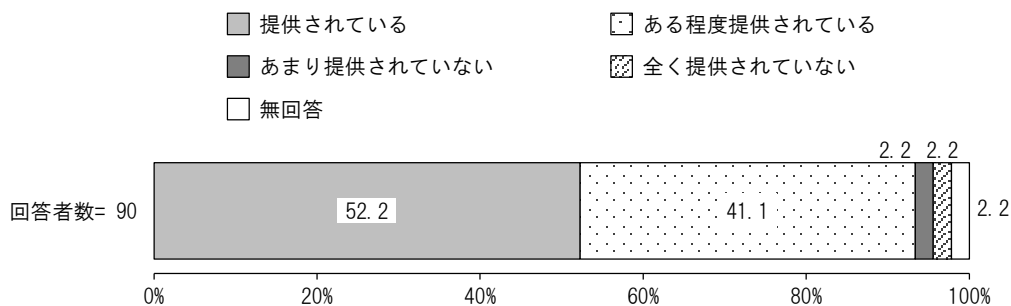
「認知症に関する正しい知識や理解を広めること（認知症サポーター養成講座など）」が62.2%と最も高く、次いで「認知症の人を支える施設」が59.2%、「認知症になっても通える地域の居場所」が58.2%となっています。



⑫在宅医療と介護の連携について

○訪問診療が必要と思われる方への訪問診療の提供状況（介護支援専門員 問23）

「提供されている」と「ある程度提供されている」をあわせた“提供されている”が93.3%となっています。

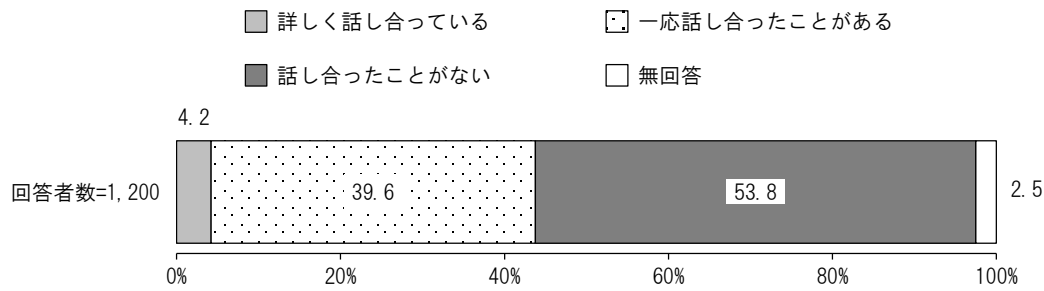


○人生の最期の過ごし方や受たい医療などについての家族や友人との話し合い

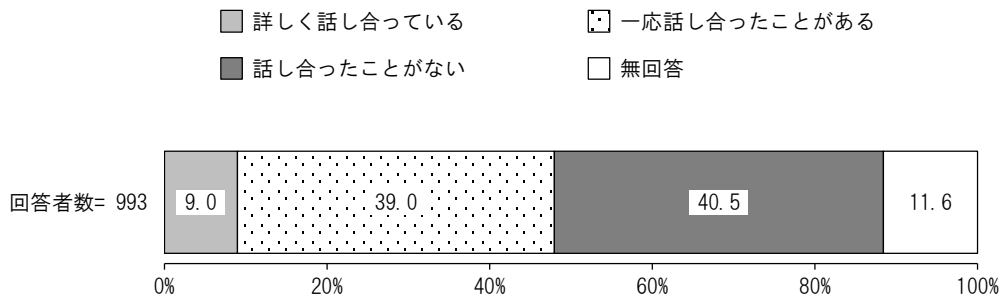
(一般高齢者 問 46、在宅サービス利用者 問 40、介護保険サービス未利用者 問 31)

一般高齢者では 53.8%、在宅サービス利用者では 40.5%、介護保険サービス未利用者では 39.1%が、「話し合ったことがない」となっています。

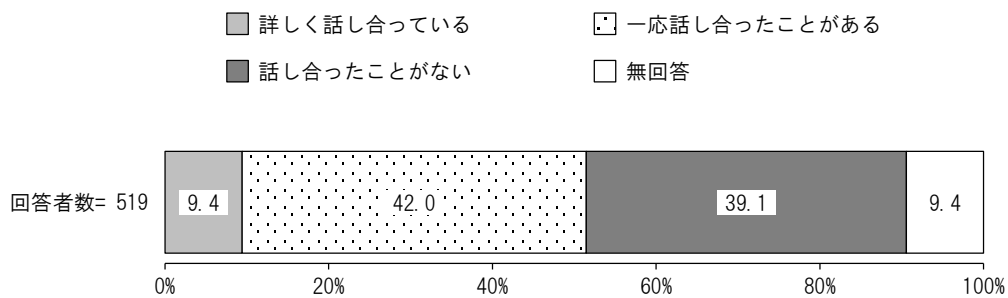
一般高齢者



在宅サービス利用者



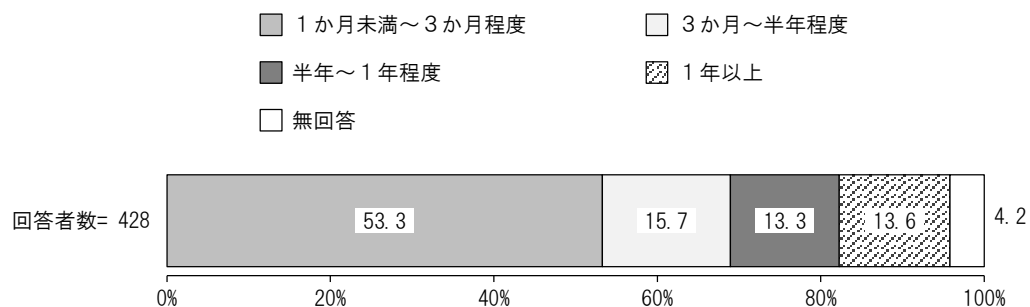
介護保険サービス未利用者



⑬介護施設への入所

○待機期間（施設・居住系サービス利用者 問 10）

「1か月未満～3か月程度」が53.3%と最も高く、次いで「3か月～半年程度」が15.7%、「1年以上」が13.6%となっています。



【施設の種類の別】

施設の種類の別でみると、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）で「1年以上」が他と比べて高くなっています。

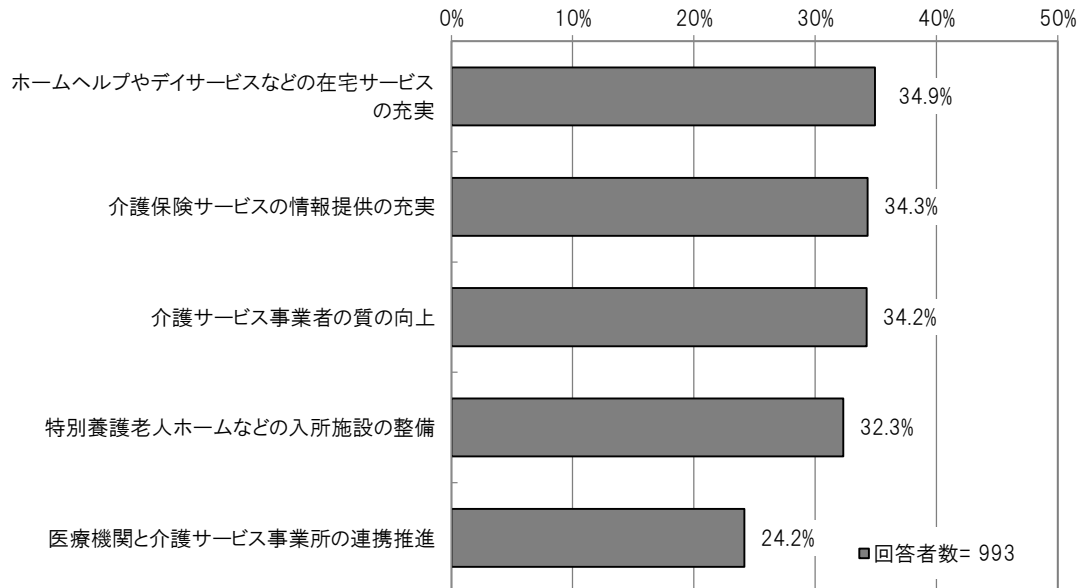
単位：%

区分	有効回答数(件)	1か月未満～3か月程度	3か月～半年程度	半年～1年程度	1年以上	無回答
特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	184	26.6	21.7	22.8	26.6	2.2
介護老人保健施設	55	81.8	5.5	5.5	5.5	1.8
介護療養型医療施設	20	65.0	20.0	10.0	5.0	—
有料老人ホーム	119	84.0	6.7	1.7	2.5	5.0
認知症高齢者グループホーム	42	40.5	28.6	16.7	2.4	11.9
介護保険以外の病院	1	100.0	—	—	—	—
その他	5	60.0	—	20.0	—	20.0

⑭市が力を入れるべきこと

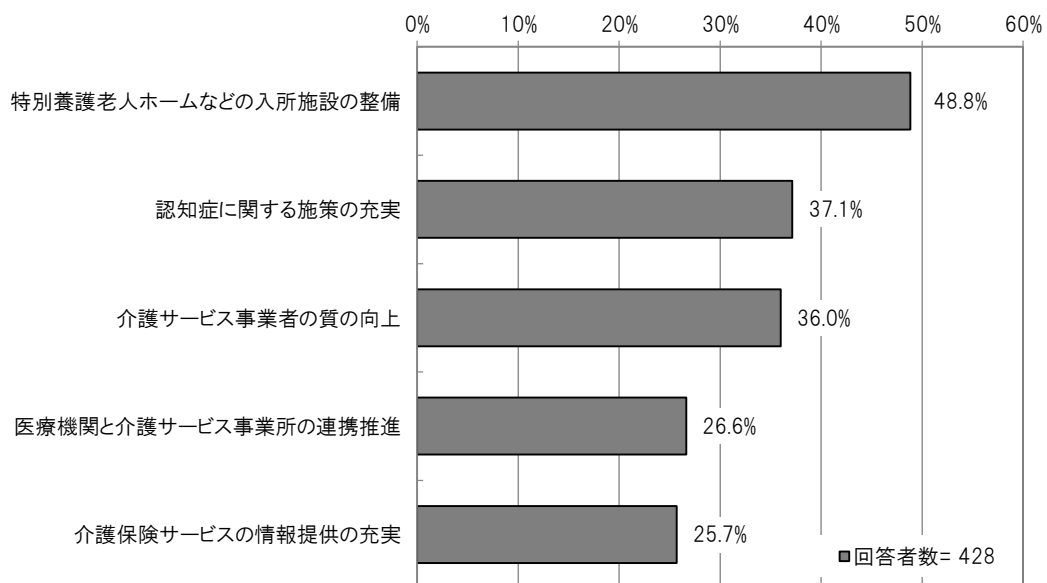
○市が力を入れるべきこと 上位5項目（在宅サービス利用者 問41）

「ホームヘルプやデイサービスなどの在宅サービスの充実」が34.9%と最も高く、次いで「介護保険サービスの情報提供の充実」が34.3%、「介護サービス事業者の質の向上」が34.2%となっています。



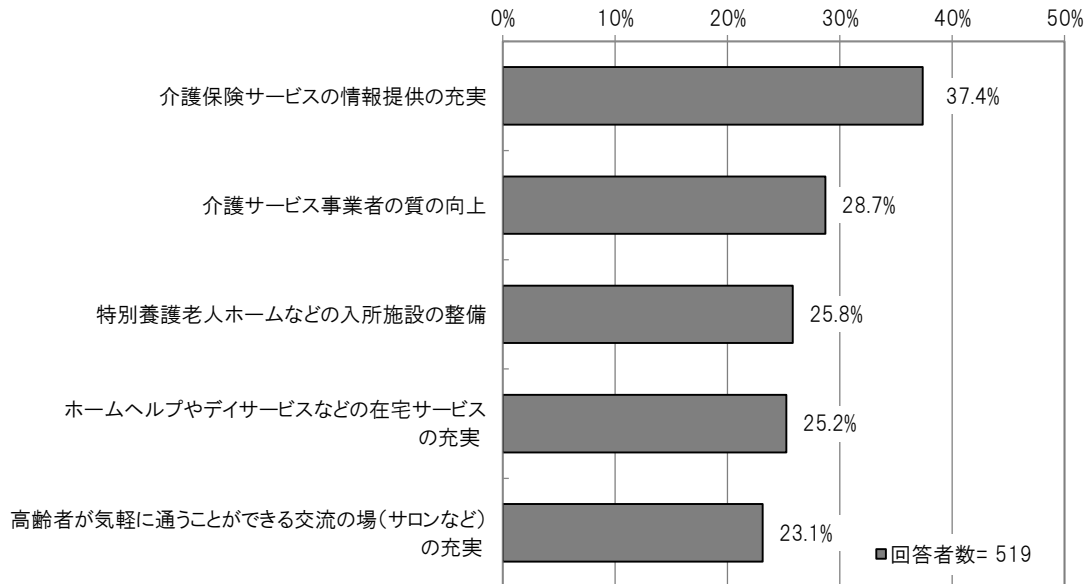
○市が力を入れるべきこと 上位5項目（施設・居住系サービス利用者 問18）

「特別養護老人ホームなどの入所施設の整備」が48.8%と最も高く、次いで「認知症に関する施策の充実」が37.1%、「介護サービス事業者の質の向上」が36.0%となっています。



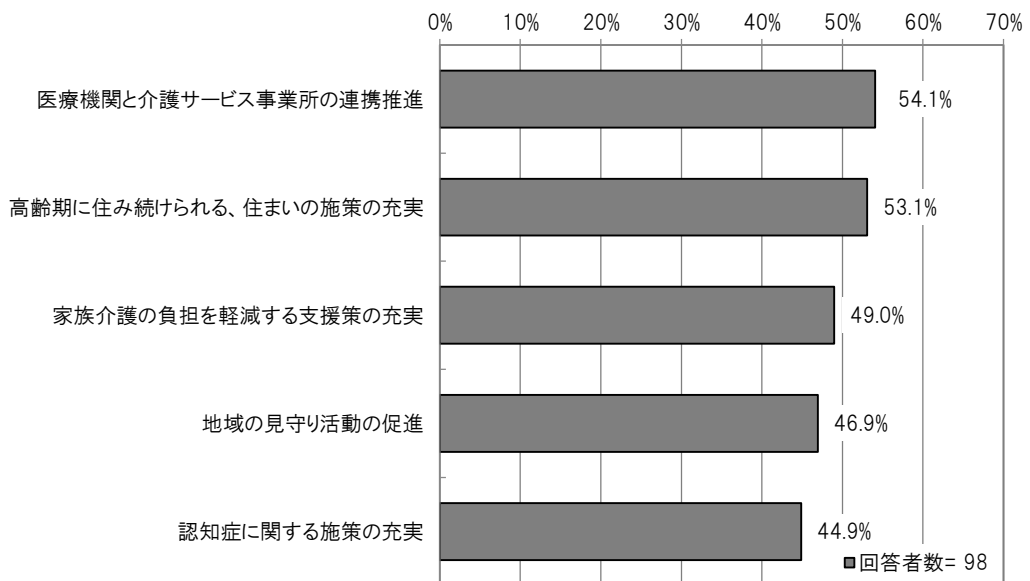
〇市が力を入れるべきこと 上位5項目（介護保険サービス未利用者 問32）

「介護保険サービスの情報提供の充実」が37.4%と最も高く、次いで「介護サービス事業者の質の向上」が28.7%、「特別養護老人ホームなどの入所施設の整備」が25.8%となっています。



〇市が力を入れるべきこと 上位5項目（介護支援専門員 問38）

「医療機関と介護サービス事業所の連携推進」が54.1%と最も高く、次いで「高齢期に住み続けられる、住まいの施策の充実」が53.1%、「家族介護の負担を軽減する支援策の充実」が49.0%となっています。



4 前期計画における評価と課題

小平市地域包括ケア推進計画（平成30（2018）年度から令和2（2020）年度）では、3つの基本目標と9つの施策を掲げ、地域包括ケアシステムの構築を総合的に進めてきました。

令和3（2021）年度からの計画策定に当たり、前期計画における施策及び数値目標について、評価を行うとともに、課題を整理しました。

（1）地域づくり・日常生活支援

＜施策の方向＞

- ・地域包括支援センターの事業の評価を行い、高齢者の総合相談窓口等としての機能の強化を図ります。
- ・地域ケア会議、生活支援体制整備事業協議会の開催を通じて、地域における課題解決力の強化を図ります。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体によるサービスの普及を図ります。
- ・サロン、地域の通いの場の立ち上げに必要な支援を行います。

【主な取組状況】

- 地域包括支援センターは、高齢者の身近な総合相談窓口として、総合的な相談や支援、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議などの事業を行い、地域包括ケアシステム構築の中核としての役割を担っています。
- 地域包括支援センターにおける課題や目標を明確にするため、地域包括支援センターと保険者の双方において、厚生労働省が示した評価指標により事業評価をすることで、機能の強化や事業の改善に取り組んでいます。
- 地域における生活支援等の体制整備に向け、基幹型地域包括支援センターに市全域を担当する第1層生活支援コーディネーター、各地域包括支援センターに日常生活圏域を担当する第2層生活支援コーディネーターをそれぞれ配置し、地域での支え合いや生活支援サービスの体制づくりに取り組んでいます。
- 地域ケア会議については、高齢者個々の事例に対し自立支援や生活の質の向上を目的とした「地域ケア個別会議」と、地域包括支援センター、介護支援専門員、民生委員・児童委員等の関係機関や自治会等の地域住民による地域課題の共有やネットワークの構築を目的とした「地域ケア推進会議」に整理し、実施しています。（詳細はP68参照）
- 介護予防・日常生活支援総合事業については、通所型サービスにおいて住民主体のサービスを実施しています。

【施策の数値目標と進捗】

	基準時点 平成 29 年 10 月 (2017)	実績 令和元年度末 (2019)	目標 令和2年度末 (2020)
地域の居場所・通いの場※の数	26 か所	43 か所	45 か所

※生活支援コーディネーターが把握している、高齢者が気軽に通うことができる居場所等

高齢者の地域活動を支援するため、生活支援コーディネーターが中心になり、地域の居場所、通いの場を把握し、立ち上げや活動を継続していくための支援を行いました。地域の居場所・通いの場の数は、目標の45か所に対し、令和元（2019）年度末現在43か所となり、令和2（2020）年度末の目標達成を見込んでいます。

このほか、地域にはボランティアや民生委員・児童委員が運営しているほのぼのひろばや、認知症の人や家族などが集う認知症カフェがあり、高齢者や地域住民の交流の場となっています。

【圏域別の地域の居場所・通いの場等の状況】 (令和元（2019）年度末)

	西圏域	中央西 圏域	中央 圏域	中央東 圏域	東圏域	合計
地域の居場所・通いの場(か所)	5	13	5	8	12	43
ほのぼのひろば(か所)	3	4	2	3	3	15
認知症カフェ(か所)	2	3	1	2	1	9

【施策の数値目標と進捗】

	基準時点 平成 29 年 12 月 (2017)	実績 令和元年度末 (2019)	目標 令和2年度末 (2020)
生活サポーターの累計登録者数	73 人	172 人	210 人
介護予防リーダーの累計登録者数	36 人	62 人	70 人
認知症支援リーダーの累計登録者数	92 人	165 人	170 人

地域で高齢者を支え合う体制を推進するため、生活サポーター、介護予防リーダー、認知症支援リーダーの養成を行い、累計登録者数は、目標に対し概ね順調に推移し、令和2（2020）年度末の目標達成を見込んでいます。

【課題】

○地域包括支援センターへの相談件数は、年々増加するとともに、相談内容も多様化・複雑化していることから、業務内容を精査し、高齢者の状況に応じた相談体制の強化が求められています。

○多くの高齢者が地域で生活する中、高齢者自身が元気に活動し、地域を支える担い手として活躍できるような取組が必要です。

- 今後も、地域でさまざまな生活上の支援が必要となる一人暮らし高齢者等の増加が見込まれています。自宅で安心して暮らせる設備の充実とともに、健康状態や要介護度に応じた生活支援サービスなどが必要です。
- 要介護等認定者の増加に伴い、それを支える家族の負担も大きくなっています。市が実施したアンケートの結果では、介護が必要になっても在宅での生活を希望する人が多い一方、介護者自身の健康、体力面での不安、緊急時の対応などについて不安を感じる介護者が多くなっています。介護者が介護方法などを学ぶための家族介護教室や、介護者同士の情報交換の場など在宅で暮らす高齢者とその家族に対する支援の充実が必要です。
- 市が実施したアンケートの結果では、約5割の方が地域の交流の場（サロンなど）への参加意向がありました。高齢者がどのように地域で交流し、つながりをつくることのできるのかについて、検討していく必要があります。
- 感染症が拡大した場合に備え、地域の居場所や通いの場については、利用人数や活動の制限などの対応等を検討しておく必要があるため、市からの適切な情報提供や支援が必要です。

（2）見守り体制の充実

＜施策の方向＞

- ・介護予防見守りボランティアの一層の充実を図ります。
- ・民間事業者等との高齢者見守り協定の締結をさらに進めます。
- ・地域における見守り体制の充実を図るため、関係者間の情報共有とネットワークの充実に努めます。
- ・高齢者の実態把握調査の実施等により、支援を要する高齢者への適切な支援体制の構築に努めます。

【主な取組状況】

- 平成29（2017）年4月に、「いきいきこだいら高齢者見守りの輪条例」が施行されました。市では、地域包括支援センターによる定期的な見守りや民生委員・児童委員による訪問活動での見守りをはじめ、介護予防見守りボランティアによるさりげない見守りや、高齢者見守り協定締結事業者による事業活動を通じた見守りなど、地域のさまざまな主体が連携しながら、高齢者の見守り活動を行っています。
- 一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が地域において安心して生活ができるよう、関係機関や地域で見守り活動をしている方などが連携し、高齢者を見守るためのネットワークの構築に取り組んでいます。

○要介護認定を受けていない高齢者を対象に、高齢者の生活状況を把握するためのアンケート調査を実施し、アンケート結果から支援が必要な高齢者に対して、地域包括支援センター職員による訪問等の支援を行っています。

【施策の数値目標と進捗】

	基準時点 平成 28 年度末 (2016)	実績 令和元年度末 (2019)	目標 令和2年度末 (2020)
介護予防見守りボランティアの累計登録者数	288 人	400 人	450 人
高齢者見守り協定累計締結団体数	11 団体	44 団体	50 団体

介護予防見守りボランティア登録をした高齢者が、地域包括支援センターと連携しながら、地域のさりげない見守り活動を行うことで、地域の見守り体制を強化するとともに、ボランティアとして活動する高齢者の介護予防を推進しています。介護予防見守りボランティアの累計登録者数は、目標の 450 人に対し、令和元（2019）年度末現在 400 人となっています。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、介護予防見守りボランティアの登録講座の開催時期及び方法を変更して実施したこと等により、目標の達成が難しい状況となっています。

民間事業者等による高齢者見守り協定の締結数は、令和元年度末現在 44 団体となり、令和 2（2020）年度末の目標達成を見込んでいます。また、協定締結事業者へステッカーを配付し、見守り活動の普及・啓発に取り組んでいます。

【課題】

- 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、見守りを必要とする高齢者が今後さらに増えることが予測されるため、多様な主体による見守りの輪を広げ、地域全体で見守りを進めていくことが必要です。
- 生活支援が必要な高齢者や虐待等の被害を受けている高齢者、支援を拒否する高齢者等の実態を把握し、必要な支援を行っていく必要があります。
- 見守りが必要かどうかについては、周囲の判断と自身の判断にずれが生じやすく、見守られることに抵抗を感じる方への対応が難しい場合があります。
- 定期的な訪問や地域に根差した事業を行っている団体と、今後、さらなる連携を図っていく必要があります。
- 感染症が拡大した場合は、高齢者が居宅で過ごす時間が長くなると想定されることから、これまでの地域のつながりや関係機関との連携を図りながら、高齢者を見守るための仕組みについて、検討していく必要があります。

(3) 認知症施策の推進

＜施策の方向＞

- ・ 認知症サポーター養成講座や認知症支援リーダー養成講座を通じて、認知症への理解を深めるための普及・啓発を図ります。
- ・ 認知症の人やその家族が、地域の人や医療・介護関係者と交流を図ることを目的とする認知症カフェの開催を推進します。
- ・ 認知症初期集中支援チームの活動を通じて、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築します。
- ・ 認知症への理解の促進を図るため、小平市で定める「認知症週間」の期間に、認知症に関するイベントや声かけ模擬訓練等を実施します。

【主な取組状況】

- 認知症の人を地域で支える認知症サポーターの養成、認知症週間における各種イベントの実施、こだいら認知症ガイドブックの配布等により認知症に関する知識や理解の普及・啓発に取り組んでいます。
- 令和元（2019）年度末現在、市内9か所で認知症カフェを開催しています。地域包括支援センターや認知症疾患医療センターのほか、介護事業所や認知症支援リーダーにより開催されています。
- 医療・介護の専門職で構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の人やその家族への訪問や相談支援を行い、医療機関と連携しながら、適切に医療・介護サービスにつなげるなどの支援に取り組んでいます。
- 平成30（2018）年度から認知症の早期発見・早期対応のためのもの忘れチェック会を認知症疾患医療センターと協力して、実施しています。

【施策の数値目標と進捗】

	基準時点 平成28年度末 (2016)	実績 令和元年度末 (2019)	目標 令和2年度末 (2020)
認知症サポーター養成講座の累計受講者数	5,907人	8,886人	10,000人

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2（2020）年2月から認知症サポーター養成講座を中止しました。再開にあたり、定員の削減など感染防止策を講じたことにより、目標の達成が難しい状況となっています。

【課題】

- 市が実施したアンケートの結果では、もの忘れなどについて相談する場合の相談窓口についての質問に対し、6割を超える方が、「かかりつけ医」、「もの忘れ相談医」と回答していますが、2割を超える方が、「わからない」、「相談しない」と回答しています。
- もの忘れなどに気づいた時の相談先等を含め、認知症に関する普及・啓発をさらに推進していく必要があります。
- 認知症の人やその家族の視点を重視した施策の展開が求められています。
- 認知症の人やその家族が、地域で気軽に交流できる居場所として認知症カフェを増やしていく必要があります。
- 認知症の早期発見・早期対応に向け、認知症初期集中支援チームの機能強化や関係医療機関との連携体制の強化が必要です。

(4) 在宅医療と介護の連携の推進

＜施策の方向＞

- ・介護保険法施行規則に、平成30（2018）年度中に実施することが定められている「切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進」を開始します。
- ・医療・介護関係者等で構成される「小平市在宅医療介護連携推進協議会」の開催等を通じて関係者間の連携をさらに深め、在宅医療と介護の連携における課題認識を共有し、課題解決に繋がります。

【主な取組状況】

- 平成30（2018）年4月に、在宅医療介護連携調整窓口を市内病院から高齢者支援課内に移転し、医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応しています。
- 小平市在宅医療介護連携推進協議会では、「小平で安心して 生きて、いく一歩取りを支えるために」をテーマに、企画委員会、連携部会、市民啓発・広報部会、研修部会を組織し、医療と介護の連携体制の構築に取り組みました。
- 令和2（2020）年3月に、医療・介護関係者向けに、在宅医療と介護の連携方法等についてまとめた在宅療養連携推進マニュアルを発行しました。
- 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進の取組として、令和2（2020）年4月に、市内にある4つの病院と小平市在宅療養後方支援病床の確保及び利用に関する協定を締結しました。
- 市民向けの講演会の開催、パンフレットの作成などにより、在宅療養についての理解の促進を図りました。

- 地域の医療機関や介護サービス事業所、地域の通いの場を検索できる「小平市医療・介護情報検索サイト」の運用を開始しました。
- 市が介護支援専門員に実施したアンケートの結果では、訪問診療が必要と思われる方に提供されているかの質問に対し、「提供されている」、「ある程度提供されている」と回答した方が、9割を超えており、概ね必要な人に訪問診療が提供されていると捉えていますが、今後、在宅医療の必要性がさらに高まることが予想されます。

【課題】

- 在宅療養生活を送る高齢者の増加が予測されるため、高齢者が安心して在宅生活が続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、関係機関の連携をより強化し、医療と介護の連携に向けた各種取組を進めていくことが必要です。
- 医療と介護が必要な方は、入院退院を繰り返しながら在宅で生活が続くことが多いため、病院と地域の相互理解が必要です。
- 市が実施したアンケートの結果では、人生の最期の過ごし方や受けたい医療について、一般高齢者では53.8%、在宅サービス利用者では40.5%、介護保険サービス未利用者では39.1%が、「家族や友人と話し合ったことがない」と回答しています。自身や家族が望む最期を考えることの大切さなどについて、啓発していく必要があります。
- 最期まで本人の意思を尊重しながら、可能な限り地域での生活を支えていくために、認知症への対応力や看取りに関する取組の強化が求められています。

(5) 社会参加の促進

＜施策の方向＞

- ・シルバー人材センターの事業の周知を図り、会員数の増加に努めます。
- ・高齢クラブ連合会との連携により、高齢クラブの活動の活性化を図ります。
- ・福社会館、高齢者館を適切に運営し、高齢者の交流の場等としての機能の充実に努めます。

【主な取組状況】

- 福社会館、高齢者館（2館）は、趣味や教養、レクリエーションなどが気軽にできる高齢者の憩いの場として利用されているほか、地域における各種イベントや介護予防活動の場としても活用されています。
- 高齢者が健康で豊かな生活を送るために自主的に組織した団体として、地域ごとに高齢クラブがあり、芸能大会や運動会など、さまざまな活動を行っています。

【施策の数値目標と進捗】

	基準時点 平成 28 年度末 (2016)	実績 令和元年度末 (2019)	目標 令和2年度末 (2020)
シルバー人材センター会員数	1,127 人	1,138 人	1,180 人

シルバー人材センターの活動内容に関する記事を市報に掲載するなど、広報の充実を図りました。会員数は増加傾向となりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2（2020）年に入り、会員の募集活動を縮小したことから、目標の達成が難しい状況となっています。

【課題】

- 地域で高齢者が増える中、高齢者が自らの知識や経験を活かし、生きがいを持って、地域の担い手として活躍できる機会の充実が求められています。
- 概ね 60 歳以上を対象としたシルバー人材センターの会員について、企業の定年年齢の引き上げや年金制度改革に伴う継続雇用制度導入等により、比較的若い世代の入会が減少しています。

（6）介護予防・健康づくり

＜施策の方向＞

- ・介護予防講座の回数や内容の充実を図り、より多くの方に介護予防の取組を広めます。
- ・介護予防リーダーに介護予防講座の運営に参加してもらい、地域における介護予防の機運を高めます。
- ・「こだいら健康増進プラン」の定めるところにより、健（検）診の受診率の向上、ライフステージを通じた食育、運動習慣の継続等の健康づくりの推進に取り組みます。

【主な取組状況】

- 市では、多くの高齢者が介護予防に自らが取り組むきっかけづくりとなるよう、介護予防講座を各地域で実施し、高齢者の介護予防活動を推進しています。
- 平成 30（2018）年度から令和元（2019）年度に、介護予防による地域づくり推進員を配置し、住民主体の通いの場の立ち上げや継続支援、小平いきらく筋力アップ体操の制作などを行いました。
- 介護予防リーダーが地域住民とともに立ち上げた通いの場は、令和元（2019）年度末現在、7 か所となっています。

【施策の数値目標と進捗】

	基準時点 平成28年度 (2016)	実績 令和元年度 (2019)	目標 令和2年度 (2020)
介護予防講座の年間参加延べ人数	8,961人	15,429人	18,000人

運動機能や口腔機能の維持向上を図るために、市内の各地域で介護予防講座を実施しています。定員を超える申し込みがある講座等もあり、参加者数は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2(2020)年2月から各種介護予防講座を中止しました。再開にあたり、定員の削減など感染防止策を講じたことにより、目標の達成が難しい状況となっています。

【課題】

- 市が実施したアンケートの結果では、「週1回以上運動している」と回答した方が6割を超えているものの、3割を超える方が「あまり運動していない」となっており、運動に関心を持ってもらえるような取組を進める必要があります。
- 運動する習慣があまりない高齢者については、外出の機会が少ないことにより、閉じこもりやフレイル(虚弱)の進行など、健康への影響が懸念されています。そのような方に対しては、自宅において健康を維持できるような取組についても推進していく必要があります。
- 介護予防の普及・啓発を広く進めるとともに、地域で自主的に活動するグループを支援し、高齢者を中心とした地域の支え合いを実現していく必要があります。
- 介護予防の取組の機能強化のため、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職のさらなる関与が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症への感染の恐れから、外出や人との交流を控え、生活機能が低下する高齢者の増加が懸念されます。
- 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が求められています。

(7) 権利擁護の充実

＜施策の方向＞

- ・権利擁護に関する事業を実施する権利擁護センターや、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知に努めます。
- ・虐待に対する早期の対応を図るため、関係機関との連携に努めます。

【主な取組状況】

- 市、地域包括支援センター、権利擁護センターこだいらが互いの役割のもと協力して、高齢者虐待の早期発見・防止に努めています。
- 成年後見制度推進機関として、権利擁護センターこだいらを設置し、判断能力が十分でないために、契約行為や金銭管理等に支障がある認知症高齢者等を支援する成年後見制度、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を推進しています。
- 養護者から虐待を受けている高齢者や、養護者の急な不在等により在宅での介護が困難になった高齢者を介護保険施設等に一時的に保護する事業を行っています。
- 福祉サービスの利用に関する苦情や権利擁護の相談に対し、具体的な解決に向けたアドバイス・調整等の支援を行うとともに、弁護士等による専門相談を行っています。

【課題】

- 高齢者虐待等の複雑な相談に対応するため、ケアマネジャー、地域包括支援センター、権利擁護センターこだいら、保健所、警察署等の関係機関と市の一層の連携強化が必要です。
- 成年後見制度等の利用の推進を図っていくために、地域包括支援センターと権利擁護センターこだいらの周知、相互連携の強化、地域ネットワークの活用、成年後見人等の支援、社会貢献型後見人（市民後見人）の養成及び支援が必要です。
- 高齢者虐待の早期発見・防止のために、ケアマネジャーや地域包括支援センターなどの関係者が、虐待についてさらに知見を深めるとともに、虐待に至ってしまうことを予防するために養護者への支援の取組を進めていくことが必要です。
- 介護保険施設等での高齢者虐待を防ぐため、事業者への適切な指導が必要です。

（8）介護サービスの充実と給付の適正化

＜施策の方向＞

- ・地域密着型サービス、介護施設については、アンケート調査結果等による利用意向、既存施設の待機状況、近隣市の整備状況、第6期計画から継続している協議の状況を勘案しながら、具体的な整備目標を定めます。
- ・要介護認定調査票の点検やケアプラン点検など介護給付適正化の取組を推進し、公正な制度運営に努めます。

【主な取組状況】

- 地域密着型サービス、介護施設の整備については、整備目標に沿って整備を進めました。
- ケアマネジャーが利用者のニーズ、身体状況等に対応した適正なケアプランを作成するために、主任ケアマネジャーが指導的役割を担うケアプラン指導研修を実施し、ケアマネジャーの質の向上を図っています。
- 認定調査員が調査した要介護認定調査票の内容について、「調査項目の定義」に合わない点や不明な箇所を当該調査員に確認のうえ、必要に応じて修正や指導を行っています。
- 要介護・要支援認定の適正化を図るため、認定調査員への研修、要介護認定調査票の内容の全件点検のほか、認定審査会における判定の偏りをなくすため、審査会委員の入替えを行っています。

【施策の数値目標と進捗】

■地域密着型サービス

	基準時点 平成29年度末 (2017)	実績 令和2年度末 (2020)	目標 令和2年度末 (2020)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 箇所	0 箇所	2～3 箇所
小規模多機能型居宅介護	5 箇所 登録定員 136 人	6 箇所 登録定員 169 人	6 箇所 登録定員 165 人
認知症高齢者グループホーム	9 箇所 定員 153 人	10 箇所 定員 171 人	10 箇所 定員 171 人
看護小規模多機能型居宅介護	—	1 箇所 登録定員 25 人	—

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、特別養護老人ホームに併設して1箇所整備を進めましたが、開設には至りませんでした。また、既存の事業所の廃止により、令和2（2020）年度末時点でサービスを提供している事業所はありません。

小規模多機能型居宅介護及び認知症高齢者グループホームについては、整備目標に基づき、それぞれ1箇所整備し、開設しました。なお、小規模多機能型居宅介護については、運営法人の変更に伴い登録定員4人の拡充を行いました。

また、医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るため、看護小規模多機能型居宅介護の整備を行い、市内初となる事業所が開設しました。

■介護施設

	基準時点 平成 29 年度末 (2017)	実績 令和2年度末 (2020)	目標 令和7年度末 (2025)
特別養護老人ホーム(地域密着型含む)	612 人	845 人	912 人

特別養護老人ホームについては、3施設（定員 228 人）を整備しました。なお、短期入所生活介護（ショートステイ）の定員5人を特別養護老人ホームへ転換したことに伴い、令和2（2020）年度末時点の特別養護老人ホームの定員は、845 人になりました。

【課題】

- 公正・公平な要介護・要支援認定を行うことは、適切な介護給付につながり、制度の持続可能性を高めることにつながります。引き続き、認定調査員への研修を充実させるとともに、複数のグループで構成される介護認定審査会の平準化やデータに基づいた分析等を行うなど、認定の適正化を図っていく必要があります。
- 介護保険申請件数の増加に伴い、申請から認定結果が出るまでの期間が長期化しています。認定結果の遅れは、介護サービスを利用する利用者及び事業所に影響を与えるため、少しでも早く適正な結果を出せるよう方策を講じる必要があります。
- 介護保険サービスの需要の増加とともに、今後生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の高齢者の生活を支える介護人材の確保が課題となっています。
- ICTの活用や各種事務手続きの効率化による介護現場の業務負担の軽減が求められています。

(9) 安心できる住まいの確保

＜施策の方向＞

- ・高齢者住宅（シルバーピア）の適切な運営支援に努めます。
- ・住まいにおいて、より安全に生活ができるよう、住宅改修への支援を行います。
- ・東京都がサービス付き高齢者向け住宅の整備に補助を行う際に、事業者に対し市が定める基準に留意するよう求めることで、よりよい住宅環境の整備に努めます。

【主な取組状況】

- 住宅に困窮する高齢者が、住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるよう、高齢者に配慮した設備と生活協力員を配置した高齢者住宅（シルバーピア）を運営しています。

- 市と一般社団法人賃貸保証機構が協力して、高齢者の住まいに関する相談、民間賃貸住宅の情報提供、賃貸借契約締結の支援などを行っています。
- 平成30（2018）年度から住宅を借りる際の保証人がいない高齢者に対して、初回家賃保証料の一部助成を開始しました。
- 引っ越し等により賃貸住宅を探している高齢者に、東京都で定める一定の基準を満たす高齢者の入居を拒まない賃貸住宅が登録されている「住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度」を紹介しています。
- 見守りや葬儀・残存家財の片付けに不安を抱える高齢者に安心して居住できるサービス支援として、東京都で実施している「あんしん居住制度」を紹介しています。

【課題】

- 高齢者住宅（シルバーピア）の入居者の高齢化が進み、入居当時には自立した生活が可能であった入居者が認知症になったり、親族がいなくなるなどの事例が生じています。市、生活協力員、地域包括支援センター等が日頃から情報交換を行うなど連携し、入居者の支援が行える体制が必要です。
- 賃貸住宅を探している高齢者の入居を円滑に行うための各種制度の普及が必要です。


第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

住み慣れた小平で、 いきいきと笑顔で暮らせる地域社会をめざして



- 小平市第四次長期総合計画基本構想では、将来像の実現に向けた基本目標のひとつに、「くらしづくり—多様性を認めあい、つながり、共生するまち—」を掲げています。
- 小平市第四期地域保健福祉計画では、「だれもが担い手、お互いに支えあいながら、安心して暮らせる地域共生社会をめざして」を基本理念に掲げています。
- 小平市第四次長期総合計画基本構想の基本目標と小平市第四期地域保健福祉計画に掲げる基本理念を踏まえ、第8期計画では、第7期計画を継承し、「住み慣れた小平で、いきいきと笑顔で暮らせる地域社会をめざして」を基本理念とし、3つの基本目標に沿って高齢者保健福祉及び介護保険施策を推進していきます。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体化していくため、以下の3つの基本目標の下に高齢者保健福祉及び介護保険にかかる施策・事業の総合的な推進を図ります。

- I 地域でお互いに支え合い、誰もが暮らしやすいまちづくりの支援
- II いつまでも、自立した、生きがいのある生活の支援
- III 高齢者のニーズに応じたサービス提供の充実

I 地域でお互いに支え合い、誰もが暮らしやすいまちづくりの支援

- 高齢化が進む中、福祉のまちづくりや地域共生社会の理念に基づき、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。相互に支え合う地域づくりを進めるため、福祉分野をはじめさまざまな分野にわたって市民が取り組む多様なボランティア活動等への支援を行います。
- 一人暮らしや認知症などの高齢者を対象とした見守り活動や生活支援等を効果的に推進するために、地域で高齢者を支えるネットワークづくりや生活支援・介護予防に関わる人材の育成に努めます。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域における多職種協働とネットワーク構築を図るための地域ケア会議を推進するとともに、高齢者支援の中核となる地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）では、地域の生活課題について、分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行うなど、包括的な支援体制づくりに努めます。

II いつまでも、自立した、生きがいのある生活の支援

- 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるよう、地域の居場所・通いの場や高齢クラブ等の自主的な地域活動を支援するとともに、高齢者等の地域活動の担い手を養成し、活躍できる環境づくりを進めます。
- 自立した日常生活の支援、要介護状態となることの予防、要介護状態等の軽減を図るため、介護予防に資する事業や認知症の人を地域で支える事業の充実及び生活支援体制の整備に努めます。
- 地域全体で高齢者を見守り、支えていけるように、高齢者とさまざまな世代の交流を促進し、豊かな地域づくりを進めていきます。

III 高齢者のニーズに応じたサービス提供の充実

- 高齢化の進展と要介護等認定者数の伸びを踏まえて、介護保険サービスの量的な整備と質の向上に努めるとともに、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる推進を図ります。
- 認知症高齢者の増加に対応して、地域の連携のもとで医療・介護など総合的な認知症施策を推進します。
- 介護者の負担軽減や高齢者虐待の防止を図るために、家族への支援を充実させるとともに、地域全体で高齢者と家族を支える体制づくりを推進します。

3 施策の体系

小平市は、基本理念、基本目標を軸として、9本の施策に沿って、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を総合的に推進します。

【基本理念】

住み慣れた小平で、いきいきと笑顔で暮らせる地域社会をめざして

【基本目標】

目 高齢者のニーズに応じたサービス提供の充実
ロ いつまでも、自立した、生きがいのある生活の支援
ハ 地域で互いに支え合い、誰もが暮らしやすいまちづくりの支援

【施策】

1 地域づくり・日常生活支援

2 介護予防・健康づくりの推進

3 見守り体制の充実

4 認知症施策の推進

5 在宅医療と介護の連携の推進

6 社会参加の促進

7 権利擁護の充実

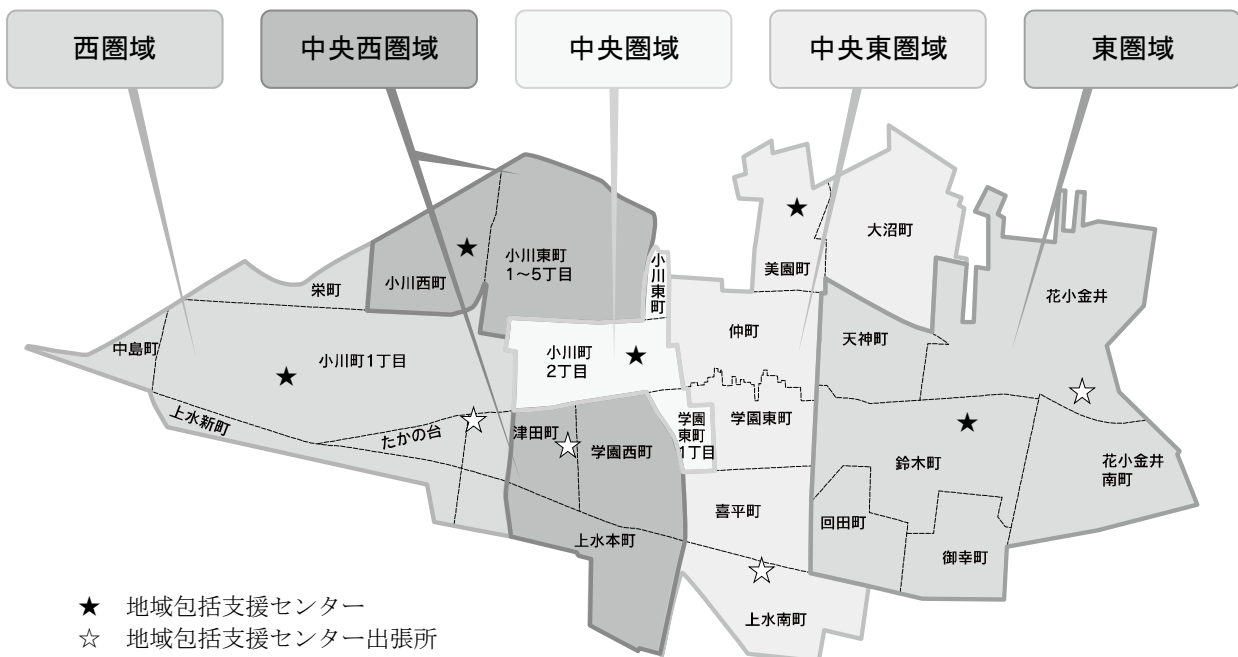
8 介護サービスの充実と
給付の適正化

9 安心できる住まいの確保

4 日常生活圏域の設定

小平市では、地域の成り立ちや人口の分布状況などから、市内を5圏域に区分し、圏域ごとの中核拠点として地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）を設置しています。中央圏域を担当する中央センターは、基幹型地域包括支援センターとして、各地域包括支援センターの統括や連絡調整、後方支援、人材育成を行っています。また、各圏域に生活支援コーディネーターを配置し、社会資源や地域課題の把握を行うほか、さまざまな主体と連携を図りながら、地域におけるネットワークの構築に取り組んでいます。

今期計画においても、この5圏域の設定を継承し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、各種取組を推進するとともに、必要に応じて圏域の見直しについて検討します。



第4章

施策の取組

第4章 施策の取組

1 地域づくり・日常生活支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、多様な主体が担い手となって、高齢者の日常生活を支援する体制の整備を進めていく必要があります。また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、支援が必要な高齢者の増加が見込まれる中、個々の状態に応じた適切な支援が必要です。

地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）では、高齢者に関する総合的な相談や支援、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、地域ケア会議などの事業を実施し、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担っています。また、地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）に生活支援コーディネーターを配置し、社会資源の把握や地域の居場所・通いの場の創出を図るとともに、さまざまな主体と連携を図りながら、地域におけるネットワークの構築に取り組んでいます。

この他、支援を必要とする高齢者の地域での生活を支えるため、各種の生活支援サービスや介護者への支援を実施しています。

【施策の方向】

- 地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）が相談件数の増加や複雑化・複合化する高齢者のニーズに対応するとともに、地域のネットワーク構築機能などを十分に果たせるよう、地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）の担うべき役割について整理し、機能の強化を図ります。
- 地域のつながりを強化するため、地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）は居宅介護支援事業所や介護施設など地域の既存の社会資源と効果的に連携しながら、相談支援の機能の充実を図ります。
- 地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）が、高齢者及び介護をしている家族からの相談窓口として、さまざまな年齢の方に認知されるよう、引き続きパンフレット等の配布を通じて、事業内容のさらなる周知を図ります。
- 地域ケア会議の開催を通じて、サービス資源や高齢者の生活の様子など地域の状況についての検討を行い、多職種によるケアマネジメント支援や地域のネットワーク構築、地域課題の把握等を図っていきます。
- 高齢者とその家族が抱える複雑化・複合化した課題に対応するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、関係機関の連携強化と情報共有を図っていきます。

- 引き続き、介護予防リーダー、認知症支援リーダーを養成し、地域で活動する人材の育成に努めます。
- 介護予防リーダーや認知症支援リーダーの地域における活動の活性化が図られるよう、必要な支援を行います。
- 感染症の影響などにも留意しながら、地域のつながりや交流の促進が図られるよう、地域の居場所・通いの場の活動に対して必要な情報提供のほか、立ち上げや活動継続の支援を行います。
- 高齢者を介護している家族を対象に、介護知識・技術のほか、介護保険制度や介護サービス等の適正な利用方法を学ぶための家族介護教室を開催し、介護者の孤立防止や身体的・精神的負担の軽減に向けた支援を行います。

【施策の数値目標】

○介護予防リーダー、認知症支援リーダーの累計登録者数

令和元年度末時点 (2019)	⇒	令和5年度末目標 (2023)
介護予防リーダー		介護予防リーダー
62人		110人
認知症支援リーダー		認知症支援リーダー
165人		220人

○介護予防リーダー、認知症支援リーダーが関わっている地域の居場所・通いの場の数

令和元年度末時点 (2019)	⇒	令和5年度末目標 (2023)
10か所		30か所

※1か所に複数のリーダーが関わっていても1か所として掲載しています。

【主な事業・取組】

事業・取組		内容
①	地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）の役割と機能強化	地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）が増加する高齢者のニーズに適切に対応するために、担うべき役割を整理し、相談機能の充実を図るとともに、地域ケア会議等を活用し、関係機関との連携強化を図るなど、地域におけるネットワークの構築を進めます。
②	地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実とともに、社会資源や地域課題を把握し、地域におけるネットワークの構築のために関係機関や団体等による地域ケア会議を開催します。

事業・取組		内容
③	生活支援体制の整備	地域での支え合いの体制を整備するため、地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置するとともに、生活支援体制整備事業協議会において、多様な主体間による情報共有や連携・協働による体制整備を推進します。
④	地域で活動する人材育成	<p>〔介護予防リーダー養成〕 市が実施する介護予防講座の運営への協力や、介護予防に関する集まりを独自に実施する担い手を養成します。</p> <p>〔認知症支援リーダー養成〕 認知症サポーターの方を、認知症カフェの運営やお手伝いなど認知症の方やその家族への支援を行う担い手として養成します。</p>
⑤	ほのぼのひろば	<p>介護を必要としないおおむね 60 歳以上の方を対象に、孤独感の解消や介護予防を目的として、地域のボランティアや民生委員・児童委員の協力を得て、地域センターや公民館で趣味活動、創作活動、レクリエーション、軽い体操等を行う地域の居場所を運営します。</p> <p style="text-align: right;">《社会福祉協議会》</p>
⑥	地域の居場所・通いの場への支援	高齢者を主体とした交流活動の運営に係る相談支援、情報提供、研修及び団体相互の連絡調整、サロンの開始及び運営を支援します。
⑦	介護をしている家族への支援	高齢者を介護している家族を対象に、地域包括支援センターで介護方法や要介護者の重度化予防、介護者の身体的・精神的負担の軽減等についての知識・技術を得るための家族介護教室を開催します。
⑧	日常生活を支援する取組	<p>〔介護予防・生活支援サービス事業〕 要支援の認定を受けた方などに対し、訪問型サービスや通所型サービス等を提供することで、自立した生活を継続できるよう必要な支援を行います。</p> <p>〔高齢者生活支援ヘルパー事業〕 身体機能が低下し、日常生活に支障のある 65 歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯を対象に、家周りの除草等を行うヘルパーを派遣します。</p> <p>〔訪問理・美容サービス事業〕 心身の障がいや傷病等の理由により理髪店及び美容院に出向くことが困難な高齢者に対して、理容師または美容師が、高齢者宅を訪問して理容または美容のサービスを提供します。</p> <p>〔ねたきり高齢者おむつ支給等事業〕 寝たきりで常時おむつを使用している 65 歳以上の市民税非課税世帯の高齢者に対し、おむつの支給またはおむつ代の助成を行います。</p> <p>〔共通入浴券交付事業〕 65 歳以上の一人暮らし高齢者等で、家に風呂がない、故障中等の理由で公衆浴場を利用せざるをえない高齢者のうち、市が定める要件に該当する方を対象に入浴券を交付します。</p>

事業・取組	内容
<p>⑧ 日常生活を支援する取組</p>	<p>〔高齢者救急代理通報システム事業〕 65歳以上の病弱で、常時注意を要する状態の一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯を対象に、ボタン1つで関係機関へ通報され、救助が図られる機器を設置します。</p> <p>〔高齢者自立支援日常生活用具給付事業〕 市が行うサービス利用判定を受けた65歳以上の日常生活の動作が困難な高齢者を対象に、生活の利便を図るため日常生活用具を給付します。</p> <p>〔家事援助・介護・移送サービス(実施団体への支援)〕 在宅福祉に対する高齢者の多様なニーズに対応するため、家事全般、簡単な介助や食事等の有償家事・介護援助サービス、移送サービスを行っている市内NPO法人や市民団体等に対して経済的な支援をします。</p> <p>〔図書館宅配貸出サービス〕 要介護1以上の認定を受けている方で、図書館に来館することが困難な高齢者等に図書を配達することにより、情報入手の機会と、高齢者の生きがいの充実を図ります。</p> <p>〔福祉有償運送運営協議会運営事業〕 近隣市町村と「多摩地域福祉有償運送運営協議会」を共同開催し、道路運送法に基づく福祉有償運送事業(障がいのある方や要介護者等、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対する運送事業)を実施しているNPO法人等に対し、必要な指導、助言を行います。</p> <p>〔コミュニティバス・コミュニティタクシー運行事業〕 地域公共交通の利便性の向上を図り、高齢者や子育て中の方等、市民の生活交通を確保し、地域を活性化するため、コミュニティバス及びコミュニティタクシーの運行を支援します。</p>

コラム
COLUMN 

地域づくりの取組

地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）では、生活支援コーディネーターが中心となり、地域ニーズの把握や情報交換、関係者の連携促進のため、介護予防見守りボランティアや介護予防リーダー、認知症支援リーダー、民生委員・児童委員、自治会役員など地域の人たちと話し合いを行っています。地域には、高齢者が交流や体操などを行う居場所が少しずつ、広がっています。





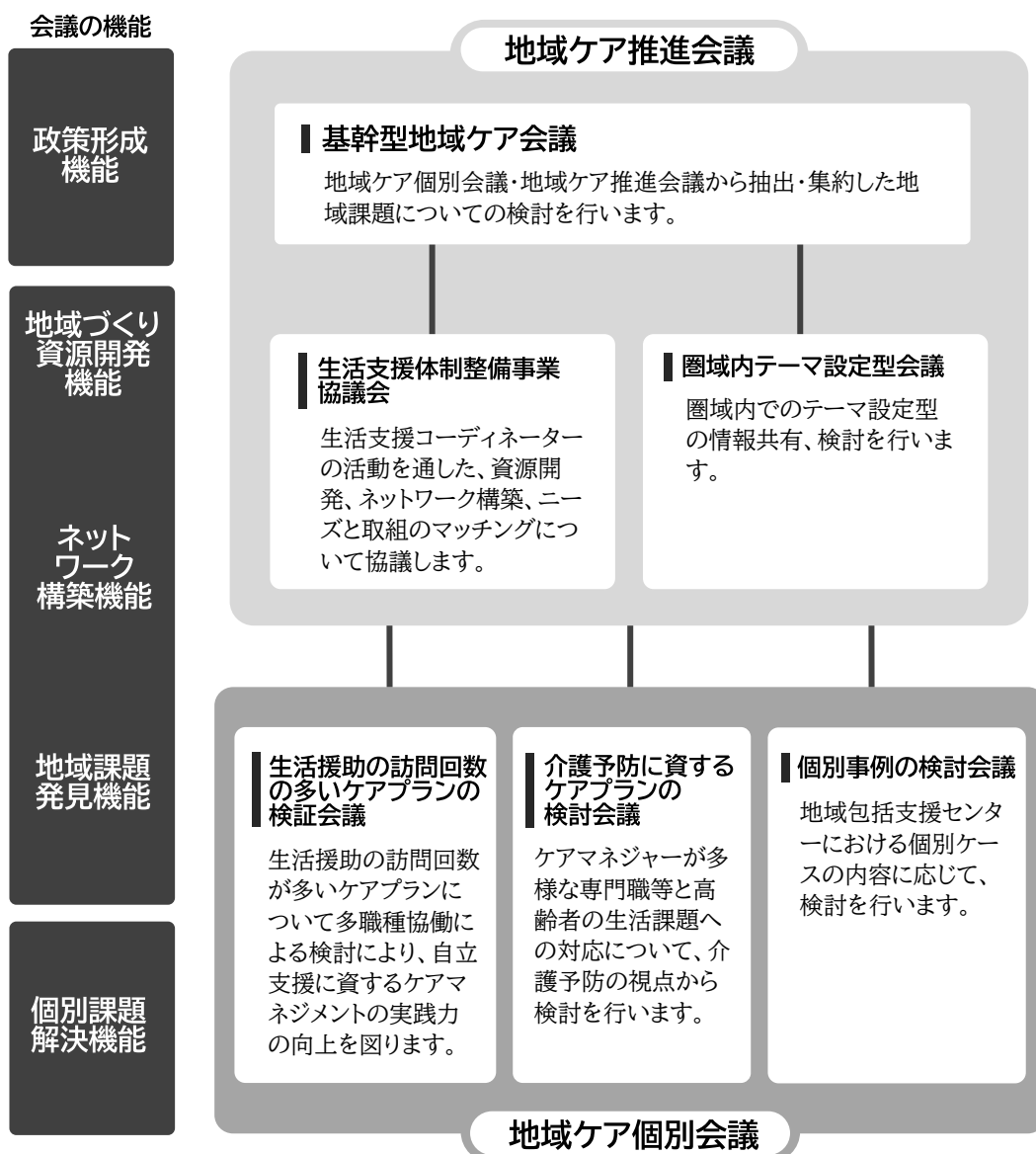
用語 Check

地域ケア会議とは？

小平市では、地域包括ケアシステムの推進に当たり、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことを目的に、地域ケア会議を設置しています。

地域ケア会議の機能として、個別課題解決、地域課題発見、ネットワーク構築、地域づくり・資源開発、政策形成があり、地域ケア個別会議（生活援助の訪問回数が多いケアプランの検証会議、介護予防に資するケアプランの検討会議、個別事例の検討会議）と、地域ケア推進会議（基幹型地域ケア会議、生活支援体制整備事業協議会、圏域内テーマ設定型会議）に分類し、実施しています。

地域ケア会議の概念図



2 介護予防・健康づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けるためには、健康を維持し、「健康寿命」を延ばすことがとても重要です。

小平市では、介護予防や健康づくりに関する事業、健（検）診事業の実施により、高齢者が心身や生活の状況に応じて、健康づくりに自ら取り組むことのできる環境を整備しています。

新型コロナウイルス感染症の影響による外出や人との交流の減少等の生活状況の変化から、虚弱（フレイル）な高齢者の増加が懸念されています。

これまでの介護予防講座等の実施に加え、高齢者が身近な場所で介護予防に取り組むことができるよう、理学療法士等の専門職による支援などを行いながら、住民が主体の介護予防の活動を地域全体へ広げていくことが必要です。

【施策の方向】

- 高齢者が自宅や身近な場所で介護予防に取り組めるよう、正しい知識の普及・啓発や実践に向けた支援を行います。
- 理学療法士等のリハビリテーション職、管理栄養士、歯科衛生士が支援が必要な高齢者に加え、ケアマネジャー等の関係者に対しても自立支援のための助言等を行うことで、個々の状態に応じた効果的な介護予防の取組を推進します。
- 身近な場所でフレイル予防に取り組むグループの立ち上げや活動継続への支援を行うため、専門的知識を持った推進員を新たに配置します。
- 介護予防ボランティアポイント事業について、参加者の健康づくりの視点を踏まえ事業の充実を図ります。
- 「こだいら健康増進プラン」を踏まえ、健康診査・各種検診の受診率の向上、ライフステージを通じた食育、運動習慣の継続等の健康づくりの推進に取り組みます。
- 高齢者の医療・介護・健診情報等から地域の健康課題を整理・分析し、高齢者の心身の多様な課題に対応した支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を検討していきます。

【施策の数値目標】

○介護予防講座の年間参加者数

令和元年度実績 (2019)	⇒	令和5年度目標 (2023)
659人 (気軽に元気アップ介護予防講座の参加者数)		700人 (自宅などで継続的に介護予防に取り組むことを目的とした講座や講演会の参加者数)

※第7期計画では、多くの高齢者に定期的に講座に参加してもらうことで、介護予防の取組を推進してきましたが、第8期計画では自宅などで介護予防に取り組むことを目的とした講座や講演会の参加者数を数値目標に設定します。

○週1回以上フレイル予防に取り組むグループ数

令和3年度事業開始 (2021)	⇒	令和5年度末目標 (2023)
		30グループ

【主な事業・取組】

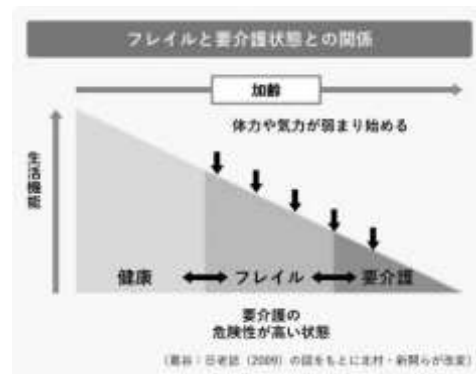
事業・取組		内容
①	介護予防の推進	介護予防に資する運動、体操等の講座や教室、介護予防に関する講演会を通じて、介護予防への意識の啓発を図ります。また、介護予防に関するパンフレットやDVDの配付により介護予防の取組を広く普及していきます。
②	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職等による「心身機能」、「活動」、「参加」のアプローチを活用することで、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の地域における介護予防の取組の機能強化を促進します。
③	地域におけるフレイル予防の取組の支援	身近な地域で住民自らが主体的にフレイル予防に取り組めるよう、専門的知識を持った推進員を新たに配置し、グループの立ち上げや活動への支援を行います。
④	介護予防ボランティアポイント制度	地域包括支援センターが実施する介護予防講座の運営の補助などの、高齢者の介護予防に資するボランティア活動実績を、介護予防ボランティアポイントとして評価することにより、介護予防を促進します。また、こいだいら健康ポイント事業と統合を図るなど介護予防・健康づくりをより一層推進します。
⑤	こいだいら健康ポイント事業	市から活動量計を貸与して、歩くことや体を動かすこと、健診の受診など健康づくりに取り組むことにポイントを付与し、楽しみながら健康づくりを継続することで、健康意識の向上を図ります。
⑥	高齢者健康音楽教室	高齢者が歌や音楽の演奏を通じて、生きがいづくりと健康維持、介護予防を目的に健康音楽教室を開催します。
⑦	高齢者交流室の運営	小平第二小学校内を利用し、囲碁・将棋・手芸等の趣味や創作活動、レクリエーション、季節の行事等を行い、小学生との世代間交流等を通して、高齢者の生きがいの充実と介護予防を図ります。

事業・取組	内容
⑧ 各健(検)診事業、予防接種事業	高齢者がいつまでも健康で暮らせるように、健康診査・各種検診や予防接種などを実施して、高齢者の健康維持増進に努めます。
⑨ 市民体力測定	文部科学省の依頼を受け実施している新体力テストを活用し、65歳から79歳の市民を対象に、健康や体力についての理解や加齢に伴う現状を知り、健康増進につなげる機会を提供します。
⑩ FC東京による高齢者の体操教室	サッカー選手が行っている体操を、高齢者向けにアレンジして紹介する教室です。FC東京スタッフが講師を務め、高齢者に適した運動を取り入れることによる健康づくりを推進します。



介護予防・フレイル予防とは？

フレイルは、高齢期に病気や老化などによる影響を受けて、心身の活力（筋力や認知機能など）を含む生活機能が低下し、将来要介護状態となる危険性が高い状態です。この状態は、右図にあるように、生活機能の自立度が高い「健康」と日常生活動作に障がいがある「要介護状態」との間に位置しています。したがって、フレイル予防は、より早期からの介護予防（＝要介護状態の予防）を意味しており、従来の介護予防をさらに進めた考え方といえます。また、介護予防・フレイル予防は、認知症予防に資する可能性があります。



出典：東京都介護予防・フレイル予防ポータル
東京都福祉保健局

コラム COLUMN

介護予防の取組

高齢になっても元気に過ごしていくためには、介護予防に関する知識と行動の習慣化が必要です。

市では、有識者による講演会のほか、筋力トレーニングの方法を学ぶ「気軽に元気アップ介護予防講座」、口腔ケアの方法を学ぶ「お口の機能アップ講座」、メモリートレーニングなど認知症予防の方法を学ぶ「いきいき認知症予防教室」などを行っています。また、自宅で行える介護予防体操のパンフレットやDVDの配付も行い、高齢者の介護予防を応援しています。



3 見守り体制の充実

小平市では、平成 29（2017）年 4 月に、「いきいきこいだいら高齢者見守りの輪条例」が施行され、地域包括支援センターによる定期的な見守りをはじめ、民生委員・児童委員による訪問活動での見守り、介護予防見守りボランティアによるさりげない見守りや、高齢者見守り協定締結事業者による事業活動を通じた見守りなど、地域のさまざまな主体が連携しながら、高齢者の見守り活動に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の影響により訪問による対面の見守りが難しい中、高齢者へ必要な支援が行き届くよう、地域におけるさまざまな社会資源を活用しながら、一人ひとりの高齢者の生活状況や意向に合わせた多様な見守りの充実を図っていきます。

【施策の方向】

- 介護予防見守りボランティア同士のネットワークをつくりながら、地域の実情に合った見守り体制の充実を目指します。
- 多様な主体による見守りの輪を広げ、地域全体で見守る仕組みづくりを進めます。
- 高齢者等の見守りに関する協定締結事業所をはじめとする、地域で見守りを行っている関係者とのより一層の連携を図り、支援を要する高齢者への適切な支援体制の構築に努めます。
- 高齢者の実態把握調査の実施等により、支援が必要な高齢者の把握に努めるとともに、機器などを活用した多様な見守りの方法についても検討していきます。

【施策の数値目標】

- 介護予防見守りボランティアの累計登録者数

令和元年度末時点 (2019)
400人



令和5年度末目標 (2023)
600人



見守りバッグ

【主な事業・取組】

事業・取組		内容
①	介護予防見守りボランティアの取組	登録研修を受けた介護予防見守りボランティアが、普段の生活の中で地域をさりげなく見守り、気になる高齢者を見かけたら地域包括支援センターに連絡することで、地域の見守り体制の一翼を担っています。また、介護予防見守りボランティアの活動を通して社会参加及び身体活動の増加を図り、介護予防を推進します。
②	地域包括支援センターによる見守り	地域包括支援センターの職員による定期的な訪問や電話等により、高齢者の生活実態を把握し、支援が必要な高齢者が安心して自立した生活を継続できるよう支援します。
③	高齢者実態把握	アンケート調査や地域包括支援センター、民生委員・児童委員等から収集した情報等を活用して、何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防に資する活動に繋げていく取組を行います。
④	民生委員・児童委員活動	民生委員・児童委員が、それぞれの担当地区で援助が必要な方々の悩みや要望の把握を行い、福祉サービスの情報提供や関係機関との連携に努めます。
⑤	訪問給食サービス	一人暮らし高齢者等で、安否の確認や低栄養の改善が必要な方に、見守りのため週4回(低栄養で栄養改善が必要な方は週7回)まで、昼食または夕食を手渡しで届けます。
⑥	電話訪問サービス	毎週金曜日の午前中に、社会福祉協議会の訪問員が電話で状況を伺います。 《社会福祉協議会》
⑦	おはようふれあい訪問	おおむね70歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、週3回宅配員が乳酸菌飲料を手渡し、孤独感の緩和と見守りに取り組んでいます。 《社会福祉協議会》
⑧	見守りネットワークの充実	地域の高齢者の見守り体制の充実のために、関係機関や地域で見守り活動を行っている方々との連携を図るとともに、民間事業者等の業務活動において、利用者等高齢者の異変を察知した際に、地域包括支援センター等への通報を行う協定を締結し、高齢者が安心して生活ができるよう支援します。
⑨	避難行動要支援者避難支援体制の整備事業	災害発生時等における支援を適切かつ円滑に実施するため、避難支援マニュアルや避難行動要支援者登録名簿等を活用し、地域における避難支援体制づくりを推進します。

コラム COLUMN

介護予防見守りボランティアの活動

見守られる高齢者の重荷とならないように地域でさりげない見守りを行うとともに、ボランティア同士のつながりをつくる交流会を開催しています。



4 認知症施策の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

国では、令和元（2019）年6月に「認知症施策推進大綱」がとりまとめられ、基本的な考え方として、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、施策を推進することが示されています。

認知症の人が地域で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症への理解を深めるための普及・啓発、早期発見・早期対応体制の充実、認知症の人やその家族への支援、認知症に係る医療と介護の連携強化に取り組んでいきます。

【施策の方向】

- 引き続き、認知症サポーター養成講座を開催し、地域における認知症に関する理解の促進や普及・啓発に取り組んでいきます。
- 認知症やもの忘れに不安のある人が早期に相談できるように、認知症に関する相談先のさらなる周知を図るほか、認知症の心配があるかを確認するもの忘れチェック会などを行います。
- 何らかの理由で医療や介護サービスの利用が難しい認知症の人と家族が安心して地域で暮らせるように、認知症初期集中支援チームが専門的見地から支援を行います。
- 認知症地域支援推進員を増員し各地域包括支援センターに配置することで、各圏域の認知症に関する相談や支援の体制を構築する取組を推進するほか、認知症支援リーダーが認知症の人やその家族の視点に立って、地域で活動できるように支援します。
- 認知症の人と家族が安心して過ごせる場である認知症カフェの開催を推進します。
- 認知症の人が自分らしく地域で生活ができるよう、認知症の人の社会参加を推進します。

【施策の数値目標】

○認知症サポーター養成講座の累計受講者数

令和元年度末時点 (2019)	⇒	令和5年度末目標 (2023)
8,886人		10,000人

○認知症カフェの実施箇所数

令和元年度末時点 (2019)	⇒	令和5年度末目標 (2023)
9か所		15か所

【主な事業・取組】

事業・取組		内容
①	認知症予防の取組	<p>【認知症予防講演会・教室等】 認知症に関するさまざまな内容の教室等を実施し、認知症予防の取組を推進します。</p>
②	認知症になっても安心して暮らすための取組	<p>【認知症サポーター養成講座】 認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」の養成講座を実施します。</p> <p>【認知症週間】 認知症に関する事業を一定期間内に集中して行い、認知症についての市民への啓発を効果的に行います。</p> <p>【認知症ケアパス】 認知症に関する基礎知識のほか、医療や介護サービス等をまとめた「こだいら認知症ガイドブック」を配布し、周知を図ります。</p> <p>【もの忘れ相談医の周知】 小平市医師会の協力により、「もの忘れ相談医一覧」を作成し、高齢者のしおり等で周知します。</p> <p>【もの忘れチェック会】 認知症の早期発見を目的に認知症の疑いの有無を確認し、必要な場合は受診を促す事業を実施します。</p> <p>【認知症初期集中支援】 認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を推進します。</p> <p>【認知症地域支援推進員】 認知症に関連する医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」を持った生活を送れるよう社会参加活動のための体制整備等を行います。</p>

事業・取組	内容
<p>② 認知症になっても安心して暮らすための取組</p>	<p>【認知症カフェ】 認知症の人やその家族が安心して過ごし、地域の人と交流ができる居場所を開催し、認知症の人の社会参加、家族支援、地域の認知症の理解の促進を図ります。</p> <p>【認知症家族介護講演会・講座】 認知症の人を介護するための知識を学ぶための講演会や認知症の人を介護する家族同士が、交流しながら認知症の基礎知識やストレスとの付き合い方を学ぶ講座を実施します。</p> <p>【認知症高齢者見守り】 GPSの利用やQRコード付きのシールの配付により、徘徊等の恐れのある高齢者が行方不明になったときの早期発見・保護につなげます。</p> <p>【認知症ケア向上研修】 介護事業所の従事者に対し、認知症の方への介護等の質の向上を図るための研修を行います。</p>

コラム
COLUMN 

認知症カフェ

地域包括支援センターでは平成 27（2015）年度から認知症カフェ（オレンジカフェ）を開催し、認知症の人や家族の人が住民ボランティアである認知症支援リーダーの人と話をしたり、音楽を聞いたり、体操をしたりして過ごしています。

オレンジカフェという名前は認知症支援の色であるオレンジを意味しており、認知症の人や家族にとって居心地のいい場所であるよう心がけて運営しています。以前に比べ、地域では認知症のことが理解されてきていますが、自分や家族が認知症だとは言にくいと感じ、孤立している人も少なくありません。そのような人たちに是非利用してもらいたい場です。



5 在宅医療と介護の連携の推進

小平市では、小平市医師会と連携し、医療・介護関係者等で構成される「小平市在宅医療介護連携推進協議会」において、多職種による課題の抽出と対応策の検討、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、医療介護関係者の情報共有の仕組みづくり、研修の実施、市民への普及啓発等、在宅医療と介護の連携の推進に向けたさまざまな取組を行っています。

今後も医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、関係者間の連携を強化し、取組内容の充実を図ることが求められています。

【施策の方向】

- 在宅療養を希望する高齢者が安心して、在宅療養生活が続けられるよう、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、ケアマネジャー等の多職種が連携・協働しながら、課題の整理や対応策の検討・実施を行うことで、在宅療養の推進を図ります。
- 高齢者支援課内に設置している在宅医療介護連携調整窓口では、医療や介護に関する情報提供等を行い、関係者を支援します。
- 医療・介護関係者が在宅で療養する高齢者の状態の変化等について速やかに対応できるよう、情報共有シートの充実等、連携の推進を図ります。
- 自分らしい生活を最期まで続けてもらうために、介護が必要となり通院できなくなった時に利用できる医療や介護サービスについての基本的知識や、本人の望む人生の最終段階の医療やケアについて話し合う人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニングの愛称）などについて、普及・啓発を行います。

【主な事業・取組】

事業・取組		内容
①	地域の医療・介護の資源の把握	地域の医療機関、介護事業所の機能等の社会資源及び在宅医療・介護サービス利用者の情報を把握し立案等に活用するとともに、医療・介護関係者の連携に必要な情報を提供します。
②	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	小平市在宅医療介護連携推進協議会を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策等の検討を行います。
③	在宅医療・介護連携に関する相談支援	高齢者支援課内に在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の設置し、相談の受付、連携調整、情報提供等を行います。

事業・取組		内容
④	地域住民への普及啓発	在宅医療・介護連携に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。
⑤	医療・介護関係者の情報共有の支援	患者・利用者の状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう支援します。
⑥	医療・介護関係者の研修	医療と介護関係者が相互に理解を深め、顔の見える関係づくりを進めるために、多職種での協働・連携に関する研修の充実を図ります。
⑦	歯科医療連携推進事業	介護が必要、または病気や障がいのため、かかりつけ歯科医を探すのが困難な方を対象に、東京都小平市歯科医師会と連携し、歯科医院の紹介をします。



人生会議とは？ (ACP:アドバンス・ケア・プランニング)

もしものときのために、自らが望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、家族等と共有する取組を「人生会議（ACP:アドバンス・ケア・プランニング）」と呼びます。自分の心身の状態に応じて、かかりつけ医等から自分や家族等へ適切な情報の提供と説明がなされることが重要です。このような取組は、個人の主体的な行いによって考え、進めるものです。知りたくない、考えたくない方への十分な配慮が必要です。

コラム COLUMN

小平市在宅医療介護連携推進協議会の取組

市内の医療・介護関係者等が集まる小平市在宅医療介護連携推進協議会では、「小平で安心して 生きて、いく ～看取りを支えるために～」をテーマに市民向けの講演会や関係者への研修、在宅療養連携推進マニュアルの作成などを行っています。

令和元年度には、市民向けに看取りや人生会議に関する講演会や、医療と介護の関係者が市民の方と話し合う「在宅医療・介護つながるカフェ」を開催したほか、関係者に在宅でのターミナルケアに関する研修や医療・介護の関係者等の連携が円滑に行われるための多職種連携研修を行いました。



6 社会参加の促進

高齢者人口がさらに増加する中、高齢になっても仕事を続けるなど、社会で活動している元気な高齢者が増えています。高齢者がこれまでに培った経験や知識を就労・就業、地域活動を通じて活かし、活躍できる機会の充実が求められています。

小平市では、高齢者が趣味、就業、学習、健康増進などの社会参加の機会を確保するため、福社会館、高齢者館の運営や高齢者の活動を支援する事業、講座等を実施しています。

【施策の方向】

- シルバー人材センターの会員数の増加に向け、事業の周知を図ります。
- 高齢クラブ連合会との連携により、高齢クラブの活動の活性化を図ります。
- 高齢者が自らの経験や知識を地域の活動に活かし、やりがいや実感が得られるよう、高齢者の社会参加や多様な就労を促進します。
- 高齢者館、福社会館を適切に運営し、高齢者の交流の場等としての機能の維持、向上に努めます。

【施策の数値目標】

○シルバー人材センター会員数

令和元年度末時点 (2019)	⇒	令和5年度末目標 (2023)
1,138人		1,150人

※目標値は小平市シルバー人材センター「第4次長期5か年計画」(令和3年3月)による。

【主な事業・取組】

事業・取組		内容
①	高齢者館(ほのぼの館・さわやか館)運営	和室、多目的ホール、介助浴室(さわやか館のみ)、パソコンや電位治療器、血圧測定器を設置している施設を運営します。
②	福社会館(老人福祉センター)運営	高齢者の健康づくり、趣味や教養、レクリエーションを行う場や、ヘルストロンなどを備えた施設を運営します。
③	シルバー人材センター運営補助	就業を通じた高齢者の生きがいの充実と、社会参加を促進するため、小平市シルバー人材センターへの助成を行います。

事業・取組		内容
④	高齢クラブへの助成	高齢者が健康で心豊かな生活を送るため、地域ごとに自主的に組織されている高齢クラブに対し助成を行います。
⑤	高齢者福祉大会	毎年9月に、市内の高齢者を招いて長寿を祝う式典を開催し、90歳を迎えた方等の表彰を行います。式典の後には、演芸等を楽しんでいただきます。 《社会福祉協議会共催》
⑥	自主的な学習活動・市民活動への支援	<p>〔小平市民活動支援センターあすぴあ〕 市民の自主的な社会貢献活動や市民活動を支援する拠点です。市内で活動する団体等を紹介する「むすぶ」や「あすぴあ通信」の発行の他、市民活動に関する講座や講演会等を実施します。また、知識や経験等を市民活動に役立てたい人と意欲ある人を求めている団体とのマッチングを行う「こだいら人財の森」事業を推進することで、地域で活躍する担い手を増やし、市民活動の裾野を拡大します。</p> <p>〔シニア講座（シルバー大学）〕 仲間づくり、生涯学習機会の提供などを目的として、公民館においてシニア講座(中央公民館はシルバー大学)を開設します。</p> <p>〔大学公開講座の案内〕 市内にある特色の異なる様々な大学が開催する公開講座を広く周知することで、市民の学習活動を支援します。</p>

7 権利擁護の充実

高齢者の権利と尊厳を守るためには、権利擁護体制の充実と虐待の防止が不可欠です。

小平市では、高齢者の権利を守り、判断能力が十分でない方を支援するために、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の活用を促進するとともに、虐待防止対策の充実を図っています。

【施策の方向】

- 権利擁護に関する事業を実施する権利擁護センターこだいらや、地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）の周知に努めます。
- 虐待に対する早期の対応を図るため、関係機関との連携に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組		内容
①	高齢者虐待の早期発見・防止	地域包括支援センター、市を中心に福祉サービス事業者、社会福祉協議会、警察署等の関係機関の連携を強化し、高齢者虐待の早期発見・防止に努めます。また、高齢者虐待に関する正しい知識や理解が進むよう、パンフレット配布等の啓発活動を行います。
②	高齢者緊急一時保護事業	養護者から虐待を受けている高齢者や、養護者の急な不在等により在宅での介護が困難になった高齢者を介護保険施設等に一時的に保護します。
③	地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）	在宅で生活する認知症高齢者等に対する、「福祉サービスの利用援助」、「日常的な金銭管理サービス」、「書類等の預かりサービス」を行います。また、事業の周知や地域包括支援センター等の関係機関との連携に努めます。 《権利擁護センターこだいら（社会福祉協議会）》
④	成年後見制度の活用促進	判断能力が十分でない認知症高齢者等を保護するための成年後見制度を推進するため、成年後見に関する利用相談支援、後見人のサポートや地域ネットワークの活用、運営委員会等を行います。また、地域包括支援センターと連携し以下の事務を行います。 ○高齢者等からの権利擁護に関わる相談等への対応。 ○成年後見制度の利用が必要と思われる方について、その家族に必要性や手続き等を説明し、申し立てにつなげる。 ○成年後見制度が必要であるにもかかわらず身寄りがないような方について市長の申し立てにつなげる。 ○社会貢献型後見人（市民後見人）の養成。 ○講座の開催、講師の派遣等を行い、制度の周知・啓発を行う。 《権利擁護センターこだいら（社会福祉協議会）》

8 介護サービスの充実と給付の適正化

小平市では、高齢者数の推移や介護サービスの利用状況等を分析しながら、必要な介護サービスの充実に努めています。

特に地域密着型サービスや介護施設の整備については、ニーズ及び近隣市の整備状況等を勘案しながら計画的に整備を進めています。

また、必要かつ適切なサービスが提供されるよう、サービスの質の向上や給付の適正化に取り組んでいます。

今後、急速な高齢化による介護サービスの需要が増大する一方で生産年齢人口の減少が見込まれる中、介護人材の確保と介護現場の業務の効率化が課題となっています。

【施策の方向】

○地域密着型サービス、介護施設については、アンケート調査結果等による利用意向、既存施設の待機状況、近隣市の整備状況、第7期から継続している協議の状況を勘案しながら、具体的な整備目標を定めます。

主な地域密着型サービス・介護施設のサービス内容

	サービス名	サービス内容
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と、緊急時などの随時対応・随時訪問を行うサービスです。
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	認知症の方が、食事や入浴などの日常生活上の支援を受けながら、少人数のグループで生活する施設です。
	小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて、「訪問」や「泊まり」を柔軟に組み合わせて利用できるサービスです。
	看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズの高い要介護者への支援に対応するため、利用者の状態に応じ、小規模多機能型居宅介護と訪問看護とを組み合わせ、介護と看護のサービスを柔軟に利用できるサービスです。
介護施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所して、日常生活の介助を受ける施設です。
	介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

	サービス名	サービス内容
介護施設	特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護の指定を受けた介護付有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、介護専用型ケアハウスを指し、入居している方が、食事や入浴などの介護や機能訓練などを受ける施設です。

- 要介護認定調査票の点検やケアプラン点検など介護給付適正化の取組を推進し、公正な制度運営に努めます。
- 引き続き、介護予防・日常生活支援総合事業における生活援助サービスの担い手として、生活サポーターを養成します。
- 東京都と連携を図りながら、介護事業所に対して各種人材確保に関する情報提供を行うほか、介護分野の文書に係る負担軽減やICTの活用事例の紹介など業務の効率化を促進し、介護職員の負担軽減を図っていきます。

【施策の数値目標】

- 生活サポーターの累計登録者数

令和元年度末時点 (2019)	⇒	令和5年度末目標 (2023)
172人		300人

【施策の数値目標】

- 地域密着型サービスの整備目標

令和2年度末時点 (2020)	⇒	令和5年度末目標 (2023)
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護		定期巡回・随時対応型訪問 介護看護
0か所		2か所
認知症高齢者グループホーム		認知症高齢者グループホーム
10か所／171人		11か所／189人
看護小規模多機能型居宅介護		看護小規模多機能型居宅介護
1か所／登録定員25人		2か所／登録定員50人

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、第7期で定めた整備目標の進捗状況等を踏まえ、2か所の整備を目指します。

●認知症高齢者グループホーム

認知症高齢者グループホームについては、利用状況等を勘案し、1か所の整備を目指します。

●看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護については、より医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るため、1か所の整備を目指します。

●その他の地域密着型サービス

その他の地域密着型サービスについては、具体的な整備目標は定めませんが、利用状況や事業者からの相談等の状況に応じて、必要な整備を検討します。

○介護施設の整備目標

令和2年度末時点 (2020)		令和7年度末目標 (2025)
特別養護老人ホーム (地域密着型を含む)	⇒	特別養護老人ホーム (地域密着型を含む)
845人		925人

※特別養護老人ホームについては、開設まで一定の期間を要するため、令和5(2023)年度までの短期間ではなく、令和7(2025)年度までの中期的な目標を定めます。

●特別養護老人ホーム

令和2(2020)年度に実施した調査では、特別養護老人ホームの入所申込者数は329人となっており、その内要介護3～5の方は271人となっています。

第7期で定めた整備目標の進捗状況、入所申込者数の状況、将来の要介護認定者数の推計や東京都高齢者保健福祉計画に定める北多摩北部圏域の必要入所定員総数等さまざまな要素を勘案し、令和7(2025)年度までの特別養護老人ホームの整備目標を80人の増とします。なお、第7期から継続している特別養護老人ホームの整備により、整備目標に到達するため、第8期の期間中は新たな整備の予定はありません。

●介護医療院

市内に1施設ある介護療養型医療施設について、令和5年度末までに介護医療院への移行が行われるよう、事業者と協議を進めます。

●特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護のうち介護付有料老人ホームについては、近年開設が続いており、新たな整備の必要性は低くなっていますが、東京都高齢者保健福祉計画に定める必要利用定員総数の達成状況により、必要に応じて相談に対応します。

【主な事業・取組】

事業・取組		内容
①	介護サービスの基盤整備	高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、必要な介護サービスの整備に努めます。
②	介護サービスの質の向上	<p>【ケアプラン指導研修】 ケアマネジャーが、利用者のニーズ、身体状況等に対応して適正なケアプラン(介護サービス計画)の作成をするために、事例検討や、情報提供、並びに、ケアプランの自己点検を行うことで、ケアマネジメントの質の向上を図ります。</p> <p>【介護サービス事業所連絡会】 市内介護サービス事業所と関係機関が連携及び調整を行い、高齢者福祉サービス体制の充実を図ることを目的として連絡会を開催します。</p> <p>【介護相談員派遣等事業】 介護相談員の施設等への派遣を通じて、サービス利用者の疑問や不満、不安の解消を図り、介護サービスの質の向上を目指します。</p>
③	介護人材確保等の支援	<p>【介護人材の確保】 東京都と連携し、介護人材確保事業や職員の育成、処遇改善事業の周知を図り、介護人材の確保を目指します。</p> <p>【生活サポーター養成】 介護予防・日常生活支援総合事業の生活援助サービスの担い手を養成します。</p>
④	介護給付適正化の取組	<p>【介護サービス事業所に対する指導・監督の実施】 介護保険法の趣旨・目的の理解を進め、介護報酬請求の過誤や不正の防止のため、介護サービス事業所を対象に集団指導及び実地指導を実施します。</p> <p>【要介護認定調査票の点検】 認定調査員が調査した要介護認定調査票の内容について、「調査項目の定義」に合わない点や不明な箇所を当該調査員に確認のうえ、必要に応じて修正や指導を行います。</p>

事業・取組		内容
④	介護給付適正化の取組	<p>〔ケアプラン点検〕 個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するため、ケアプランの記載内容について点検を行います。</p> <p>〔住宅改修訪問調査〕 市が調査を委託した理学療法士、建築士等が介護保険の住宅改修の申請をした利用者宅を訪問し、利用者等やケアマネジャー、施工業者等の立会いのもと、家屋状況、高齢者の身体状況等を調査し、適正な工事であることを確認します。</p> <p>〔縦覧点検・医療情報との突合〕 東京都国民健康保険団体連合会からの医療給付と介護給付との突合情報を基に、介護サービス事業所に対してサービス実績を確認します。誤った請求や重複請求を調査し、過誤調整等を行います。</p> <p>〔介護給付費通知〕 介護保険サービスの利用者に対し、利用したサービス事業所、サービスの種類、回数、利用者負担額、サービス費用合計額等を通知します。</p>
⑤	低所得者への配慮	<p>〔介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する利用者負担軽減事業（国・都制度）〕 収入及び預貯金額等、国が定める基準に該当する方について、介護保険サービス利用料の軽減を図ります。</p> <p>〔生計困難者に対する介護保険料減免（市単独事業）〕 収入及び預貯金額等、市が定める基準に該当する方について、介護保険料の軽減を図ります。</p> <p>〔通所介護等利用者助成事業（市単独事業）〕 通所介護等の利用者で、市民税非課税世帯に該当する方について、サービス利用の促進を図るため、食費の一部を助成します。</p>

9 安心できる住まいの確保

小平市では、高齢者が地域で生活するための基盤となる、安心して暮らせる住まいの確保に向け、高齢者住宅の運営支援、住宅の改修に対する支援を実施しています。

【施策の方向】

- 高齢者住宅（シルバーピア）の適切な運営支援に努めます。
- 住まいにおいて、より安全に生活ができるよう、住宅改修への支援を行います。
- 東京都がサービス付き高齢者向け住宅の整備に補助を行う際に、事業者に対し市が定める基準に留意するよう求めることで、よりよい住宅環境の整備に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組		内容
①	高齢者住宅（シルバーピア）の運営支援	住宅に困窮する高齢者が、住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるよう、高齢者に配慮した設備と生活協力員を配置した高齢者住宅（シルバーピア）の運営支援を行います。
②	高齢者自立支援住宅改修給付事業	介護保険の対象とならず、小平市が行うサービス利用判定を受けた65歳以上の日常生活の動作が困難な高齢者を対象に、住宅改修の費用を一定の限度額まで助成します。
③	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者が、いつまでも安心して住み続けることのできる住まいの充実を図るため、安否確認や生活相談サービスなどを提供する高齢者向けの住宅です。
④	家賃保証料の支援	住宅を借りる際の保証人がいない高齢者が、市が紹介した民間保証会社を利用した場合、最初に支払った家賃保証料（初回保証委託料）の一部を助成します。

第5章

介護保険事業の見込量と 介護保険料

第5章 介護保険事業の見込量と介護保険料

1 介護保険事業の見込量推計と保険料設定の流れ

第8期の介護保険事業の見込量及び第1号被保険者の介護保険料については、国から提供された「地域包括ケア見える化システム」の将来推計機能を使用して推計を行いました。

①被保険者数

第1号被保険者数(65歳以上)について、令和3(2021)年度～令和5(2023)年度の推計を行いました。



②要介護等認定者数

被保険者数に対する要介護等認定者数(認定率)の動向等を勘案して、将来の認定率を見込み、令和3(2021)年度～令和5(2023)年度の要介護等認定者数を推計しました。



③居宅サービスの量

要介護等認定者数の見込み、これまでの給付実績を分析・評価して、見込量を推計しました。



④地域密着型サービス、施設サービス等の量

地域密着型サービスや施設サービスの整備計画や、これまでの給付実績を分析・評価して、見込量を推計しました。



⑤地域支援事業に必要な費用

介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業・任意事業費を見込み、地域支援事業に係る費用を推計しました。



⑥第1号被保険者の介護保険料の設定

介護保険の運営に必要な③～⑤の費用や被保険者数の見込みとともに、第8期の第1号被保険者の介護保険料を設定しました。

2 介護保険事業の見込量推計

(1) 居宅サービスの見込量推計

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護福祉士またはホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

サービス利用量 (人数・回数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
訪問介護	1,247人	1,312人	1,321人	1,341人	1,406人	1,434人
	23,966回	25,456回	25,354回	25,266回	26,252回	26,851回

②訪問入浴介護

看護師やホームヘルパーが移動入浴車等で居宅を訪問し、入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

サービス利用量 (人数・回数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
訪問入浴介護	107人	104人	106人	107人	107人	107人
	547回	524回	512回	524回	527回	531回
介護予防 訪問入浴介護	1人	1人	1人	2人	2人	2人
	4回	4回	5回	5回	5回	5回

③訪問看護

訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師が居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

サービス利用量 (人数・回数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
訪問看護	731人	837人	883人	950人	983人	1,003人
	6,436回	7,701回	8,037回	8,290回	8,444回	8,744回
介護予防 訪問看護	129人	142人	165人	171人	182人	197人
	852回	982回	1,136回	1,216回	1,297回	1,419回

④訪問リハビリテーション

病院、診療所の理学療法士、作業療法士などが居宅を訪問し、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

サービス利用量 (人数・回数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
訪問リハビリ テーション	166人	163人	161人	163人	170人	175人
	1,835回	1,897回	2,001回	2,077回	2,220回	2,288回
介護予防訪問 リハビリテーション	34人	41人	41人	50人	54人	60人
	314回	369回	383回	404回	440回	489回

⑤居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握して療養上の管理や指導を行います。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
居宅療養管理指導	1,314人	1,430人	1,553人	1,668人	1,738人	1,799人
介護予防 居宅療養管理指導	111人	121人	130人	134人	139人	143人

⑥通所介護（デイサービス）

通所により、日常生活上の世話や機能訓練を行います。

サービス利用量 (人数・回数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
通所介護	1,434人	1,498人	1,538人	1,545人	1,599人	1,628人
	14,743回	15,826回	16,283回	16,562回	17,463回	17,972回

⑦通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院、診療所への通所により、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

サービス利用量 (人数・回数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
通所リハビリ テーション	276人	284人	249人	276人	283人	291人
	2,129回	2,217回	1,910回	2,071回	2,131回	2,173回
介護予防通所 リハビリテーション	85人	89人	83人	90人	91人	93人

⑧短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を受けます。

サービス利用量 (人数・日数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
短期入所生活介護	268人	281人	232人	279人	288人	296人
	2,160日	2,275日	1,761日	1,854日	1,922日	1,986日
介護予防 短期入所生活介護	8人	10人	10人	10人	11人	12人
	50日	56日	53日	50日	55日	59日

⑨短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所し、当該施設において、看護・医学的管理下における介護その他必要な医療及び日常生活上の世話を受けます。

サービス利用量 (人数・回数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
短期入所療養介護	24人	19人	12人	14人	14人	14人
	185日	146日	96日	118日	118日	117日
介護予防 短期入所療養介護	2人	0人	0人	1人	1人	2人
	9日	3日	0日	3日	3日	6日

⑩福祉用具貸与

車いすや特殊寝台など、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
福祉用具貸与	2,072人	2,213人	2,269人	2,338人	2,442人	2,593人
介護予防 福祉用具貸与	671人	746人	790人	810人	837人	857人

⑪特定福祉用具購入費

入浴や排せつ等に使用する福祉用具の購入費の一部を支給します。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
特定福祉用具購入	38人	40人	40人	40人	43人	43人
特定介護予防 福祉用具購入	16人	12人	15人	17人	17人	19人

⑫住宅改修

手すりの取り付けや段差の解消等を行ったときに、改修費の一部を支給します。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
住宅改修	27人	27人	22人	23人	24人	25人
介護予防住宅改修	21人	22人	22人	22人	22人	23人

⑬特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）

介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホーム、介護専用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入居し、日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けます。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
特定施設 入居者生活介護	547人	575人	629人	646人	659人	669人
介護予防特定施設 入居者生活介護	84人	95人	104人	109人	109人	109人

⑭居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）が、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や事業者との連絡調整などを行います。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
居宅介護支援	3,087人	3,259人	3,232人	3,434人	3,578人	3,710人
介護予防支援	823人	902人	998人	1,078人	1,123人	1,173人

(2) 地域密着型サービス見込量推計

地域密着型サービスは、住み慣れた地域でサービスを受けながら暮らせるように、市が主体となってサービスの基盤を整備し、市民に限定して提供するサービスです。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	9人	8人	9人	10人	11人	12人

②認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

認知症の人を対象に通所介護サービスを提供します。

サービス利用量 (人数・回数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
認知症対応型 通所介護	93人	98人	100人	109人	112人	118人
	974回	953回	966回	927回	960回	1,003回
介護予防認知症 対応型通所介護	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0回	0回	0回	0回	0回	0回

③小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の状況に応じて、訪問や宿泊を組み合わせた介護サービスを提供します。

サービス利用量 (人数・回数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
小規模多機能型 居宅介護	87人	75人	74人	83人	84人	85人
介護予防小規模 多機能型居宅介護	14人	10人	7人	10人	10人	10人

④認知症対応型共同生活介護

認知症の方が、食事や入浴などの日常生活上の支援を受けながら、少人数のグループで生活する施設です。

サービス利用量 (人数・回数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
認知症対応型 共同生活介護	146人	148人	149人	151人	151人	170人
介護予防認知症対 応型共同生活介護	0人	0人	0人	0人	0人	0人

⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話などを行います。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
地域密着型 介護老人福祉施設	48人	48人	48人	49人	49人	49人

⑥地域密着型通所介護

利用定員19人未満の小規模な通所介護施設で、通所介護サービスを提供します。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
地域密着型 通所介護	492人	521人	540人	552人	579人	595人
	4,392回	4,718回	4,995回	5,186回	5,423回	5,747回

⑦看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせ、介護サービスを提供します。

サービス利用量 (人数・回数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
看護小規模多機能型居宅介護	—	—	0人	9人	9人	9人

(3) 施設サービスの見込量推計

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、在宅での生活が困難な場合に入所する施設です。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
介護老人福祉施設	674人	688人	700人	796人	796人	796人

②介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設です。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
介護老人保健施設	315人	341人	350人	363人	368人	388人

③介護療養型医療施設

比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院する施設です。

サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
介護療養型医療施設	67人	54人	35人	29人	20人	10人

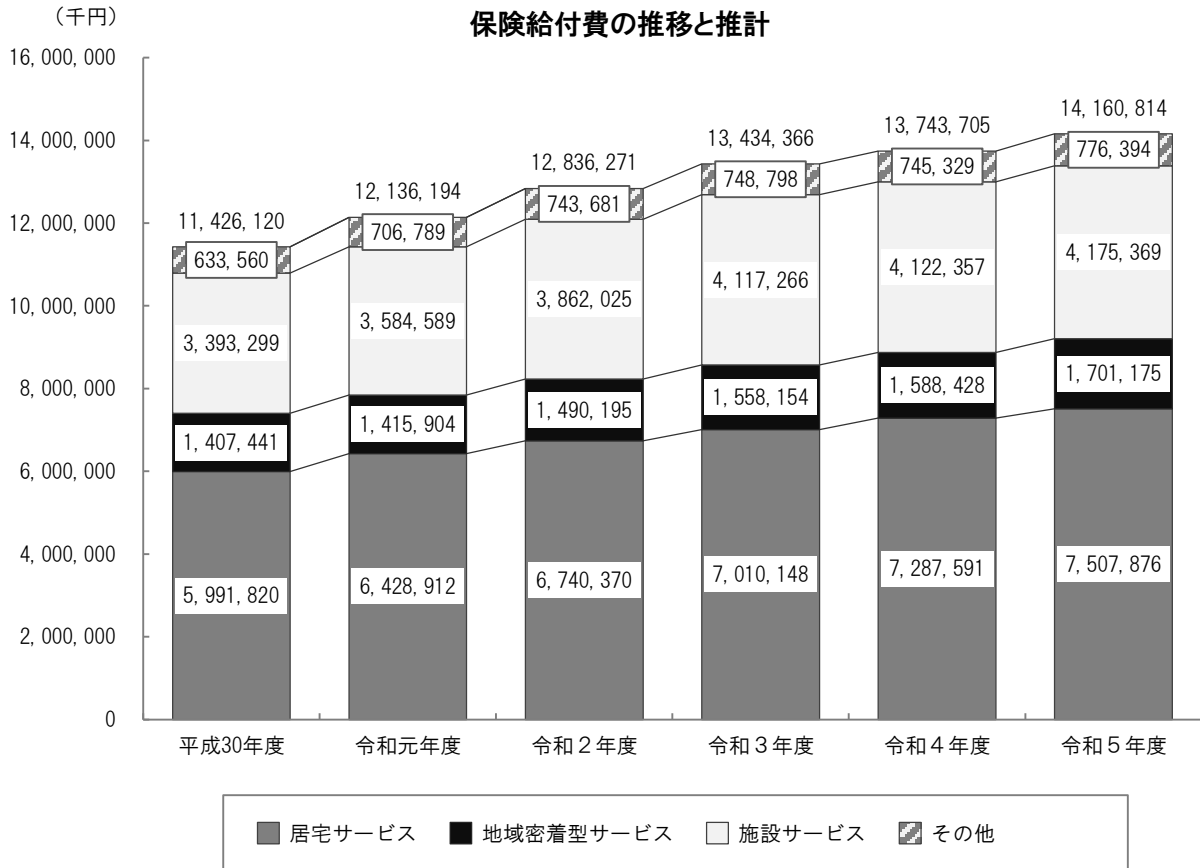
④介護医療院

日常的な医学管理が必要な要介護者を受け入れる施設で、看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えています。

サービス利用量 (人数/月)	実 績		推 計			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
介護医療院	0人	3人	24人	15人	20人	25人

(4) 保険給付費（標準給付費）の推移と推計

要介護等認定者数の増加等に伴い、保険給付費（標準給付費）は平成30（2018）年度の約114億2,600万円から、令和5（2023）年度には約141億6,000万円にまで増加するものと見込まれます。計画期間の合計で見ると、第7期は約363億9,900万円に対して、第8期では約413億3,900万円と推計されています。



単位：千円

	第7期実績			第8期推計		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) (見込み)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅サービス	5,991,820	6,428,912	6,740,370	7,010,148	7,287,591	7,507,876
地域密着型サービス	1,407,441	1,415,904	1,490,195	1,558,154	1,588,428	1,701,175
施設サービス	3,393,299	3,584,589	3,862,025	4,117,266	4,122,357	4,175,369
その他	633,560	706,789	743,681	748,798	745,329	776,394
合計	11,426,120	12,136,194	12,836,271	13,434,366	13,743,705	14,160,814
計画期間合計	36,398,586			41,338,885		

※予防サービスを含む。

※その他：審査支払手数料、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費

※端数処理により、一部の計が一致しない。

(5) 地域支援事業費の推移と推計

地域支援事業費については、平成 30（2018）年度の約 7 億 6,900 万円から、令和 5（2023）年度には約 9 億 5,000 万円にまで増加するものと見込まれます。

地域支援事業費の推移と推計

単位：千円

	第 7 期実績			第 8 期推計		
	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) (見込み)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護予防・日常生活支援総合事業	457,769	469,920	526,503	600,644	605,538	608,919
包括的支援事業・任意事業	311,028	304,610	327,977	338,528	340,117	340,733
合計	768,797	774,530	854,480	939,172	945,655	949,652
計画期間合計	2,397,807			2,834,479		

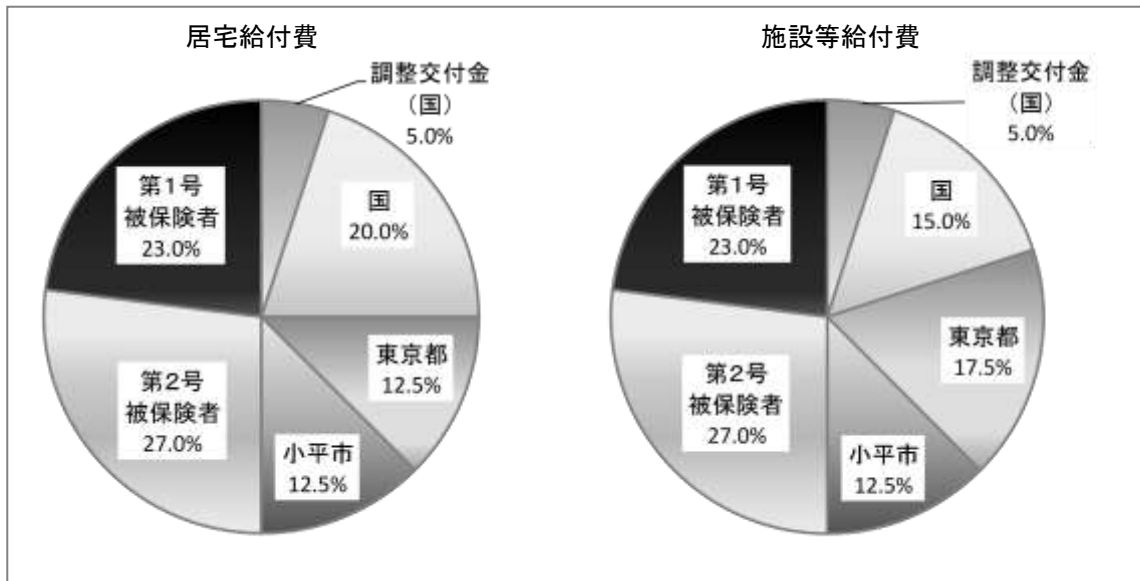
※端数処理により、一部の計が一致しない。

3 介護保険料

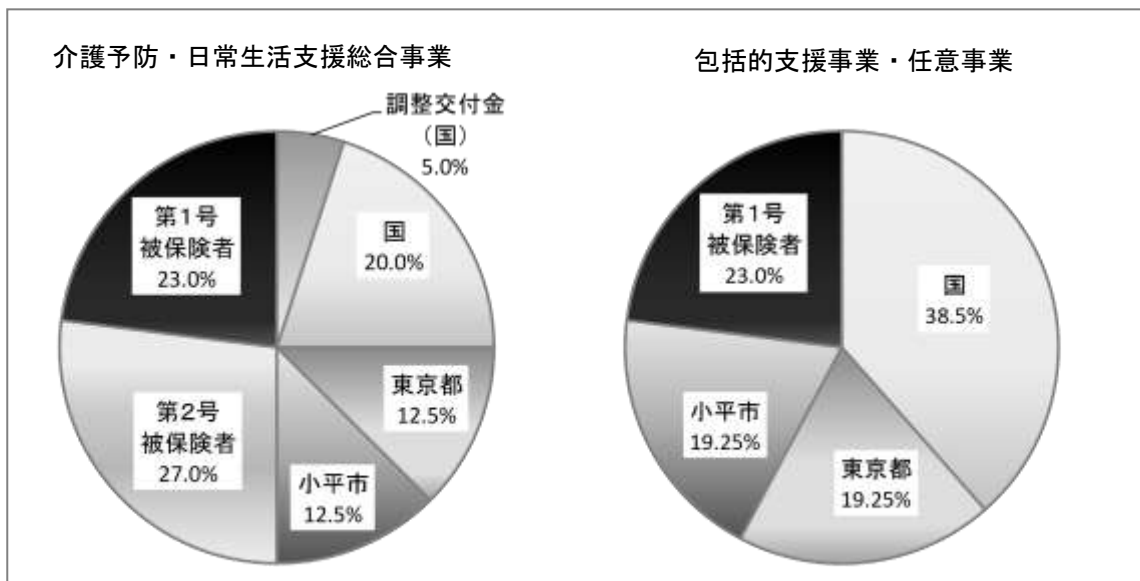
(1) 介護保険の財源

介護保険の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・東京都・小平市の負担金、国の調整交付金によって構成されます。

介護保険の財源構成



地域支援事業の財源構成



(2) 介護保険料算出の手順

①保険給付費（標準給付費）の算出

令和3（2021）年度～5（2023）年度における保険給付費（標準給付費）を算出します。

②地域支援事業費の算出

令和3（2021）年度～5（2023）年度における地域支援事業費を算出します。

③保険料収納必要額の算出

(ア) 第1号被保険者負担分相当額の算出

令和3（2021）年度～5（2023）年度における第1号被保険者負担分相当額は①と②の合計金額の23%となります。

(イ) 調整交付金不足分の算出

調整交付金は、各市町村間における第1号被保険者のうち、75歳以上及び85歳以上の方の割合及び所得段階別割合の格差による、介護保険財政の不均衡を是正するため交付されます。小平市における調整交付金の交付割合は、過去の実績から、令和3（2021）年度が4.92%、令和4（2022）年度が4.39%、令和5（2023）年度が3.87%になると推計しています。

従って、調整交付金負担分の5%から交付割合を引いた分が調整交付金不足分となり、第1号被保険者の保険料でまかなうこととなります。

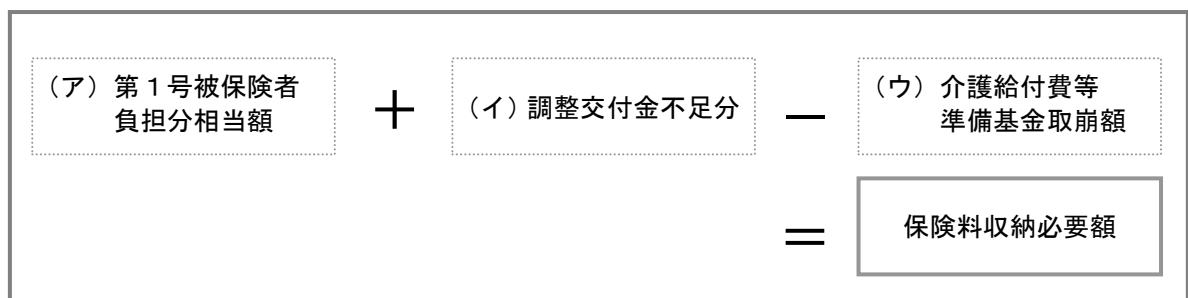
(ウ) 介護給付費等準備基金取崩額の算出

介護給付費等準備基金とは、各計画期間における保険料の剰余分を積み立て、当該及び次期計画期間において、保険料の上昇の抑制に充てるために活用する基金です。

令和2（2020）年度末の残額（見込）である約9億5,000万円のうち、第8期計画期間（令和3（2021）年度～5（2023）年度）では、約7億円を取り崩し、保険料の上昇を抑制します。

(エ) 保険料収納必要額の算出

(ア)～(ウ)の数字を基に保険料収納必要額を算出します。



④ 予定保険料収納率の設定

令和3（2021）年度～5（2023）年度の予定保険料収納率は、98.0%を見込んでいます。

⑤ 第1号被保険者数の推計

介護保険料を負担する第1号被保険者数に所得段階別の加入割合を補正し、補正第1号被保険者数を推計します。

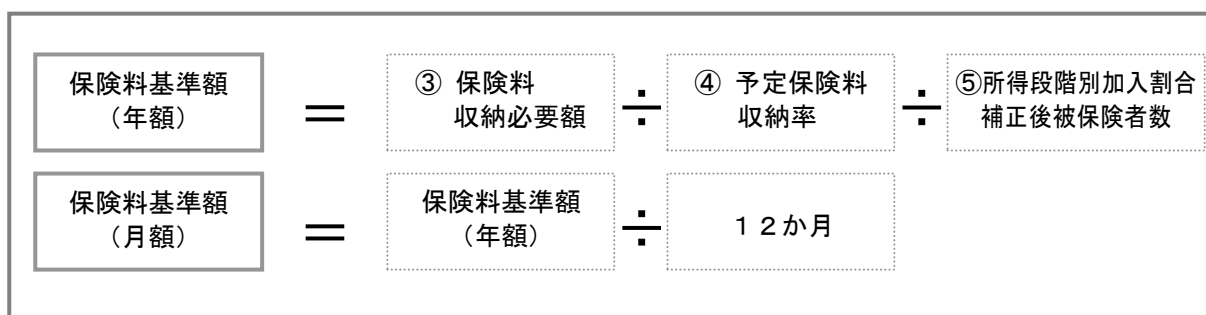
単位：人

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
第1号被保険者数	45,747	46,085	46,428	138,260
補正第1号被保険者数	47,176	47,527	47,883	142,586

※「補正第1号被保険者数」とは、基準所得金額（第5段階）人数に換算すると何人分に相当するかを表しています。

⑥ 第1号被保険者の保険料基準額（年額・月額）の算出

保険料収納必要額を予定保険料収納率と所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数で除算し、保険料基準額（年額）を算出します。



(3) 介護保険料算出の基礎数値

① 総給付費の推計

【居宅サービス／地域密着型サービス／施設サービス給付費】

(単位：千円)

サービス区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護	980,809	1,019,066	1,042,098
訪問入浴介護	79,974	80,578	81,126
訪問看護	474,620	485,485	502,532
訪問リハビリテーション	77,132	82,490	85,026
居宅療養管理指導	293,939	306,453	317,217
通所介護	1,558,745	1,657,081	1,714,622
通所リハビリテーション	219,040	224,488	228,824
短期入所生活介護	209,731	218,260	225,593
短期入所療養介護	13,928	13,936	13,891
福祉用具貸与	438,370	457,821	487,095
特定福祉用具購入費	16,243	17,550	17,550
住宅改修費	21,178	22,103	23,058
特定施設入居者生活介護	1,567,182	1,601,929	1,626,754
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20,614	23,473	26,321
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	129,384	133,839	140,172
小規模多機能型居宅介護	210,537	213,814	215,672
認知症対応型共同生活介護	490,401	490,673	553,229
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	168,897	168,991	168,991
地域密着型通所介護	503,868	523,165	562,317
看護小規模多機能型居宅介護	24,658	24,672	24,672
(3) 施設サービス			
介護老人福祉施設	2,622,358	2,623,813	2,623,813
介護老人保健施設	1,292,270	1,311,126	1,384,085
介護医療院	71,793	96,698	120,664
介護療養型医療施設	130,845	90,720	46,807
(4) 居宅介護支援			
	661,976	691,567	717,705
介護サービスの総給付費(小計)→(I)	12,278,492	12,579,791	12,949,834

【介護予防サービス／地域密着型介護予防サービス給付費】

(単位：千円)

サービス区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	486	486	506
介護予防訪問看護	55,261	58,960	64,479
介護予防訪問リハビリテーション	14,455	15,753	17,539
介護予防居宅療養管理指導	21,920	22,772	23,430
介護予防通所リハビリテーション	38,787	39,088	39,645
介護予防短期入所生活介護	3,912	4,301	4,687
介護予防短期入所療養介護	271	271	541
介護予防福祉用具貸与	62,801	65,052	66,588
特定介護予防福祉用具購入費	5,932	5,932	6,621
介護予防住宅改修	23,008	23,008	24,218
介護予防特定施設入居者生活介護	107,385	107,444	107,903
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	9,795	9,801	9,801
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3) 介護予防支援			
	63,063	65,717	68,628
介護予防サービスの総給付費(小計)→(II)	407,076	418,585	434,586

総給付費(合計) = (I) + (II)	12,685,568	12,998,376	13,384,420
-----------------------	------------	------------	------------

②保険給付費（標準給付費）の推計

【保険給付費（標準給付費）】

（単位：円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総給付費	12,685,568,000	12,998,376,000	13,384,420,000	39,068,364,000
特定入所者介護サービス費等給付額	292,372,307	272,150,133	279,179,973	843,702,413
高額介護サービス費等給付額	384,290,618	395,934,388	415,731,107	1,195,956,113
高額医療合算介護サービス費等給付額	57,684,098	61,468,302	65,338,648	184,491,048
審査支払手数料	14,450,820	15,776,040	16,144,500	46,371,360
保険給付費（標準給付費）	13,434,365,843	13,743,704,863	14,160,814,228	41,338,884,934 【A】

③地域支援事業費の推計

【地域支援事業費】

（単位：円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	600,644,000	605,537,736	608,918,929	1,815,100,665 【B】
包括的支援事業・任意事業費	338,528,000	340,117,480	340,732,855	1,019,378,335
地域支援事業費	939,172,000	945,655,216	949,651,784	2,834,479,000 【C】

（4）介護保険料の算出

第1号被保険者負担分相当額 (【A】 + 【C】) × 23%	=	10,159,873,705円 (ア)	} 保険料収納必要額 (ア) + (イ) - (ウ) 9,725,529,985円 【D】
調整交付金不足額 (【A】 + 【B】) × (5%-交付割合)	=	265,656,280円 (イ)	
介護給付費等準備基金取崩額	=	700,000,000円 (ウ)	

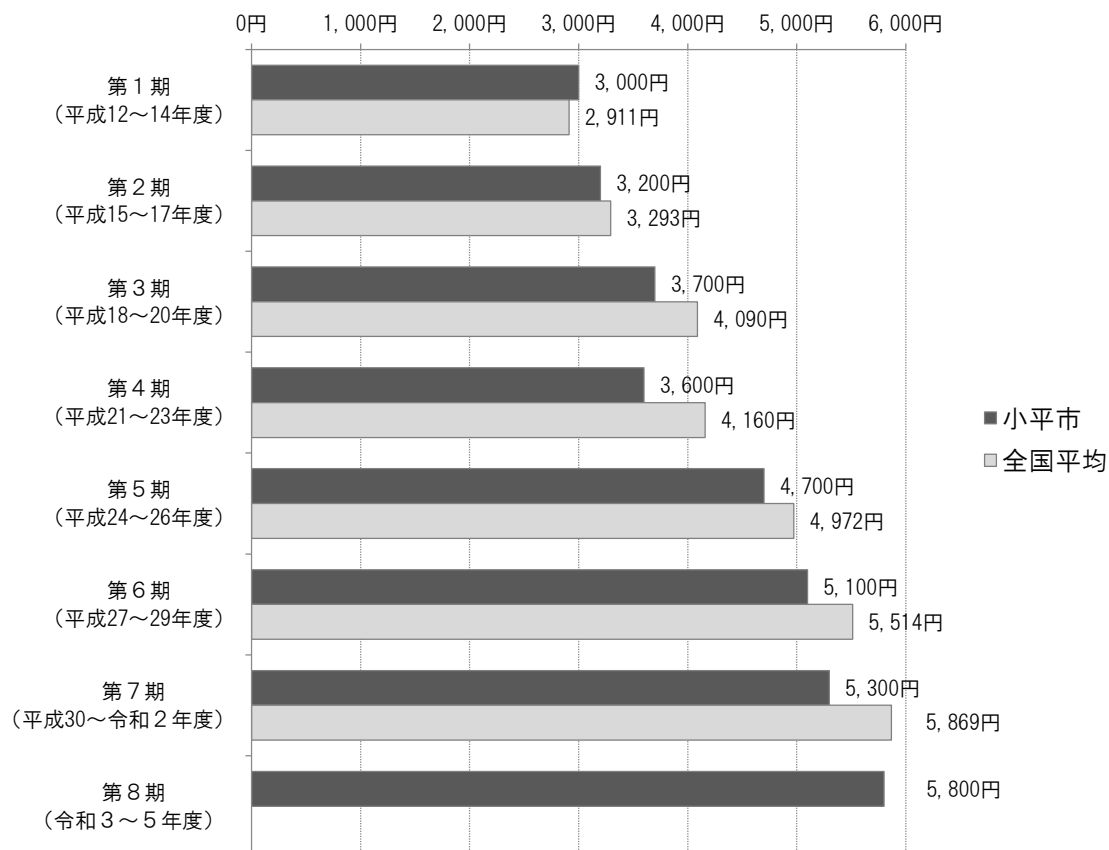
保険料収納必要額に対し、予定保険料収納率を設定し、補正後の第1号被保険者数で除算します。

保険料基準額	=	【D】 ÷ 予定保険料収納率 98.0% ÷ 142,586人 =	69,600円 (年額)
		69,600円 ÷ 12か月 =	5,800円 (月額)

(5) 第1号被保険者介護保険料

①保険料基準月額

第8期（令和3～5年度）の保険料基準月額は、保険給付費等の増加により、第7期の5,300円から5,800円に増額します。



	小平市	全国平均
第1期(平成12～14年度)	3,000円	2,911円
第2期(平成15～17年度)	3,200円	3,293円
第3期(平成18～20年度)	3,700円	4,090円
第4期(平成21～23年度)	3,600円	4,160円
第5期(平成24～26年度)	4,700円	4,972円
第6期(平成27～29年度)	5,100円	5,514円
第7期(平成30～令和2年度)	5,300円	5,869円
第8期(令和3～5年度)	5,800円	

②所得段階の設定

第8期の介護保険料所得段階については、被保険者の所得に応じたきめ細かな保険料設定とするため、現行の第15段階を細分化し3段階増やして、第18段階とします。

また、介護保険法施行規則の改正により、第7段階から第9段階までの合計所得金額の範囲を変更します。

③低所得者への配慮

所得段階が第1段階から第3段階の低所得の方については、第7期に引き続き、公費による保険料軽減を継続し、保険料負担の軽減を図ります。

	(軽減前保険料年額)		(軽減後保険料年額)
● 第1段階	31,300円	➔	17,400円
● 第2段階	45,200円		27,800円
● 第3段階	48,700円		45,200円

④保険料の減免

災害や新型コロナウイルス感染症の影響などの事情で、世帯の主たる生計維持者の負担能力が著しく低下した場合には、必要に応じて保険料の減免を行います。

また、生計困難者に対する介護保険料減免として、小平市が定める基準に該当する方について、市独自に介護保険料の減免を行います。

⑤所得段階別の介護保険料

第1号被保険者の所得段階ごとの保険料年額は下表のとおりとなります。

段階	対象者	基準額 に対する 割合	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者 ・老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、「公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額」が80万円以下	0.45 (0.25)	31,300円 (17,400円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、「公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額」が80万円超え120万円以下	0.65 (0.4)	45,200円 (27,800円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、「公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額」が120万円超え	0.70 (0.65)	48,700円 (45,200円)
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合で、「公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額」が80万円以下	0.90	62,600円
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合で、「公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額」が80万円超え	1.00	69,600円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満	1.10	76,500円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.25	87,000円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	104,400円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.64	114,100円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.78	123,800円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満	1.92	133,600円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.06	143,300円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満	2.20	153,100円
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満	2.34	162,800円
第15段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	2.48	172,600円
第16段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	2.55	177,400円
第17段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満	2.62	182,300円
第18段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上	2.69	187,200円

※第1段階から第3段階について、前期に引き続き公費の投入により、()内の割合、金額に軽減を行う。

(6) 令和7(2025)年の介護保険料の推計

令和7(2025)年の小平市の介護保険料は、国の「地域包括ケア見える化システム」の将来推計では、団塊の世代が75歳以上となることなどから、基準月額が7,000円を超える見込みとなります。

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

(1) 計画の進捗状況報告

毎年度、計画の進捗状況について取りまとめ、「小平市介護保険運営協議会」に報告し、分析・評価を行います。取りまとめた結果は、市ホームページ等で公表します。

また、計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、管理していきます。計画の進捗や効果の評価の結果、社会状況の変化や新たな国・都の施策、市内の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行います。

(2) 小平市介護保険運営協議会

保健・医療・福祉の関係者、介護サービス等の事業者、権利擁護・相談事業等を担う関係者、学識経験者、公募市民等により構成される「小平市介護保険運営協議会」において、以下の項目について協議・検討を行い、介護保険制度の円滑な運営を図ります。

- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進行管理に関すること
- ・地域包括支援センターに関すること
- ・地域密着型サービスに関すること
- ・その他介護保険事業の運営に関すること

会議は、互選により選出された会長のもと、年4回程度開催され、合議制によって運営されます。小平市は、その事務局としての役割を担います。

2 関係機関等との連携

高齢者保健福祉及び介護保険事業の円滑な推進を図るため、小平市社会福祉協議会、小平市シルバー人材センター、小平市医師会、東京都小平市歯科医師会、小平市薬剤師会、東京都多摩小平保健所等との連携・協力関係を維持します。

また、民生委員・児童委員、自治会、高齢クラブ等の組織、市内で活動するNPO、ボランティアサークル等の市民団体、協力関係にある民間企業等との連携・協働を推進します。

さらに、地域全体で高齢者を支えていくために、さまざまな担い手同士をつなぐための会議などを開催し、情報共有と連携を推進します。

3 国・東京都への要請

介護保険においては、サービス提供側の事業者が、経済・社会の変化により、介護に関わる人材を確保することが難しくなっている状況にあります。

今後も、より一層利用者のニーズに応じた十分なサービスの供給が確保されるよう、国、東京都へ働きかけ等を行います。

その他、社会福祉の根幹的な制度の充実、広域的対応が必要な課題への取組や財政支援等については、国や東京都に対して積極的に要請します。

資料編

1 小平市介護保険運営協議会設置要綱

(平成 18 年 4 月 1 日制定)

(設置)

第1条 小平市における介護保険の円滑な運営及び推進を図るために、小平市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置、運営及び評価に関すること。
- (3) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定、指定の取消し等に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか介護保険事業を円滑に行うために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、識見を有する者及び市民のうち市長が依頼する委員 15 人以内をもって構成する。

2 委員のうち6人以内は、公募により選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、依頼の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、協議会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手續、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要に応じて検討事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 小平市介護保険運営協議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 ・ 分 野
会 長	渡邊 浩文	学識経験者
副 会 長	井上 斉	小平市医師会
委 員	上原 健嗣	小平市薬剤師会
委 員	小川 容子	市内の居宅サービス事業者
委 員	落合 高幸	公募市民
委 員	金子 恵一	小平市社会福祉協議会
委 員	川上 政子	公募市民
委 員	久保田 進	公募市民
委 員	佐田 恵子	公募市民
委 員	清水 太郎	居宅介護支援事業者
委 員	下村 咲子	小平市民生委員児童委員協議会
委 員	多賀谷 守	東京都小平市歯科医師会
委 員	林田 良子	公募市民
委 員	比留川 実	公募市民
委 員	松川 茂雄	市内の施設サービス事業者

3 小平市介護保険運営協議会の検討経過

回	開催日	検討事項等
第1回	令和2年 7月16日	<ul style="list-style-type: none"> 小平市地域包括ケア推進計画の策定について 地域密着型サービス事業所の指定等について 地域密着型サービス事業所の廃止について 地域包括支援センターの活動報告、地域ケア会議実績報告について 総合事業の事業者指定状況について 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う介護予防、認知症関係事業について 介護事業所への衛生用品等購入費補助金・支援金の交付について
第2回	令和2年 8月20日	<ul style="list-style-type: none"> 小平市地域包括ケア推進計画の策定について 地域密着型サービス事業所の指定等について 小平市及び地域包括支援センターの評価について 小平市地域包括ケア推進計画（令和元年度）の進捗状況について 令和元年度 地域支援事業概要について 令和元年度 基幹型地域ケア会議報告について 総合事業の事業者指定状況について
第3回	令和2年 10月29日	<ul style="list-style-type: none"> 小平市地域包括ケア推進計画の策定について 地域密着型サービス事業所の指定等について 地域密着型サービス事業所の廃止について 地域包括支援センターの活動報告、地域ケア会議実績報告について 総合事業の事業者指定状況について 小平市高齢者デイサービスセンターの廃止について 介護保険高額介護（介護予防）サービス費の支給誤りについて
第4回	令和2年 12月24日	<ul style="list-style-type: none"> 小平市地域包括ケア推進計画（素案）に係る市民意見公募の結果速報及び今後の計画策定について 第8期介護保険料（案）について 地域密着型サービス事業所の指定について 総合事業の事業者指定状況について 介護施設等におけるPCR検査費用の助成について
第5回	令和3年 2月4日	<ul style="list-style-type: none"> 小平市地域包括ケア推進計画（案）について 第8期介護保険料所得段階（案）について 地域密着型サービス事業所の指定について 令和3年度地域包括支援センター事業実施方針について 令和3年度地域包括支援センター事業計画について 地域包括支援センターの活動報告、地域ケア会議実績報告について 総合事業の事業者指定状況について

4 小平市地域包括ケア推進計画策定調整会議設置要綱

(令和元年9月11日 制定)

(設置)

第1条 小平市地域包括ケア推進計画（以下「計画」という。）の策定について検討を行うために、小平市地域包括ケア推進計画策定調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 調整会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 調整会議に委員長及び副委員長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第5条 調整会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第6条 調整会議に事務の円滑な推進を図るため、ワーキングチーム（以下「チーム」という。）を置く。

- 2 チームメンバーは、委員長が別に定める。
- 3 チームにリーダー、サブリーダー及びオブザーバーを置き、委員長が指名する。
- 4 リーダーは、会議を総理し、チームの議長となる。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 チームの会議は、リーダーが招集する。
- 7 リーダーは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 リーダーは、チームの検討等の結果を調整会議に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 調整会議及びチームの庶務は、健康福祉部高齢者支援課が処理する。

(設置期間)

第9条 調整会議及びチームの設置期間は、その設置の日から令和3年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、令和元年9月11日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

	職 務 名
委員長	健康福祉部長
副委員長	健康福祉部高齢者支援課長
委 員	地域振興部市民協働・男女参画推進課長
委 員	健康福祉部生活支援課長
委 員	健康福祉部地域包括ケア推進担当課長
委 員	健康福祉部障がい者支援課長
委 員	健康福祉部健康推進課長
委 員	健康福祉部保険年金課長

5 小平市地域包括ケア推進計画策定調整会議委員名簿

役職	職務名
委員長	健康福祉部長
副委員長	健康福祉部高齢者支援課長
委員	地域振興部市民協働・男女参画推進課長
委員	健康福祉部生活支援課長
委員	健康福祉部地域包括ケア推進担当課長
委員	健康福祉部障がい者支援課長
委員	健康福祉部健康推進課長
委員	健康福祉部保険年金課長

6 ワーキングチームメンバー

役職	所属
リーダー	健康福祉部高齢者支援課
サブリーダー	健康福祉部高齢者支援課
メンバー	地域振興部市民協働・男女参画推進課
メンバー	健康福祉部生活支援課
メンバー	健康福祉部高齢者支援課
メンバー	健康福祉部高齢者支援課
メンバー	健康福祉部障がい者支援課
メンバー	健康福祉部健康推進課
メンバー	健康福祉部保険年金課
メンバー	企画政策部政策課
オブザーバー	地域包括支援センター中央センター
事務局	健康福祉部高齢者支援課

7 小平市地域包括ケア推進計画策定調整会議の検討経過

回	開催日	検討事項等
第1回	令和2年 6月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムについて ・小平市地域包括ケア推進計画の策定基本方針、策定体制について ・介護保険制度改正、国の基本指針について ・計画の構成、第1章、第2章、施策の体系について
第2回	令和2年 7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画第2章 前期計画における評価と課題について ・計画第3章 計画の基本的な考え方、施策の体系について ・施策の数値目標について
第3回	令和2年 10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画第1章、2章、3章最新の状況について ・計画第4章 施策の取組について ・今後の予定について
第4回	令和2年 12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・素案の公表及び市民意見公募手続の実施について ・次期介護保険料の所得段階について ・改正に向けた国の動向について ・今後の予定について
第5回	令和3年 1月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見公募手続の実施結果について ・第8期介護保険料（案）について ・小平市地域包括ケア推進計画 計画案について

8 市民意見公募（パブリックコメント）

市民意見等 （※電子メール、ファクシミリ、市ホームページによる）

意見受付期間	令和2年11月16日（月）～12月15日（火）
意見受付人数	4人

9 用語解説

※この用語解説の内容は、本計画を理解する上での参考となるように分かりやすくまとめたものであり、必ずしも用語の定義を厳格に定めたものではありません。

あ行

NPO	さまざまな社会貢献活動を行い、団体を構成する人などに対し収益を分配することを目的としない団体の総称。「Non Profit Organization(非営利活動団体)」の略。さまざまな分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。
オストメイト	さまざまな病気や障がいの原因で、腹部にストーマ(人工肛門・人工膀胱)を保持している人。排泄管理のためにストーマ装具を利用する。最近ではオストメイトの排泄管理に対応したトイレも増えている。

か行

介護医療院	地域包括ケアシステムの5要素(医療、介護、生活支援、予防、住まい)のうち、介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設。
介護認定審査会	申請者が介護保険の給付を受けるのが適切かどうか、また給付を受ける場合の要介護度を審査・判定する合議体。市町村が設置し、保健、医療、福祉に関する専門家によって構成される。
かかりつけ医	健康や病気のことについて気軽に相談を受け、身体に不調があるときにいつでも診察できる、地域に密着した身近な医師。初期患者の問題を的確に把握し、適切な指示、緊急に必要な処置の実施、他の医師への紹介を行い、個人や家庭での継続的な治療について主治医としての役割を果たす。
かかりつけ歯科医	患者の心身の特性やニーズを踏まえて歯・あご・口の疾患の治療を行うとともに、全身状態や精神面をも考慮し、計画的に予防を含めた歯科医学的な管理や療養上の支援を行う地域に密着した身近な歯科医。
基本チェックリスト	介護予防・日常生活支援総合事業の対象者を把握するために、生活機能に関する調査を行うためのチェックリスト。地域包括支援センターや市町村窓口で相談に来た高齢者を必要なサービスにつなげるための判定に用いる。
居宅介護支援事業所	ケアマネジャー(介護支援専門員)を配置し、ケアプランの作成やサービス事業所との連絡・調整を行う事業所。
ケアプラン (居宅サービス計画、 施設サービス計画)	要支援または要介護と認定された方が、適切な介護サービスを受けられるようにするために作成される計画。

ケアマネジメント	介護を必要とする方のニーズを把握して、適切な医療、介護、福祉などのサービスを受けられるように調整する手法。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	要支援または要介護と認定された方が、適切な介護サービスを受けられるようにするために、ケアプラン(居宅サービス計画、施設サービス計画)を作成する専門職。
高齢化率	65歳以上の高齢者人口が、総人口に占める割合のこと。
高齢者虐待	高齢者が、他者からの不適切な扱いにより、権利や利益を侵害されたり、生命や健康、生活が損なわれるような状態に置かれること。虐待の種類としては、身体的虐待、介護・世話の放任(ネグレクト)、心理的虐待、経済的虐待、性的虐待がある。

さ行

サービス付き 高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けた住宅で、安否確認や生活相談など高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の高齢者向けの賃貸住宅等。
社会貢献型後見人 (市民後見人)	親族や弁護士等の専門家以外に、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見等業務を担う人を、東京都では社会貢献型後見人と称している。基礎講習を受講し、さまざまな活動を通じて経験を積んだ後、適性に応じて実際の後見業務を担っていく。
社会福祉協議会	社会福祉法に規定された、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体。民間の社会福祉活動を推進し、営利を目的としない民間組織。
主任ケアマネジャー (主任介護支援専門員)	ケアマネジャーの業務について十分な知識・経験をもち、ケアマネジメントを適切に提供する知識・技術を修得した者。原則としてケアマネジャーとして5年以上の実務経験と所定の専門研修課程を修了することが必要である。地域包括支援センターは、主任ケアマネジャーを配置する必要がある。
シルバー人材 センター	高齢者雇用安定法に基づき、原則60歳以上の方を対象として、臨時的で短期的な仕事を請負・委任の形式で行う公益社団法人。
生活支援 コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす専門職。
成年後見制度	認知症や精神障がい等により、判断能力が十分でない方を保護する制度。判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3類型があり、後見人等は家庭裁判所が選任する。

た行

第1号被保険者、 第2号被保険者	区市町村の区域内に住所を有する65歳以上の方を第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者という。
第三者評価機関	社会福祉法人等の事業所が提供する福祉サービスの質について、事業者・利用者以外の公正・中立な第三者として、専門的・客観的な立場から評価を行う機関。
団塊の世代	昭和22年から昭和24年にかけての第一次ベビーブームに生まれた世代。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域ケア会議	多職種の専門職の協働の下で、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として市町村や地域包括支援センターが開催する会議体。
地域支援事業	地域の高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合にも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする事業。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者及びその家族からの相談の受付や、高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援を行う高齢者の総合的な相談・サービスの拠点。
地域密着型サービス	高齢者が認知症や中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするためのサービス類型。原則としてその区市町村の被保険者のみサービス利用可能であり、指定・指導・監督の権限は保険者である区市町村が有する。
超高齢社会	総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合が高い社会のこと。高齢化率7%以上の社会を「高齢化社会」、高齢化率14%以上の社会を「高齢社会」、高齢化率21%以上の社会を「超高齢社会」という。
特定施設入居者生活介護	介護サービスの一類型で、指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供するサービス。

な行

日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、第3期介護保険事業計画以降、区市町村内を日常生活の圏域に分け、サービス基盤等の整備を進めている。圏域の設定にあたっては、保険者ごとに、地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案している。
---------------	---

認知症	アルツハイマー病や脳梗塞、脳出血などにより、情報の分析や記憶などが難しくなり、日常生活が困難になった状態。
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	認知症の状態にある要介護者等が、日常生活上の世話や機能訓練を受けながら共同生活をする施設。
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の方やその家族を支援する人。認知症サポーターになるには、各地域で実施している「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある。
認知症支援コーディネーター	認知症早期発見・早期診断推進事業において、認知症の方ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や地域におけるさまざまな取組・支援の企画・調整等を行う専門員。看護師・保健師等の資格を持ち、認知症ケアや在宅高齢者の支援に3年以上の経験が必要。
認知症施策推進大綱	令和元(2019)年に認知症施策推進関係閣僚会議にて取りまとめられたもの。共生(「認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症と共に生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きること」をいう。)と予防(「認知症にならないという意味ではなく、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにすること」をいう。)を車の両輪として、認知症施策を進めることを定めている。
認定調査員	介護認定の一次判定として、申請者の自宅等を訪ね、要介護認定調査票を基に申請者の心身状態を調査する職員。

は行

バリアフリー	高齢者や障がいのある方などが社会生活をしていく上で、行動を妨げている障壁(バリア)を取り除き、生活しやすくすること。
福祉有償運送	道路運送法に基づき、NPO法人等が要介護者や身体障がい者等の会員に対して、実費の範囲内でドア・ツー・ドアの個別輸送を行う事業。
法人後見監督	社会福祉協議会等の法人が行う成年後見監督。成年後見人が行う後見の事務を監督・指導し、成年後見人が任務を怠ったり、不正な行為を行わないよう監督する役割を担う。
ボランティア	自発的・主体的意思に基づいて、原則、無報酬で社会活動を行う人及びその活動。

ま行

民生委員・児童委員	社会奉仕の精神をもち、常に住民の立場に立って地域住民の相談に応じ、必要な援助を行う、地域福祉推進の中心的な担い手。
------------------	---

や行

ユニバーサルデザイン	健常者・障がい者を問わず、誰もが利用できるように、製品、建物、環境をデザインすること。
-------------------	---

ら行

理学療法士	身体に障がいのある方に対して、運動療法、マッサージなどにより、リハビリテーションとしての治療を行う専門職。PTと略される。
ロコモティブ シンドローム (運動器症候群)	骨、関節、筋肉などの運動器の衰えや障がいにより、生活自立度が低下し、要介護や寝たきりとなるリスクの高い状態になること。

小平市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
小平市地域包括ケア推進計画
(令和3(2021)年度～5(2023)年度)

令和3年 3月発行

発行：小平市健康福祉部高齢者支援課
〒187-8701 小平市小川町2丁目1,333番地
小平市健康福祉部高齢者支援課
電話：042-346-9823
FAX：042-346-9498
電子メール：koreishashien@city.kodaira.lg.jp

¥270